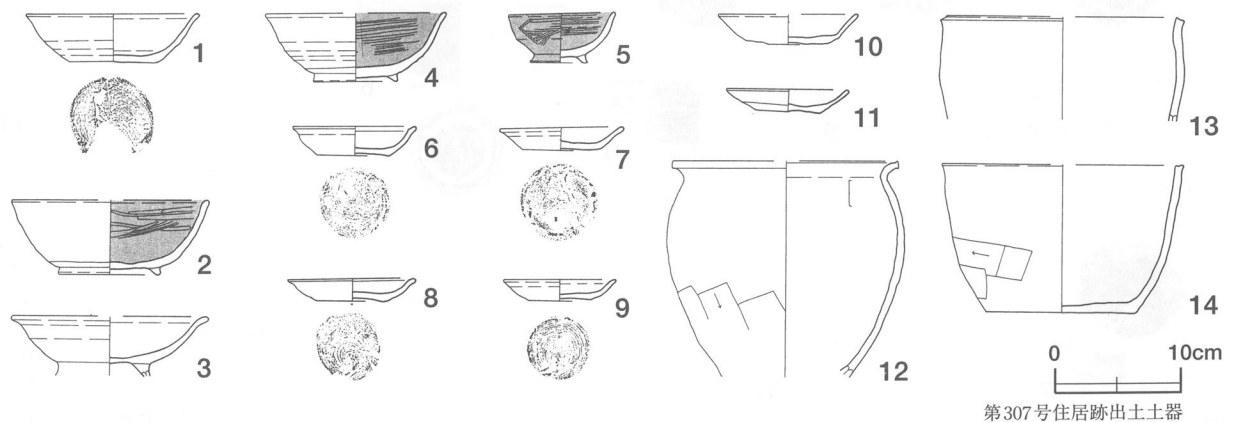


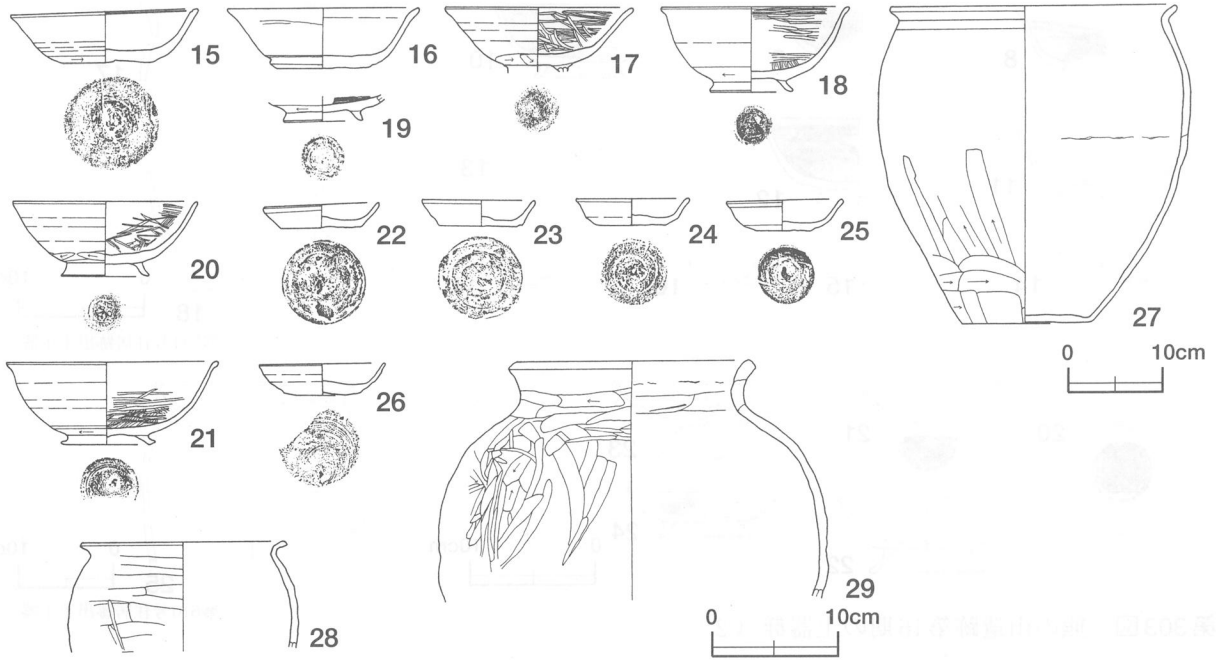
第303図 熊の山遺跡第16期の土器群（2）

第17期（第304・305図）

土師器小皿の出土が普遍化する時期であり、第307・1442号住居跡の土器が該当する。土師器杯は出土量が減少し、客体的な存在となって（15・16）、供膳具の主体は土師器高台付碗と小皿に移る。小皿は口径が10cm以下になり、小振りなものが主体である。底部の切り離しはこれまでの伝統である回転ヘラ切り離しの他に回転糸切り離しも見られるようになり（6～9）、本期以降、この技法が主体となる。高台付碗は依然として体部内面にヘラ磨きと黒色処理が施されたものが主体であるが、断面逆三角形の低い高台を有するもの（2・4）や口径が10cm以下の小形のもの（5）が見られるようになる。前の時期から出現する足高高台付碗は体部内面が小皿と同様に無調整で⁷⁾（3）、出土量は少ない。土師器甕・鉢類は体部外面にヘラ削りが施されるものが主体で、口縁端部を角形に仕上げるもの（12～14・28・29）と丸く整えるもの（27）がある。甕の出土量は極端に減少しており、全形を窺い知るものは出土していない。以上のように、この頃から器種の統合・整理が進み、特に煮炊き具の減少・消滅という現象がみられる。また、高台付碗の模倣対象の変化も推測され、木製の食器や曲物、石鍋などの調理具の存在を考えていく必要がある。



第304図 熊の山遺跡第17期の土器群（1）

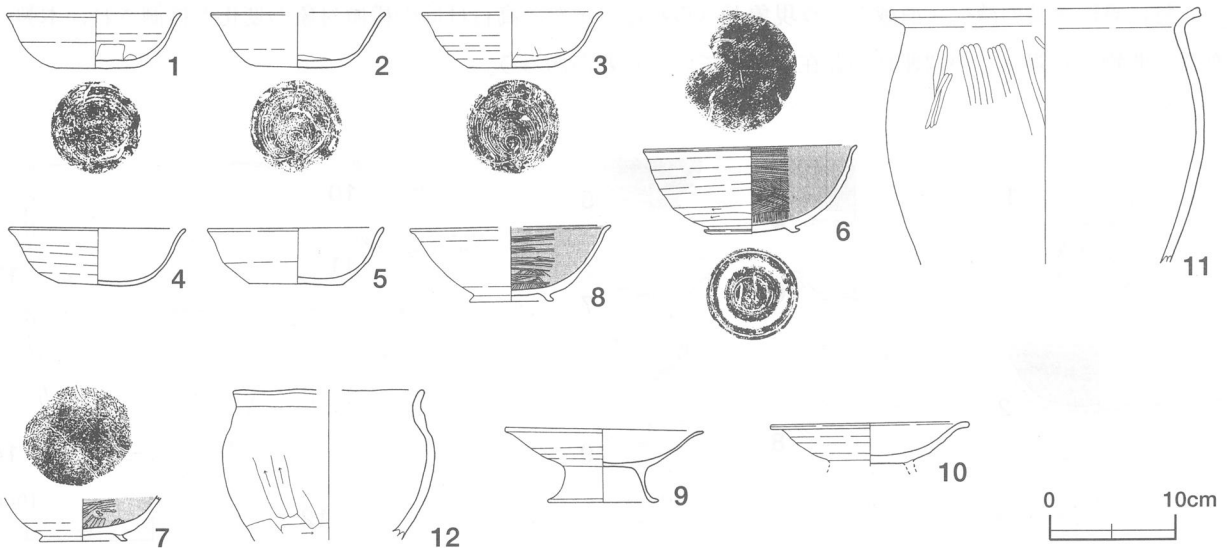


第305図 熊の山遺跡第17期の土器群 (2)

第1442号住居跡出土土器

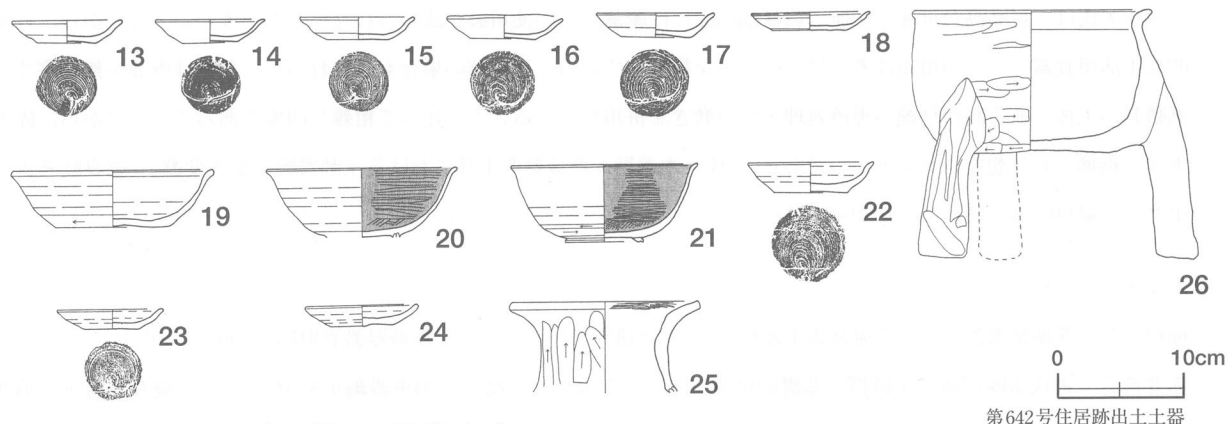
第18期 (第306・307図)

土師器小皿の口径がさらに縮小する時期であり、第110・642号住居跡の土器が該当する。器種構成は第17期とほぼ同様であり、土師器小皿は口径が9cm以下で、底部の切り離しは回転糸切りが主体となる(13~17)。また、高台付碗は低い高台を有するものだけとなる(6~8)。土師器甕類の出土量は減少し、全形を窺い知るものは出土していない。さらに、三足鍋(26)や耳部の付いた鍋などが出土しており、出土状況からは使用方法の復元ができないが、竈での使用を前提としない土器群の出現は古代から中世への社会状況の変化を探る上で注目される。



第306図 熊の山遺跡第18期の土器群 (1)

第110号住居跡出土土器



第307図 熊の山遺跡第18期の土器群（2）

以上、熊の山遺跡の土器は18期の変遷が認められる。各期の年代的位置づけについては、須恵器や灰釉陶器の窯跡の年代観や近年の当地における編年研究を考慮して、次のようにしておく。第1期は4世紀中頃、第2期は5世紀前半、第3～5期は6世紀、第6～8期は7世紀、第9～11期は8世紀、第12～14期は9世紀、第15～18期は10～11世紀である。

註

- 1) 赤塚次郎氏の分類による。（「廻間遺跡」愛知県埋蔵文化財センター 1990年3月）なお、茨城県教育財団古墳時代研究班は、茨城の「S字甕」は東海地方からの波及が直接的でないために、必ずしも赤塚編年に一致しないことを報告している。（古墳時代研究班（集落グループ）「茨城のS字状口縁台付甕について（3）」『研究ノート』7号 茨城県教育財団1998年3月）
- 2) 白石真理氏は、県南部と県北部の土師器の変遷における地域性を指摘し、赤彩土器の盛行は県南部にみられる特徴であり、また、土器そのものが橙色に発色している例が多いことから、鉄分が多く含まれる胎土を意図的に選択している可能性があるとしている。（樫村宣行・土生朗治・白石真理 「茨城県における5世紀の動向」『東国土器研究』5号 1999年）
- 3) 鶴間正昭氏は、関東における新型杯の出現は中央の土器様式が全国的に波及していく一環として位置付けることができるとするが、その影響は関東各地で濃淡があり、そこには中央と在地勢力との連携や確執があると推測する。（鶴間正昭 「関東における律令体制成立期の土師器供膳具」『東京考古』19号 2001年5月）
- 4) 鶴間氏によれば、関東で最も早く須恵器供膳具への転換が進むのは、北武蔵の比企・入間地区と常陸だけであり、特に常陸は対蝦夷の最前線基地としての役割を担い、律令政府の強力な梃子入れにより須恵器供膳具の一斉転換が可能になったと推察している。（前掲文献3）
- 5) 佐々木義則氏は、9世紀代の土師器杯は常陸の北半部では回転ヘラ削り、南半部では手持ちヘラ削りを主体とし、南北で外面調整技法に違いがあることを指摘している。（佐々木義則 「常陸におけるロクロ成形土師器杯の展開－古代久慈・那賀・信太の三郡を中心として－」『婆良岐考古』第20号 婆良岐考古同人会 1998年5月）
- 6) 赤井博之・佐々木義則両氏によれば、底径の縮小化によって調整の簡略化が可能となり、粗雑な製品ではあるが大量生産が維持され、新治産須恵器が下総・下野東部・北武蔵東部へと国を超えて広く流通したと推察している。（赤井博之・佐々木義則「新治窯跡群須恵器杯A1の変化－消費地の様相－」『婆良岐考古』第18号 婆良岐考古同人会 1996年5月）

7) 佐々木氏は、足高高台付碗と小皿の口縁部内面には摩滅などの使用痕が認められないものが多いことなどから、日常的な生活用食器としての用途は考えにくいことを指摘している。当遺跡の場合も、これらの二器種は内面が無調整で、供膳具の主体である高台付碗が黒色処理とヘラ磨きを併用していることと比べて粗雑な印象があることなどから、佐々木氏の指摘が充分想定されることである。(佐々木義則「茨城県北半部における土師器碗の型式変遷」『婆良岐考古』第21号 婆良岐考古同人会 1999年5月)

参考文献

- ・ 檜村宣行「茨城県南部における鬼高式土器について」『研究ノート』2号 茨城県教育財団 1993年7月
- ・ 赤井博之「古代常陸国新治窯跡群の基礎的研究(1)～奈良・平安時代の須恵器編年を中心に～」『婆良岐考古 第20号』 婆良岐考古同人会 1998年5月

3 集落の変遷

前項で示した土器の変遷に基づく時期区分に従って、集落の変遷を述べる。なお、既に刊行されている『第120・133・149・166・174集』の報告分については、その後の調査の進行によって集落の構造や遺構間の重複関係が明らかにされたことなどにより、帰属時期の変更を余儀なくされたものがある。また、時期不明と報告された遺構についても再度遺物を検討し、帰属時期の特定に努めたが、その際の時期に関する責の一切は筆者にある。

(1) 古墳時代

第1期(第308・309図)

古墳時代前期の住居跡45軒が該当する。住居跡はいずれも東谷田川沿いの台地の縁辺部に立地しており、このことは台地裾の自然湧水を利用した小規模な谷津田を生業の基盤としていたことと深く関わっていたためと考えられる。つまり、生活基盤であった水田は集落の立地する台地下の谷津田に求められ、集落域と耕作域が明確に分離した形態ととらえることができる。『常陸国風土記』の序文には、古代の常陸国の水田の様子について、「但、有らゆる水田、上は少なく、中の多きを以ちて、年、霖雨ながあめに遇はば、即ち、苗子(なへ)の登(みの)らざる歎を聞き、歳、亢陽(ひでり)に遭はば、唯、穀実の豊稔なる歎を見む」と記されており、そこには冷害という自然環境に大きく左右された湿田の特徴を読みとることができる。『常陸国風土記』は続けて「行方郡条」で、台地上は獣の棲む未開の森林であり、一方、谷津は蛇の棲む水はけの悪い葦原であると、行方郡と地形の似ている当遺跡周辺も大差ない状況であったと推測できる。短期間で終焉した当該期の集落は、正にこのような自然環境に大きく依存した集落であり、自然条件の悪化や災害とともに小移動が割と狭い地域内で繰り返された集落と推測できる。

住居群の分布に目を転じると、大きく3つの集団に分かれる様子を看取できる。すなわち、遺跡の北東部を占める一群と西部を占める一群、さらに南東部を占める一群である。西部の集落と南東部の集落の間には、地形図を見て分かる通り、両集落を分断するように大きく谷津が入り込んでいる。従って、両集落の地縁的な結びつきは希薄だったことが想定され、一方、北東部の集落と西部の集落は空白域で仕切られるだけの連続した地形であり、あるいは一つの大きな集落を構成していたのかもしれない。

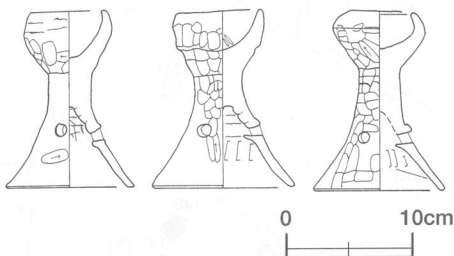
各住居は概ね北西方向を主軸としており、炉を中央部の北西壁寄り、出入り口施設を炉と対峙する南東壁際に設けているものが一般的で、貯蔵穴は東コーナー部に付設されている場合が多い。また、支柱穴をもたない住居が32軒、炉や貯蔵穴などの内部施設が不明な住居は13軒を数え、そうした住居は概して床も軟弱であり、

使用期間の短さ、あるいは居住以外の使用目的が示唆される。規模については、1辺が6mを超える大形住居は6軒だけで、1辺が4m以下の小形住居が18軒を数え、その他21軒は1辺が4～6mの中形の住居である。

当該期における最大規模の住居は68㎡の面積を有する第152号住居跡で、南東部の集団のほぼ中央に位置している。この住居は廃絶に当たって火災を受けており、1489点にものぼる土師器片が焼土の上部から出土し、その中には椀形の手捏土器3点、台付甕形の手捏土器1点が含まれている。焼失住居は南東部の集落では該当住居跡1軒だけであり、焼土の上面から多量の土器とともに手捏土器4点が出土していることと併せて考えると、集落の移転に際して祭祀行為が執り行われた可能性が指摘できる。

西部に展開する一群の中心となる住居は52㎡の面積を有する第380号住居跡と考えられ、この住居跡からは滑石製の管玉と土玉が出土している。また、該当住居跡及び第396号住居跡から出土した小形器台の器受部底面には円孔が穿たれてなく、この形態は北東部や南東部に位置する集団からは出土していない特異なものである。

北東部に位置する一群からは、傑出した住居跡は検出されていない。特徴的な住居跡としては、焼失住居である第48・837A号住居跡、甕形の手捏土器が出土した第858号住居跡、台付甕形の手捏土器2点が出土した第731号住居跡、異形器台が出土した第777・904号住居跡が挙げられる。特に、第904号住居跡から出土した器台3点は完形に近く、いずれも炉の周辺から出土しており、これら3点で煮炊き具を支えていたものと考えられる。



第309図 第904号住居跡出土異形器台

形態は、「ハ」の字状に開く脚部の中位に3孔を有し、器受部が椀状を呈するものであり、器受部底面は穿孔されていない。

当遺跡周辺では、南へ1kmに島名前野・島名前野東遺跡が位置しており、島名前野東遺跡からは住居群とともに方形周溝墓が確認されている。これらの集落は、東谷田川に沿って点在した集落の一つと考えられ、今後の調査事例の進行によっては、より広い範囲での集落の展開が明らかにされるものと考えられ、加えて、

第1期と第2期の時間的空白をつなぐ集落がいずれの場所に営まれていたか、解明が待たれるところである。

第2期 (第309図)

古墳時代中期の住居跡10軒が該当する。各住居は第1期同様、東谷田川寄りの台地の縁辺部に立地している。住居の規模は第61号住居跡だけが1辺4mほどの方形で、それ以外は1辺が5mを超える方形を呈するものであり、規模と形状は概ね揃っている。住居の主軸は北方向と北西方向を示すものがあり、炉の位置は第1期よりも北壁あるいは北西壁近くに移動している。

集落は遺跡の南東部と北東部に分かれ、南東部の一群は大形住居を中心に7軒の住居跡からなり、北東部の一群は3軒からなる。南東部の一群では第179号住居跡が傑出しており、50㎡の面積と主柱穴6か所、炉2か所を有し、集団のほぼ中央に位置している。さらに、第179号住居跡及び第131号住居跡からは炉が2基ずつ検出され、中央部と北壁際に住居の主軸に沿うように併設されている。規模の違いからみて、壁際に付設された炉が煮炊き用と考えられ、中央部に付設された炉は小形であり、明かりや暖をとるためのものと考えられる。

遺物としては、第61・211号住居跡から出土した多量のベンガラが目される。これらのベンガラはいずれも小形壺に入っていたものである。分析の結果、赤鉄鉱を主成分とする良質のもので、1%程度の濃度に薄めて彩色可能なことが明らかにされており、赤彩された土器が多く出土していることと併せて考えると、両跡は土器制作における工房的な役割を担っていたとも想定される。また、第131号住居跡からは碧玉製の勾玉と砂岩製の紡錘車、第316号住居跡からは土製の紡錘車が出土している。

一方、北東部の一群は住居跡3軒からなり、互いに距離を置いて位置しているため、それぞれ単独で存在した可能性も指摘できる。一単位の集団とみた場合には、住居の規模や出土遺物にほとんど違いがなく、ほぼ等質な集落構成をとっていたと考えられる。

当遺跡周辺のこの時期の集落はいずれも川沿いの台地状の縁辺部に展開し、当遺跡から南へ約1kmに島名前野遺跡・島名前野東遺跡、南西へ1kmにツバタ遺跡、さらに2km南に谷田部漆遺跡や真瀬三度山遺跡、上萱丸古屋敷遺跡が点在しており、比較的濃密な分布を示している。古墳時代中期の良好な資料は、県南部では牛久市に所在するヤツノ上・中久喜・東山・馬場・中下根・隼人山遺跡などにみられるが、これらは器種構成からみて当遺跡周辺のものよりも新しい様相を示しており、そうした时期的な偏在が偶発的なものなのか、あるいは大規模な移動によるものなのか、今後の資料の蓄積が必要である。いずれにしても、集落は台地の縁辺部に適度な距離を置いて営まれていたことが看取でき、特に、真瀬三度山遺跡・上萱丸古屋敷遺跡などは西谷田川沖積地との比高が1mしかなく、生活基盤が谷津水田から沖積低地での水田耕作へ変換した可能性も示唆され、興味深い。なお、当該期に属する古墳は、現在のところ確認されていない。

第3期（第310図）

住居内に竈が導入される時期で、第39号住居跡と第804号住居跡の2軒だけが該当する。両跡とも当遺跡の北東端に位置しており、当該期の集落はさらに北方に広がる可能性がある。両跡は厳密な意味での同時期ではなく、若干の時間差を指摘でき、出土した坏の形状から判断すると第39号住居跡がより新しい様相を示している。従って、両跡が同一の集落を構成していたとみるよりは、第804号住居跡の属する集落が第39号住居跡の属する集落へ小移動したと時間幅の中で考えるのが妥当と思われる。

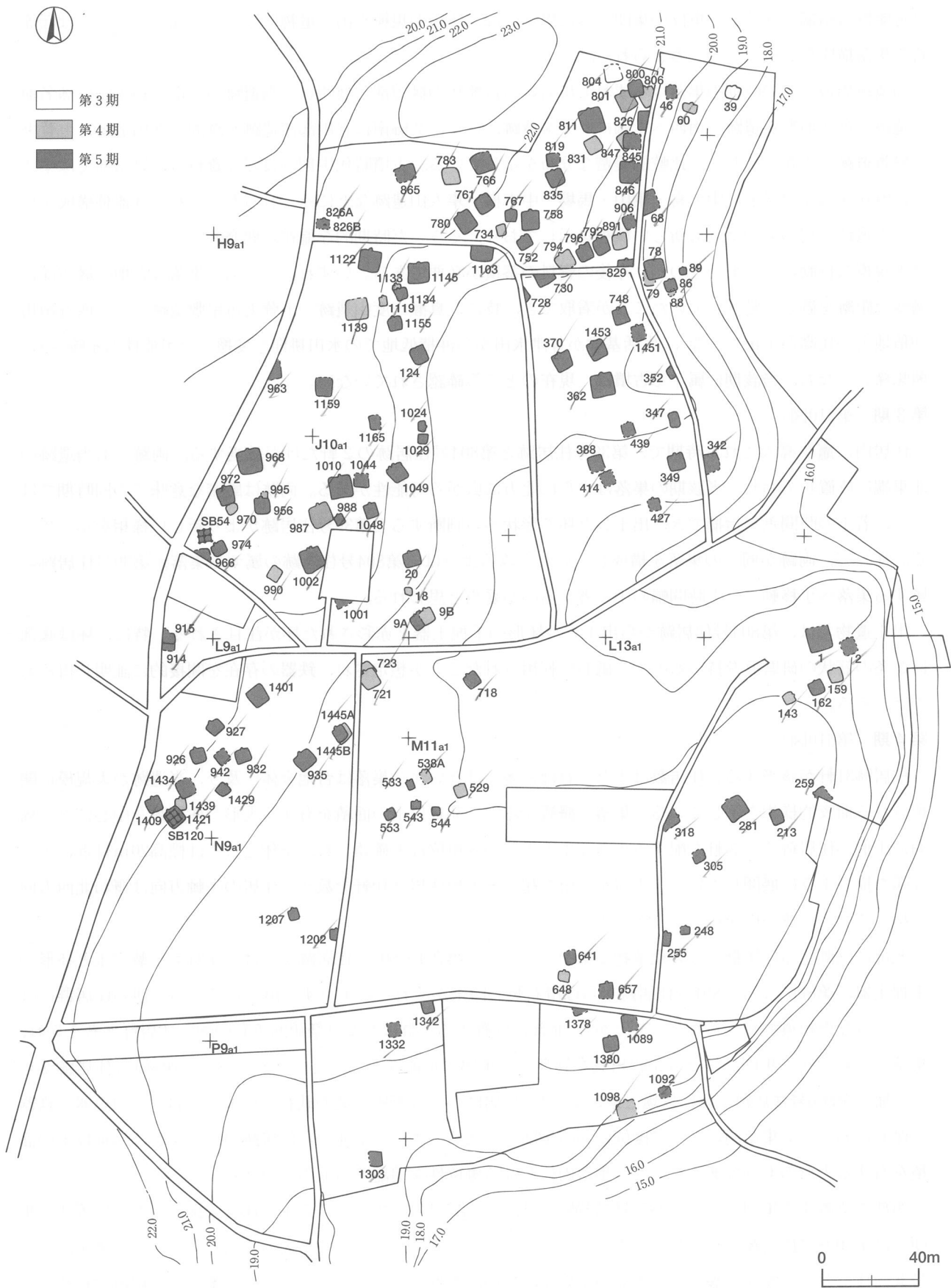
出土遺物では、第804号住居跡から出土した坏形の手捏土器と赤彩された坏が目される。特に、坏は底部に2条の筋状の研磨痕を持つもので、砥石に転用されたことが想定され、鉄器の存在を間接的に証明し得るものといえる。

第4期（第310図）

住居跡31軒が該当する。住居数はまだそれほど多くはないが、集落は台地全体に及び、当遺跡が大規模に開拓される前夜の様相を示している。集落を概観すると、50㎡以上の面積を有する大形の住居跡を中心にその周囲に小形の住居跡2、3軒を配する小さなまとまりが8単位ほど確認され、全体としては標高20m付近に大きな弧を描くように展開している。1辺が6mを超える大形住居は10軒を数え、住居の主軸方向は概ね北西方向を指しており、統一性を窺うことができる。

北部に位置する住居群には祭祀遺物が集中しており、第794・801号住居跡からはいずれも土製勾玉と坏形の手捏土器、第806・831・891号住居跡からは滑石製の白玉がそれぞれ1点ずつ出土している。他の住居群にはそのような祭祀遺物がみられないことから、北部に位置する一群はかなり祭祀的色彩の強い住居群と考えられ、集落の祭祀を司る集団、または祭祀用具を管理する集団の可能性が高いといえる。また、第801号住居跡からは平瓶、第806号住居跡からは鉄鏃と鏃、第831号住居跡からは凝灰岩製の砥石が出土しており、須恵器や鉄器の保有においても集落内において優位にある集団といえる。また、上述した住居跡のほとんどは50㎡以上の面積を有する大形のものであることも、集落内における優位性を追認するものといえる。

西部に位置する集団では、第987号住居跡から坏身、第721号住居跡から刀子と球状土錘、南部に位置する集団では第1098号住居跡から土製紡錘車出土しており、これらの住居もまた大形である。こうした事実は、世帯共同体における家父長層による鉄器や須恵器の集中的管理を示唆するものであり、個々の住居跡は期待ほどに当時の階層を語ってくれない中で、有力者層の存在を想定させてくれる貴重な資料といえる。



第310図 熊の山遺跡集落変遷図（第3・4・5期）

ところで、当該期から土師器大形鉢が器種構成に加わるようになる。この器種は畑作に関連した新しい調理対象物と調理法に対応した調理器とされ¹⁾、純然たる低湿地農耕から乾田・畑を含む農耕への飛躍を示唆するものといえる。そして、台地上全体を占拠するようになる集落の広がり、そうした農耕法の転換を物語っているといえよう。

以上、概観したように、当該期にはそれぞれの集団の中に規模の大きい住居が出現するようになる。このことは、特徴ある遺物がそうした特定の住居跡から出土していることと併せて、大形住居を中心とした集団としての結合の強化、すなわち集落に対する単位集団（世帯共同体）の自立性を強めてきたことを意味するものといえる。

第5期（第310図）

該当住居数は101軒と増加し、新たに掘立柱建物2棟が出現して、熊の山遺跡は繁栄期を迎える。遺構は台地上全体に及んでいるが、密なまとまりを示すのは北部と西部であり、その二地点には大形住居も多く見られることから、第4期において優位な立場にあった集団が当該期にあっても同様の立場を保持していたものと想定される。鉄器や須恵器の出土も増加し、須恵器17点（坏身2、高坏2、甕3、長頸壺1、短頸壺5、脚付壺1、提瓶2、甕1）、鉄器11点（鎌3、鋤先2、刀子3、鍬3）、砥石8点が出土している。その他の遺物では、紡錘車3点（滑石1、土製2）、臼玉14点（滑石11、緑泥片岩1、蛇紋岩2）、有孔円板1点（滑石）などが出土している。これらの遺物もまた、北部と西部から多く出土している。特に、鋤（鍬）先が、西部に位置する第972・1048号住居跡から出土している点は注目される。これらの鉄製品はU字形を呈するもので、元来、出土量が極めて少ないものであり、目立った使用痕がないことから、専ら古墳や横穴墓等の非日常的な土木作業（造墓作業等）に使用されたとする論説²⁾もあり、有力家父長層による集中的な所有と結びつけて考えることができる。

集落を概観すると、1辺が6mを超える大形住居は28軒を数え、確認される単位集団もその数に比例するように増加をみせている。住居の主軸方向は概ね北西方向を基調としているが、北部の集団には北方向を主軸とする住居群もみられる。単位集団ごとに住居の方向軸に統制がとられていた状況の中で、北方向と北西方向の住居が混在しているということは、短期間での住み替え、或いは小移動が行われた可能性を考えておく必要があるだろう。

当該期の特徴ある遺構としては、西部に位置する集団に付属して建てられた第54号掘立柱建物跡が挙げられる。また、第120号掘立柱建物跡も第1421号住居跡と重複しているが、この時期のものと比定されており、短期間での建て替えが想定されているものである。これらの建物はいずれも2×2軒の総柱式で、剰余生産物の収納の場ととらえることができ、近藤義郎氏によれば、「諸家族体間の不均等は諸生産と交流の発達の中で深まる」³⁾のであり、そうした状況が当時の熊の山遺跡に掘立柱建物跡をもつ単位集団とまたない単位集団を存在させたことになる。と同時に、「収奪の象徴となる掘立柱建物跡群がみられないことから、支配的共同体としての地位はあまり高くない。」⁴⁾ともいえ、国造を頂点とする重層構造を底辺で支えていた群集墳の被葬者としての存在を垣間見ることができる。また、遺跡周辺に目を向けると、当遺跡の北側には熊の山古墳群や関の台古墳群の存在が確認できる。これらの古墳群は概して径10mほどの小形円墳で占められており、こうした群集墳の形成が上述したような社会事情を物語っているといえよう。

第6期（第311図）

住居跡116軒、掘立柱建物跡2棟が該当し、遺構数は第5期にも増して一層増加する。1辺が6mを超える大形住居は36軒を数え、特に1辺が8mを超える大形住居が南部や南西部にもみられるようになり、新たな世

帯共同体の成長、増加を意味するものと理解できる。また、主な遺物としては、鉄鎌8点、手鎌1点、刀子3点、砥石10点、転用砥石1点、須恵器21点（坏身4、坏蓋3、高坏1、平瓶4、提瓶3、甗4、短頸壺1、甕1）などがある。

従来から優位な立場にあった北部と西部に位置する集団は当該期にあっても継続しており、なかでも、西部に位置する第1045号住居跡は1辺が10mを超える当遺跡最大規模の住居跡である。この住居跡からは鉄鎌と砥石が出土しており、隣接する第1012号住居跡（第1045号住居跡との間隔が狭すぎることから短期間での住み替えを想定している）からは蛇紋岩製紡錘車、第1061号住居跡からは土製紡錘車、第1063号住居跡からは転用砥石と須恵器提瓶、第1080号住居跡からは須恵器坏身が出土するなど、遺物の点からも、単位集団としての優位な立場を窺うことができる。また、第959号住居跡からは鞆羽口や鉄滓が検出されており、鍛冶関連の手工業との関わりも想定され、さらに、第53号掘立柱建物跡が西側に付属していることも、優位な立場を物語っている。

掘立柱建物跡は、第1045号住居跡を中心とする西部の集団と空白域を挟んで東側に展開する単位集団にも認められる。いずれの建物も2×2軒の総柱式であり、第5期でみられたものと同様、剰余生産物の収納場所といった役割が想定できる。この東部の集団の中心は1辺が10m弱の第358号住居跡と考えられ、この住居自体は遺存状態が悪いため、遺物はほとんど検出されなかったが、周辺の住居跡では、第385号住居跡から鉄鎌と楔、第391号住居跡から鉄鎌2点と手鎌、第402号住居跡から刀子、第341・354号住居跡から土製紡錘車、第426号住居跡から須恵器平瓶が出土している。

北部に位置する集団では、1辺が8mを超える第876号住居を中心とする単位集団、第843・888・892号住居を中心とする単位集団、第811号住居を中心とする単位集団などが看取できる。これらの集団からは砥石の出土が目立ち、第766・877・892号住居跡から各1点ずつが出土して、鉄製農具そのものは第49・827号住居跡から出土した鉄鎌2点だけであるが、砥石の存在と併せて相当数の鉄器の保有が推察できる。また、須恵器は、第49号住居跡から甕・平瓶、第888号住居跡から甗、第771号住居跡から坏身が出土している。

南西部には新たな集団が成長し、第1224号住居跡を中心に4軒のまとまりを示す単位集団が認められる。1辺が9mを超える第1224号住居跡からは、刀子2点と砥石1点、坏形の手捏土器2点が出土している。また、第1219号住居跡からは鞆羽口が多数出土し、付近からは多量の鉄滓が確認されている。鍛冶炉そのものは検出されていないが、当該期には鍛冶関連の手工業が開始されていたことは確実である。この付近は東側に緩やかに降下した傾斜地で通風性に適し、しかも該期以前は無住地帯だったことから、住居を建てる際の制約がなかったことが想定され、鍛冶に関わる集団が鍛冶に適したこの地に意図的に居住を定め、操業を開始したことが想定される。

以上のように、当該期は各世帯共同体のさらなる成長がみられ、同一集落内に複数の有力な世帯共同体が併存した時期といえる。第5期から続く須恵器の安定供給は、東谷田川を媒介とした他地域との交流を如実に物語り、集落内において鍛冶関連の手工業が開始されたことにより、熊の山遺跡は一層の隆盛をみせることになる。

第7期（第311図）

住居数は減少し、住居跡56軒が該当する。住居規模も縮小し、集落は一旦衰退に向かう。特に、これまで隆盛を誇っていた北部に位置する集団の衰微は顕著で、大形住居は減少し、特徴ある遺物もわずかに第849号住居跡から砥石（凝灰岩）と紡錘車（滑石）、第76号住居跡から須恵器坏身、第1102号住居跡から須恵器壺蓋などが出土しているだけとなる。



第311図 熊の山遺跡集落変遷図（第6・7・8期）

一方、前代からの系譜である西部の一群と南東部の一群は優位な立場を維持し続ける。西部の一群は大形住居を中心に複数の小形住居が付属する形で構成され、第957住居を中心とする1単位、第979号住居を中心とする1単位、以下、第1040・1064・1166号住居をそれぞれ中心とする3単位の計5単位が認められる。これらの単位集団は互いに近接していることから、地縁的・血縁的に結びつきが強かったことが想定され、次期まで継続して繁栄していく。主な遺物としては、鉄鎌が第1032号住居跡、刀子が第29・1008・1040・1074号住居跡、砥石が第31・957・979・981・1040号住居跡、転用砥石が第973号住居跡、紡錘車（蛇紋岩）が第957・981号住居跡から出土している。また、住居内の覆土から鉄滓や被熱した雲母片岩が出土しており、鍛冶関連の手工業を取り込んでいたことも窺われる。須恵器では、第29号住居跡から高坏、第957号住居跡からフラスコ形瓶・平瓶、第1008・1166号住居跡から坏蓋が出土している。

また、西部の集団と空白域を挟んで東部に展開する集団は、第435号住居を中心にして4軒の住居跡で構成されている。この単位集団は前代からの系譜を引く集団と考えられ、大形住居である第435号住居跡からは砥石・刀子・須恵器特殊扁壺が出土している。この特殊扁壺は東日本においての出土例が極めて少ないものであり、他地域との交流を窺う好資料といえる。

南東部の一群では、第656号住居が傑出している。1辺が10mを超える当遺跡最大規模の住居であり、遺物も手鎌3点、刀子3点、須恵器平瓶1点などが出土しており、興味深い。また、同住居と同じ単位集団を構成する第253号住居跡からも鉄鎌1点、第1251号住居跡から刀子2点、鉄鎌2点が出土しており、鉄製品の保有において他の集団を凌駕している。さらに、この集団の北側に位置する集団は7軒で構成され、明確な形での中心住居を抽出できない等質な集団であるが、第274号住居跡から鉄鎌1点、第330号住居跡から鉄鎌と須恵器坏蓋各1点、第197号住居跡から須恵器フラスコ形瓶と坏蓋各1点、第132号住居跡から須恵器高坏1点、第162号住居跡から砥石（凝灰岩）1点がそれぞれ出土しており、集団全体の出土遺物では他の集団と遜色がない。

前代から鍛冶関連の手工業が行われていた南西部は、当該期にあっても同じような状況であり、明確な形での鍛冶関連の遺構は検出されていないが、鉄滓などの遺物によってその存在が推定される。また、第1404号住居の床面中央にはピット2か所が掘り込まれ、その周囲が特に踏み固められていることから、報告者は何らかの道具を設置したピットの可能性を指摘し、ベンガラ出土と併せて工房的な施設を想定している。同住居跡からは、紡錘車2点（土製・粘板岩製）も出土しており、これら南西部に位置する一群は手工業に関わる工房的な要素の強い集団といえる。

第8期（第311図）

竪穴住居跡32軒と掘立柱建物跡3棟が該当する。第7期に続いて衰退傾向にあり、集落内において主導的な立場にあったと想定される北部と西部の集団のうち、北部の集団は全く衰微してしまい、住居2軒が確認されるだけとなる。一方、この時期にあっても西部の一群は優位な立場を保持し続けたと考えられ、とりわけ、第55号掘立柱建物跡（5×3間総柱式）、第57号掘立柱建物跡（6×3間側柱式）は、この時代の建物跡としては、稲敷郡桜川村に所在する柏木古墳群遺跡（評家や在地首長層に関わる集落遺跡^カ）で確認されている第1～3号掘立柱建物跡（5×3間側柱式）に比肩する大形のものである⁵⁾。特に、第57号掘立柱建物は南妻側に庇が張り出し、さらに南側部分の三方を目隠し状の施設（塀^カ）が付属するもので、有力者層の居住施設と考えられる。また、第55号掘立柱建物は同じ総柱式である第56号掘立柱建物とともに、第57号掘立柱建物に付属する倉としての機能が想定されている。遺物もこの西部の集団に集中しており、特に第1079号住居跡からは鉄鎌・刀子・砥石・須恵器坏蓋・長頸壺・馬具が出土している。

南部に位置する集団では、1辺が6mを超える第623号住居が中心となるものと考えられるが、砥石に転用した土器片2点が出土していること以外、目立った遺物の出土はない。

一般に、7世紀後半になると住居の小形化と集落規模の縮小が進み、中には消滅してしまう遺跡も数多くみられる。当遺跡においても同様な傾向は認められるが、そのような状況下にあっても、当遺跡は前述の掘立柱建物を中心にして集落としての命脈を保つことができ、次の時代へと継続する。

(2) 奈良・平安時代

第9期 (第312図)

住居跡84軒、掘立柱建物跡4棟などが該当する。古墳時代後期に続いて第2の画期といえ、住居形態は概して1辺が4～5mの方形で均質なものとなり、主軸方向はいずれも真北方向を指すようになる。また、遺跡の南西部には第16・20・77号溝が1辺70mの方形に巡らされるようになる。これらの溝は調査年度の違いにより別々の名称が付けられてしまったが、本来同一のものである。形状は、上幅75～210cm、下幅42～105cm、深さ50～82cmの箱葉研状を呈し、南側部分が開口しており、住居の主軸同様に、南北を基調とした構造になっている。なお、現代の道路下には溝が巡っていないことが、トレンチ調査により確認されている。

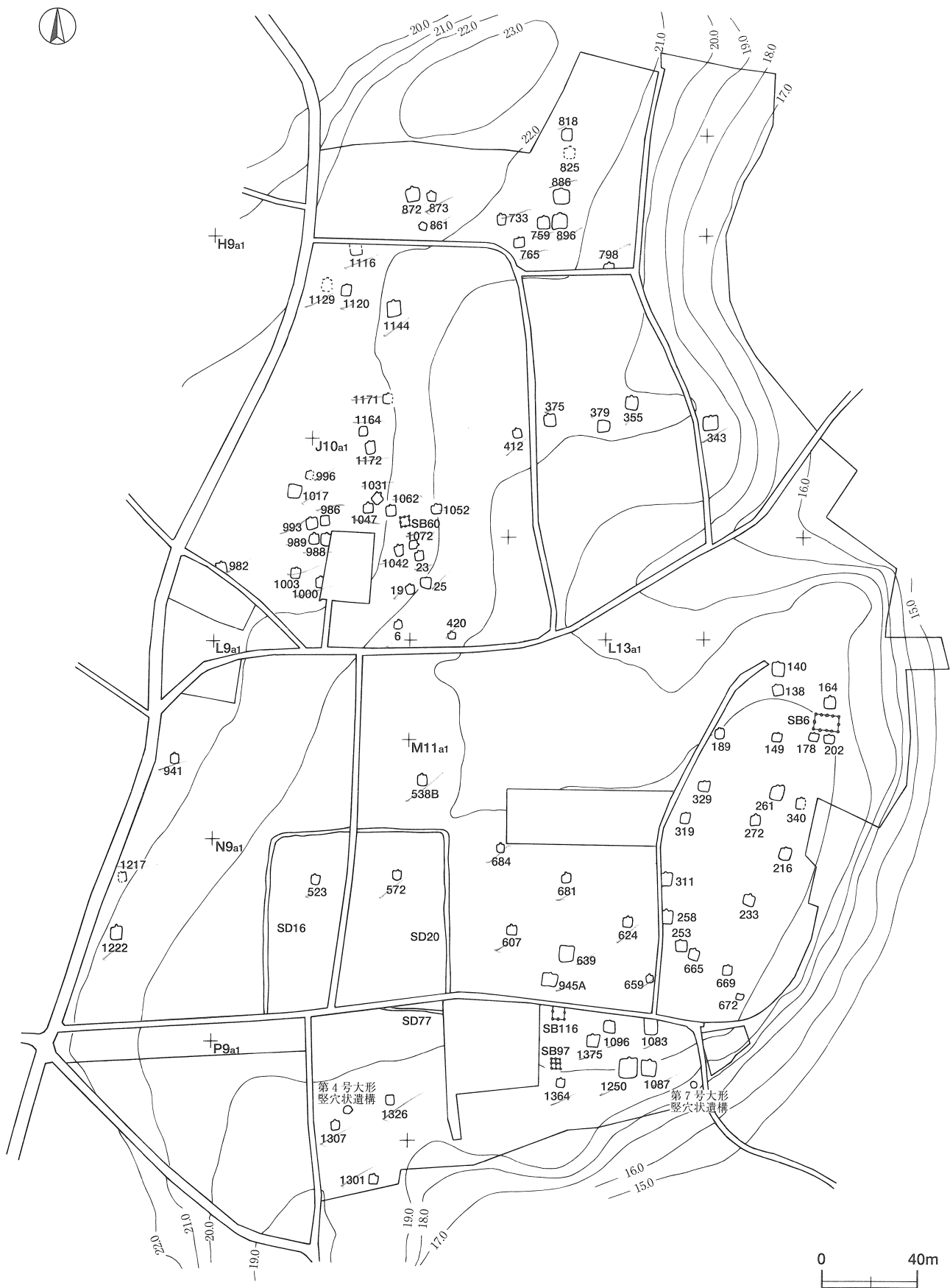
住居の密集地帯は北部、西部、南東部の三地点に分かれ、特徴ある遺物もそれらの地点から集中して出土している。この時期、最も隆盛を誇るのは南東部の一群で、この集団はさらに3～5軒を一つのまとまりとする5～7単位に分かれる。特に、南端部に位置する集団は住居の規模・遺物ともに傑出しており、中心となる第1252号住居は50㎡を超える面積を有した当該期における最大規模の住居で、刀子1点・鉄鏃2点とともに銅製の鉸具1点が出土している。東に並列する第1087号住居も(前述住居と互いに近接していることからいずれかへの住み替えが想定されている)同程度の規模を有し、須恵器盤を転用した硯や鎌・刀子・棒状の鉄製品(釘カ)各1点や須恵器大甕片などが出土している。また、北側に位置する第1083号住居もほぼ同規模であり、釘7点とともに銅製丸柄1点が出土している。第1098号住居跡からは、「大」とヘラ書きされた須恵器坏が出土している。さらに、これらの集団には倉庫と想定される第97・116号掘立柱建物が付属しており、遺構の配置からも他の集団を優越していることは明らかである。

第639号住居を中心とする一群も出土遺物にみるべきものがあり、該当住居跡からは鎌1点・鉄鏃1点・刀子2点、銅製鉈尾1点が出土している。また、同じ単位集団を構成する第645A号住居跡からも刀子1点が出土している。さらに、その他の住居跡からは、鍔鉈1点、刀子2点、鉄鏃4点、鎌1点、棒状鉄製品1点、砥石2点、石製紡錘車1点などが出土している。

以上のように、当該期に出土した鉄製品全36点のうち28点が南東部の集団に集中しており、この集団による鉄製品の集中的保有という状況があったのかもしれない。さらに、銅製帯金具3点がこの集団から出土していることも注目すべき点である。次項で詳述するが、一般に帯金具は8世紀後葉以降に出土量が増加するものであり、今回のように8世紀前葉の集落からまとまって出土すること自体が稀で、しかも第1083号住居跡から出土した丸柄はその系譜を古墳時代に求められ、中央政府が律令体制を確立していく過程で在地有力者層を体制内に取り込んでいく様子的一端を窺うことができる。

一方、西部に展開する集団からは、第60号掘立柱建物跡が検出されているものの、傑出する住居は見あたらない。しかし、集団全体としては刀子2点、鎌1点、鉄鏃1点、棒状鉄製品1点、砥石2点、石製紡錘車1点などが出土しており、出土遺物の面からその優位性を窺うことができる。

北部の集団では、第872・886・896・1144号住居などの大形住居を中心に4単位の集団が展開している様子



第312図 熊の山遺跡集落変遷図（第9期）

が看取できる。第7・8期と衰退したかに見えた北部の一群であるが、この地は第4期以降熊の山遺跡の開拓に当たって最も早く拓け、熊の山古墳群を後背地とする故地であり、その系譜に当たる人々がこの地を再び居住地としたことは想像に難くない。遺物としては、第1144号住居跡から文書事務に関わる円面硯、第886号住居跡から釘、砥石、第733号住居跡から鉄鏃、第873号住居跡から刀子各1点の出土が確認されており、当該期から再び隆盛に向かう。

以上、住居の広がりを中心に、密なまとまりをみせる南東部、西部、北部の集団について述べてきたが、これらはいずれも第4期から継続する地点に展開する集団であり、そこには前代から連続と続く地縁・血縁的に結びついた世帯共同体としての姿を垣間見ることができる。

最後に、方形に巡る溝跡について述べておくことにする。この溝は1辺が70mの等尺度(2/3町)で、各コーナーは直角に屈曲した方形を呈しており、強い規格性の元に掘削されたことが想定される。西側部分からは、湖西産と考えられる須恵器大甕、提瓶、子持器台、銅製巡方、環状鉄製品(馬具カ)などが大量の在産の須恵器供膳具・煮炊き具類とともに出土している。巡方の出土に目を向けるならば、この時期に帯金具を保持していたのは南東部の一群だけであり、位置的にも東側に隣接していることから判断すると、この集団が溝の造営に対して主導的な立場にあったと推測できる。あるいは、当遺跡のこれまでの集落の変遷に鑑みるならば、台地の中央部または北部に造るべきものを、優位な地位を楯にして自らの集団に近い場所に誘導して造らせたのかもしれない。

ところで、この溝の内側には小形住居である第523・572号住居が対峙するように位置していること以外、遺構は確認されていない。これら2軒の住居は溝内を管理する役割を担っていたとも想定されるが、とするならば、この溝が何の目的で掘削されたのか、あるいは何を区画しているのかが問題となる。しかも、次期にはさらに大きく集落を取り囲むように溝が巡らされる状況からみて、当集落を語る上での重要な視点となるものと思われるが、残念ながら、そのことを明確に示すだけの資料は確認されていない。また、南東部の集団が溝の造営や運営に当たって主導的な立場をとっていたとするならば、大量投棄された須恵器は西側でなく東側の部分から検出されるべきではないかといった疑問も沸いてくる。推論を重ねることになるため、これ以上の言及は行わないが、次期以降、この溝はさらに重要性を高め、溝を意識した形での掘立柱建物群の形成をみることになる。

第10期(第313図)

住居跡85軒、掘立柱建物跡19棟などが該当する。また、溝が集落を大きく取り囲むように巡らされ、総延長はトレンチによる確認部分を含めると1000mを超える。なお、当該期以降、継続して掘立柱建物が建てられる地点を、便宜上、北部に位置する掘立柱建物A群、中央部西寄りに位置するB群、南西部に位置するC群、南東部に位置するD群と呼称する。

住居の分布は、ほぼ第9期を踏襲して、北部から西部、南東部にかけて広がりを見せているが、第9期と比べて密集度は小さくなっている。当該期は、鉄製品の集落全体への浸透が顕著で、刀子14点、鎌6点、釘5点、鉄斧1点、鍵1点、鉄鏃7点、鉄製鉞尾1点(馬具カ)、砥石8点などが出土している。また、当該期からは石製紡錘車4点が出土しており、未だ鉄製のものは認められない。

北部に展開する掘立柱建物A群は第29・30号掘立柱建物の2棟からなる小規模のものであるが、集団としての存在意義は大きい。住居跡にも傑出した規模のものは見当たらないが、出土遺物に注目すべきものがあり、第871号住居跡からは円面硯1点と転用硯2点が出土し、そのうち円面硯の海部には「大殿墨硯」と墨書されている。そこには、「大殿」と称して差し支えないだけの実力者の存在が窺われる。また、該当住居の東に位

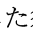
置する第789号住居跡からも鎌や手鎌とともに転用硯2点が出土している。

西部に位置する集団から掘立柱建物跡は検出されていないが、この集団の中心住居と考えられる第997号住居跡からは砥石などの他に鍵が出土しており、倉庫との関わりが想定できる。あるいは、南に林立する掘立柱建物B群と関わる集団なのかもしれない。

掘立柱建物B群は中央部西寄りに位置しており、集落を取り囲む第35B号溝と軸を揃えて、整然と配されている。また、溝の巡っていない東側と北側も、空白域によって居住域と明確に区別されている。当該期に比定される掘立柱建物の数は11棟であるが、時期不明の建物跡の中には桁行方向が同一のものもみられることから、この数はさらに増える可能性を含んでいる。これらの建物は、規模と形状から穎稻や穀稻を納める倉庫群として機能していたと考えられ、同じ敷地内に位置する第542・714・1411号住居は倉庫を管理するための住居とも想定される。第714号住居跡からは刀子1点とともに、「福集」と朱書された須恵器坏が出土し、第1411号住居跡からは刀子2点が出土している。「福集」という文字は墨書土器としては達筆であり、墨書土器そのものが第12期以降に多くみられるものであることから、土器に墨書するという通念が集落に定着する以前に識字層によって朱書されたと考えられ、かかる人物の教養の高さを窺うことができる。

南東部の集団では、50㎡を超える面積を有する第1091号住居が傑出しており、この住居跡からは円面硯や銅製巡方各1点、漆付着土器2点、鎌2点の他に、「×」と焼成前にヘラ書きされた須恵器坏4点、「大」とヘラ書きされた須恵器坏2点などが出土している。帯金具や「大」という文字資料の出土は、第9期から当該集団に共通してみられるものであり、前期からの同族集団と想定される。その他の住居跡からは、鉄斧1点、刀子3点、鎌1点、釘3点、鉄鏃3点、砥石1点、石製紡錘車2点、油煙付着土器1点、漆付着土器1点などが出土しており、前述住居跡から出土した漆付着土器2点と併せ、当該集団内には紡績・漆関連の手工業が取り込まれていたことが窺える⁶⁾。また、第1091号住居の西側には掘立柱建物D群が展開し、特に、第99・117号掘立柱建物は柱穴の掘り方の1辺が1mを超え、強く突き固められた版築の様子からも堅固な上屋構造が想定され、穎稻類保管の「屋」と考えられる。さらに、付近に位置する小形住居の第1097・1376号住居は第1091号住居の居住者に直接従事する階層のものとも想定される。

第9期でほとんど遺構が確認されなかった溝の外側である南西部には、掘立柱建物C群が展開するようになる。1辺が6.5mの第1227号住居を中心に、第82・86・89・103号掘立柱建物が囲むように配され、その北西には比較的大形の第1214号住居が位置している。この掘立柱建物群からは刀子3点、釘2点、鉄鏃1点、砥石2点などが出土しており、鉄製品の集中がみられる。また、建物の配置については、B群ほどの規格性は認められない。

これら掘立柱建物B・C・D群は第9期に出現した溝による方形区画を囲むように展開している。このことが意図的に行われたものとするならば、この方形区画は集落としての共同性を表すものとも判断できる。饗宴や祭祀が執り行われる場、交易の場としての津、畑地など様々な施設や用途が想定できるが、前述したように、それを裏付ける資料は検出されていない。また、方形区画の内側には、小形住居8軒が確認できる。ほぼ中央に位置する第574号住居跡から出土した須恵器坏の体部外面には「山」と墨書されているが、その意味するところは不明である。さらに、当該期になるとこの溝は延長され、第35A・35B・76号溝が集落を取り囲むようになる。第35A号溝と第35B号溝は軸がずれていることから分かるように、両溝は連結せず、幅5mほどの空白地帯がある。この空白地帯に道路が存在したと考えられ、その道路を通して、溝の内側と外側の往還が行われていたことが想定される。調査の結果、この地点からは東西に延びる第5号道路跡が確認され、報告者は時期を内耳土器の出土から中世としているが、上述の想定に従えば、古代から継続して存在した可能性は否定

できない。一方、南部は大部分が遺構外を巡っているため、第76号溝跡として調査した一部分を除くと、その他はトレンチによる確認調査のみであったが、南部から南東部にかけての集落をほぼ取り囲んでいることが確認されている。また、北部は熊の山古墳群の手前を巡り、北東コーナー部から南へ100mほど現代の道路下を走行したところで止まっていることが確認でき、従って、東側は谷津が入り込む部分を中心に大きく開口している。この溝は、規模が最大で上幅3.32m、下幅1.00m、深さ1.15mを測り、しかも南側と東側では台地の縁辺部を巡り、溝の外側は崖状になっていることなどから、区画だけを目的としていたとは考えにくい。当遺跡は常陸と下総の国境に近く、国府の力の及びにくい位置にあり、社会情勢が不安定で、いわゆる天慶・承平の乱の遠因ともなった地である⁷⁾ことから判断すれば、防衛的性格をも備えていたのではないだろうか。

第11期（第314図）

住居跡68軒、掘立柱建物跡23棟などが該当する。主な遺物としては、刀子10点、鎌7点、鋤先1点、楔1点、門2点、鉄鏃2点、小刀1点、鉄製丸靱1点、砥石6点、石製紡錘車4点、転用紡錘車（坏）1点などがある。

北部に位置する掘立柱建物A群は第28・34号掘立柱建物の2棟からなり、付近には比較的大形の住居数軒が位置する。第834号住居跡からは円面硯、第782号住居跡からは転用硯や鞆羽口、第824号住居跡からは鋤先、第784号住居跡からは馬具、第855号住居跡からは小刀などが出土しており、文書事務に関わる人物の存在が窺われ、また、馬の飼育や鍛冶関連の手工業を取り込んでいたことが想定される。また、当該集団からやや南に離れて位置する第1149号住居跡からは丸靱が出土しており、鉄製である点は稀少である。

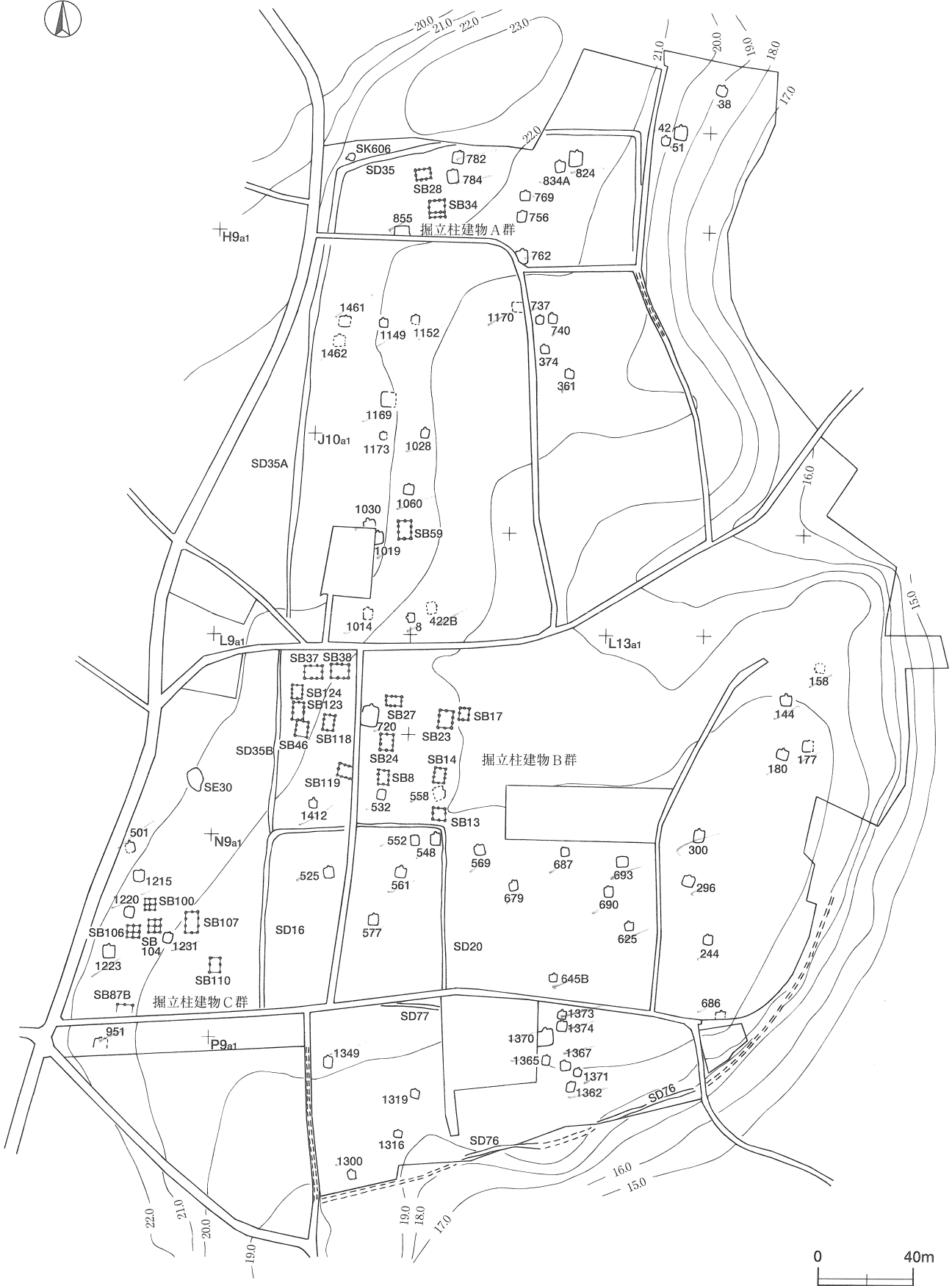
掘立柱建物B群は14棟からなるが、第10期の位置をほぼ踏襲して建てられているのは第37・38・123・124号建物の4棟のみである。次の時期には桁行方向が若干東に振れる建物跡で占められるようになることから判断すれば、当該期の新段階には大形住居である第720号住居を中心にして、同じ方向に棟を揃える第8・13・14・17・23・24・27・46・118・119号掘立柱建物が配されるようになったと想定できる。また、B群に付属する小形住居である第1412号住居跡からは油煙の付着した須恵器坏に「城内」と墨書がされており、注目される。「城」とは、本来、柵や土塁または堀などで仕切られた範囲を示すことから、溝との関わりを示唆するものと推測できる。

掘立柱建物C群は、堅穴住居5軒と掘立柱建物6棟で構成されている。掘立柱建物の配置には規格性がみられず、中心住居と考えられる第1223号住居跡と北側に位置する小形の第501号住居跡からは門が1点ずつ出土していることからみて、これらの掘立柱建物群も倉庫として機能していたと考えられる。

第16・20号溝で区切られた方形区画内からは住居跡5軒が検出されているが、特殊性は認められない。第561号住居跡からは掛け算九九がへら書きされた須恵器甕片が出土しているが、焼成前の所作であり、当遺跡との直接的な関係は薄いと思われる。

掘立柱建物D群は検出されなくなるが、南部には大形住居である第1370号住居を中心とした単位集団が第10期よりも西に移動していることから、付属する掘立柱建物群は未調査区に位置している可能性が高い。この第1370号住居跡からは須恵器大甕と「川」と墨書された須恵器坏、東に隣接する第1374号住居跡からは刀子と転用硯が出土している。また、未調査区を挟んで西側に位置する第1316号住居跡からは「宅」と墨書された須恵器坏が出土しており、この地がかかる有力者の経営拠点であった可能性が指摘できる。

集落を取り囲む大溝は当該期にあっても機能していたと考えられるが、溝の下部は自然堆積した黒色土で埋まり、さらに堆積土の上面は硬化していることから、その部分を通路として利用していたことが想定される。また、この溝の西側部分に当たる第35B号溝の覆土上層からは、須恵器大甕とともに大量の供膳具類が出土しており、この集中的な土器の投棄をもって、集落を取り囲む溝の機能は破棄されたと推察できる。しかし、集



第314図 熊の山遺跡集落変遷図（第11期）

落は継続しており、この大規模な溝の埋没は大溝を必要としない社会情勢の反映と考えられ、また、溝への土器の大量投棄は、溝の埋没段階で比較的多くみられる事例であり、何らかの儀礼的な行為ととらえることもできる。

第12期（第315図）

住居跡60軒、掘立柱建物跡23棟が該当し、集落はほぼ南部と北部に二分される様相を呈してくる。主な遺物としては、刀子14点、鎌5点、鉄斧1点、門1点、鉄鏃1点、錐1点、釘9点、丸柄1点（裏金を含む）、砥石1点、紡錘車7点（鉄製1、石製3、土製3）、灰釉陶器9点（長頸瓶8、不明1）、漆付着土器1点、転用硯2点などがある。

掘立柱建物A群は第32・33号掘立柱建物の属する集団と第58号掘立柱建物の属する集団に分かれ、集落に付随する倉庫的な建物群といった様相を呈している。傑出した住居跡もみられず、わずかに第1140号住居跡から出土した漆付着土器や第1112号住居跡から出土した鉄斧などに、かつて「大殿」と称された名残を留めている。

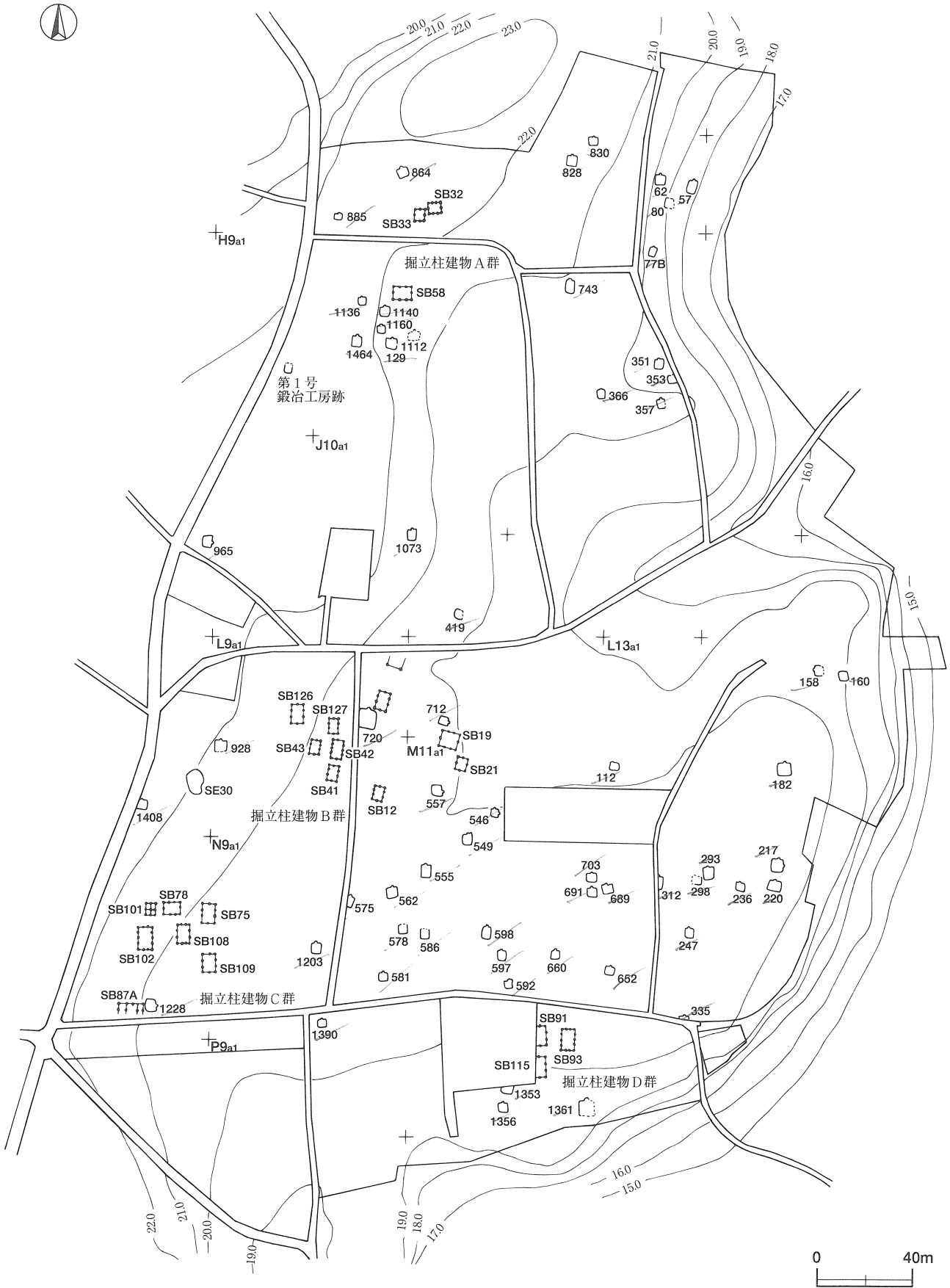
掘立柱建物B群は10棟で構成され、中央には第720号住居が第11期から継続して位置している。この大形住居はとりわけ大形の竈を有し、総数3715点にもものぼる供膳具を中心とした土器片が出土していることから、厨的な機能が想定されるが、その想定に従った場合、居住施設に当たる建物が見当たらない。そのため、大形住居を中心に倉庫的機能を有する複数の屋で構成される有力者層の館的施設とみることもできる。この住居跡からは大量の土器片の他に、井ヶ谷78号窯式期と考えられる灰釉陶器長頸瓶2点や錐、釘、刀子各1点と石製紡錘車2点などが出土し、東側に位置する第712号住居跡からも井ヶ谷78号窯式期の長頸瓶が出土していることと併せて、嗜好品を保有する実力者の存在を窺うことができる。また、南東に位置する第557号住居跡からは鉄製紡錘車が出土しており、より軽量の鉄製のものを使用することによる新たな織物生産（絹など）が開始されたことが推察される。

掘立柱建物C群は7棟で構成されている。中心となる竪穴住居は確認されていないことから、二面庇を有し、他の掘立柱建物と若干の空白域で区画されている第87A号掘立柱建物が居住施設としての「屋」と想定できる。その他の建物は倉庫であろう。

掘立柱建物D群は、大形住居である第1361号住居を中心にして、第91・93・115号掘立柱建物の3棟で構成されており、さらに西側の未調査区に広がる可能性がある。特に、第93号掘立柱建物は4×3間の側柱式で、柱穴の掘り方は1辺が1mを超え、柱抜き取り痕からは大形の鉄釘8点が出土していることから、堅固な上屋構造が推測され、穎稻などの保管機能を有する「屋」と想定できる。このD群の北側に位置する第597号住居跡からは銅製丸柄と裏金、第703号住居跡からは灰釉陶器長頸瓶4点とともに朱墨痕のある転用硯2点が出土している。また、第298号住居跡からは、井ヶ谷78号窯式期の長頸瓶など、灰釉陶器片20点や須恵器短頸壺などが出土しており、奢侈品の集中的な保有がみられ、当集団の経済的な繁栄を窺うことができる。さらに、第1356号住居跡からは「川」と墨書された須恵器坏が出土しており、当該期以降、「川」という文字が多く出土するようになる。

集落を取り囲んでいた溝はかなり埋没が進んだと考えられ、当該期に比定される遺物は極少量が出土するだけとなる。しかし、溝の規模から判断すると、完全に埋没するまでには相当の時間を有したと推察でき、溝としての機能は破棄されても、後世に集落を営んだ人々にとってこの溝は十分にその存在が意識されていたと考えられる。当該期以降も、集落は溝を意識した形で展開され、溝が人々の意識から消えるまでには、溝が完全に埋没し、覆土上層に住居が構築される第15期を待たなければならない。

また、西部からは鍛冶工房が検出されている。これまでにも、鍛冶関連の遺物は多数出土していたが、明確



第315図 熊の山遺跡集落変遷図 (第12期)

な形での工房跡の検出は当該遺構が初めてであり、しかも全時代を通じて当遺跡唯一のものである。出土した鉄滓類の総重量は2kgを超え、精錬鍛冶から鍛錬鍛冶段階の作業工程が行われており、集落の内部需要を満たしていたと考えられる。

第13期 (第316図)

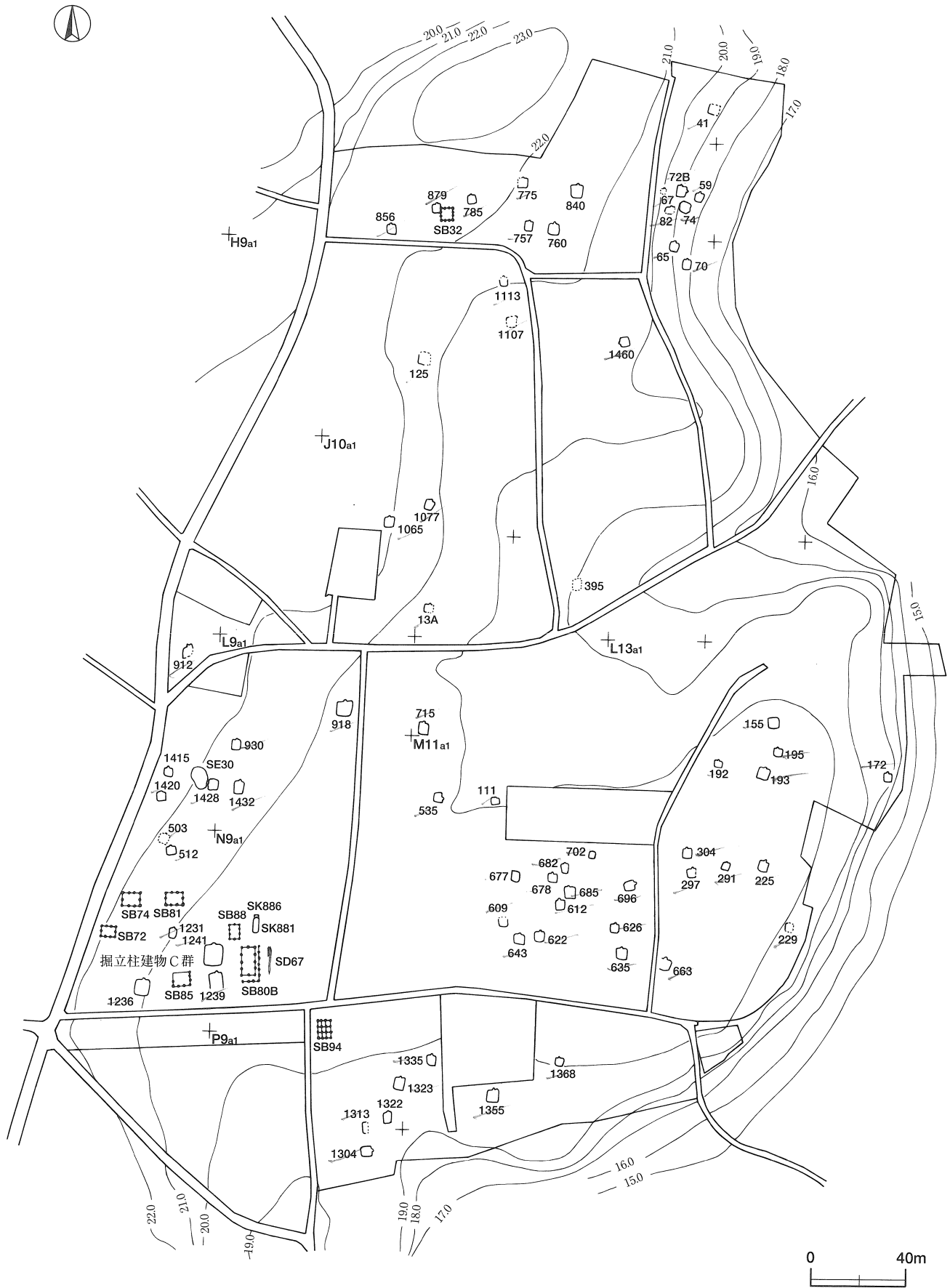
住居跡68軒、掘立柱建物跡7棟が該当する。主な遺物としては、刀子23点、鎌9点、鍬鉋1点、門2点、火打金1点、鉄鍬3点、鉄斧1点、釘3点、鉄製鉸具1点、銅製巡方1点、砥石12点、紡錘車12点（鉄製3、石製4、土製5）、転用硯2点、灰釉陶器9点（長頸瓶7、短頸壺2）、緑釉陶器1点（輪花皿）などがある。

掘立柱建物A群は第32号掘立柱建物のみとなるが、西に隣接する第856号住居跡からは銅製巡方が出土しており、身分表象を必要とする人物の存在が窺える。また、南に位置する第1113号住居跡からは「大土」と墨書された須恵器坏、溝の西側の台地縁辺部に位置する第59号住居跡からは「城内」と墨書された須恵器坏が出土している。

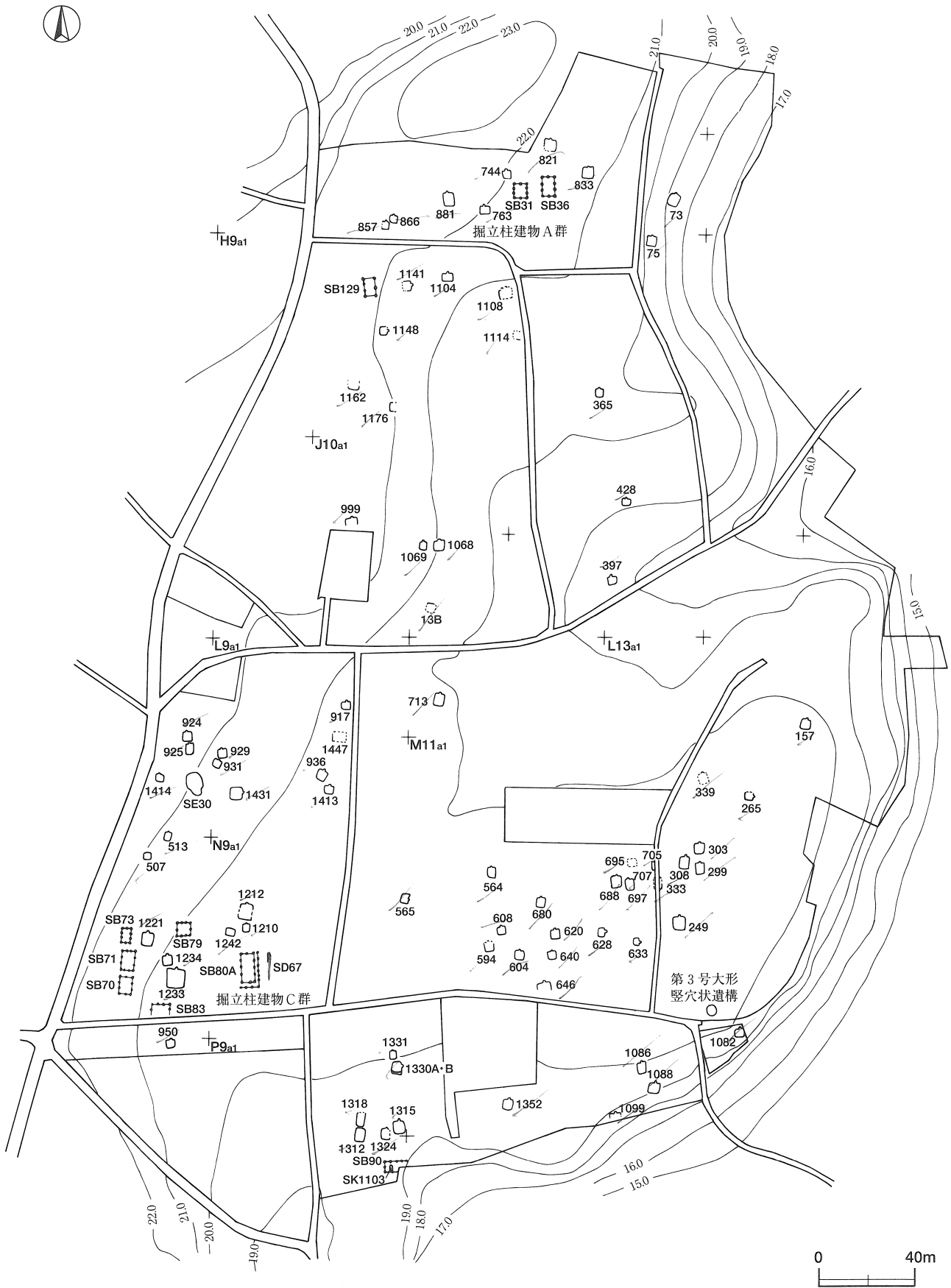
掘立柱建物B群は当該期以降全くみられなくなり、堅穴住居だけの構成となる。第918号住居は1辺が6.5mほどの当該期には大形の住居で、単独で存在したと考えられ、刀子2点や鎌、砥石1点などの他に鉄滓や鍛造剥片が出土している。床面からは炉も検出されており、いわゆる鍛冶工房とは形態を異にするが、鍛造鍛冶が行われていたと考えられる。

掘立柱建物C群は掘立柱建物6棟と堅穴住居4軒からなり、第80B号掘立柱建物を中心として明確なまとまりを示している。該当建物は4×2間の側柱式の身舎に二面庇を伴う構造で、その東側には第67号溝が確認されており、この溝は丸太状の木材を置いたような形状を呈して、底面が固く締まっていることから、柵や塀のような施設が付設されていた可能性も指摘できるものである。これらの点から、この建物が有力者層の居宅と想定され、西に並列する第1241号住居跡からは大量の食膳具の出土と大形の竈が確認されており、前述の建物に付属して厨的な機能を有していたと考えられる。また、この住居からは、灰釉陶器短頸壺や緑釉陶器碗の他に、「大土」と書かれた墨書土器1点と「ナ」と書かれた墨書土器3点が出土している。北側に位置する第881・886号土坑は廃棄土坑と想定され、藁煤や土器片が大量に出土し、その中には「酒」「ナ」「原」と書かれた墨書土器が含まれており、そのうちの「酒」という文字からは、有力者層の主催する饗宴との関連を窺うことができる。その他の掘立柱建物は倉庫と考えられ、そのうち第72号掘立柱建物内に位置する第860B号土坑からは「大土」と墨書された土師器坏3点が出土している。また、このC群と空白域を挟んで北側に位置する集団からも灰釉陶器や門、「川」「子鼻門」と墨書された土器などが出土しており、C群との関わりは強いと考えられる。

掘立柱建物D群は検出されていないが、時期毎に場所を多少違えて展開していることを考えれば、調査区域外に位置している可能性がある。比較的大形の第1355号住居跡からは転用硯2点や刀子、鎌、鉄斧、井ヶ谷78号窯式期の長頸瓶、「川」と墨書された須恵器坏などが出土していることも、上述の可能性を追認するものといえる。また、西に位置する第1323号住居跡からも漆付着土器とともに、「川」と墨書された須恵器坏が出土している。



第316図 熊の山遺跡集落変遷図（第13期）



第317図 熊の山遺跡集落変遷図 (第14期)

第14期（第317図）

竪穴住居跡82軒、掘立柱建物跡11棟が該当する。主な遺物としては、刀子29点、鎌7点、鉄鏃6点、門4点、鉄鉗1点、釘5点、馬具（鉸具）1点、石製帯金具2点（丸柄1、巡方1）、皇朝十二銭1点（饒益神寶）、砥石11点、紡錘車10点（石製4、鉄製2、土製2、土器転用2）、円面硯1点などが出土している。

掘立柱建物A群は第31・36号掘立柱建物の2棟で構成されている。隣接する第774号住居跡からは金付着の灰釉陶器碗、西側に位置する第881号住居跡からは黒笹90号築式期の灰釉陶器5点が出土している。

かつて掘立柱建物B群が存在した西部では、第1447号住居跡から「城内」、東に位置する第713号住居跡から「城内丕」、「ナ」、第35号溝跡から「丕」と書かれた墨書土器2点が出土している。その他、第936号住居跡からは「門」、「明」、「子」と書かれた墨書土器が出土している。

掘立柱建物C群は第80A号掘立柱建物を中心に展開されており、掘立柱建物群の中央には厨としての機能を有していたと考えられる第1233号住居が位置している。この住居からは円面硯や灰釉陶器蓋、鎌、門、石製紡錘車、砥石などが出土しており、有力者層の存在を裏付けるものといえる。また、「大土」と書かれた墨書土器が第71号掘立柱建物跡から1点、その北西に位置する第1026号土坑から2点出土している。灰釉陶器もこのC群とその北側に位置する集団に集中しており、総数で10点（長頸瓶2、碗6、蓋1、不明1）が出土している。

掘立柱建物D群は第90号掘立柱建物1棟だけが検出されているが、住居や出土遺物の広がりからみて調査区域外に延びる可能性が高い。調査区域外の西側に位置する第1330B号住居跡からは緑釉陶器碗や灰釉陶器碗、第1324号住居跡からは灰釉陶器碗や油煙付着坏、皇朝十二銭（饒益神寶）、第1315号住居跡からは「大土」、「主」、「田前」、「得」、「土」と書かれた墨書土器や灰釉陶器長頸瓶などが出土し、北側に位置する第604号住居跡からは石製丸柄、「嶋□」、「栄」と書かれた墨書土器、緑釉陶器の陰刻輪花皿、鉄鉗、第620号住居跡からは門2点、第628号住居跡からは転用硯、第696号住居跡からは石製巡方などが出土しており、経済的な繁栄を窺うことができる。また、第1315号住居跡から鉄鉢形土器が出土しており、この頃には集落内に仏教が浸透していたことが窺われる。

第15期（第318図）

住居跡59軒、掘立柱建物跡4棟が該当する。住居跡は南部から南東部にかけて密に認められ、掘立柱建物はD群が確認されるだけとなる。かつて掘立柱建物が多くみられた西部には住居もほとんど検出されなくなり、無住地帯に近い状態となる。また、住居は概して小形で、確認面からの掘り込みが浅く、遺存状態の悪いものが多い。第14期まで遵守されてきた主軸方向にも統一性がみられなくなり、東竈を有する住居が増加してくる。主な遺物としては、刀子3点、鉄斧3点、釘3点、鉄鏃4点、紡錘車4点（鉄製1、石製1、土製1、転用1）、転用硯1点（朱墨痕有り）、灰釉陶器5点（長頸瓶1、碗3、不明1）などがあり、鉄製品や灰釉陶器の出土量の減少は明らかであるが、このことが集落の衰退を意味するのか、単に遺構の遺存状態の悪さからくるのかは不明である。

掘立柱建物D群は三面庇を有する第131号掘立柱建物と付属する第95・111・112号掘立柱建物の4棟からなる。このうち第131号掘立柱建物は有力者層の居住施設である可能性を否定できないが、付近の住居跡から鉄鉢形土器や灯明具、銅製の飾り金具などが出土しており、仏堂的な建物の可能性も考えられる。いずれにしても、この第131号掘立柱建物が当該期の南部に広がる集団の中心であることには変わりはなく、該当建物の周囲に鉄製品や灰釉陶器の出土が集中している。第1153号住居跡からは灰釉陶器の小瓶を模した土師器小瓶や漆付着の土師器坏、金付着の灰釉陶器碗が出土しており、金泥による写経が行われた可能性がある。また、西側に



第318図 熊の山遺跡集落変遷図（第15・16期）

位置する第1308号住居跡からは、支脚として使用された円筒形土器や置き竈が出土している。この住居跡は竈を有していることから、置き竈は通常の煮炊き以外に使用されたことが想定され、祭祀的な特別な調理に関わった可能性がある⁸⁾。また、北側に位置する第651号住居跡からは朱墨痕のある転用硯が出土している。

第16期 (第318図)

住居跡86軒、掘立柱建物跡1棟が該当する。主な遺物としては、刀子3点、鋤先1点、鎌2点、鉄鏝6点、紡錘車5点(鉄製3、土製1、転用1)、馬具1点(鉸具)、砥石9点、棒状鉄製品2点(紡錘車の軸カ)、灰釉陶器1点(長頸瓶)などが出土している。

大形住居は少なくなり、住居の密なまとまりも南東部にみられるだけとなる。一方、鉄製品は集落全体から広く出土しており、鉄製品の一層の浸透を窺うことができる。さらに、砥石9点が出土していることは、調査で検出された以上の鉄製品が普及していたことを窺わせるものである。また、紡錘車に関しては、石製のものが消滅し、代わって鉄製のものが主体となる。

墨書土器は数点出土しているが、同一字句を共有することによって集団を体現するような標識文字は確認されなくなり、そうした墨書土器の衰退は、墨書によって体現されていた集落内秩序の解体もしくは変質を意味するものといえる。

第17期 (第319図)

住居跡94軒、掘立柱建物跡1棟が該当する。主な遺物としては、刀子9点、鎌1点、火打金1点、鉄鏝14点、鋸1点、釘4点、馬具4点(鉸具2、鉈尾1、引手金具1)、紡錘車5点(鉄製4、土製1)、砥石5点などがある。

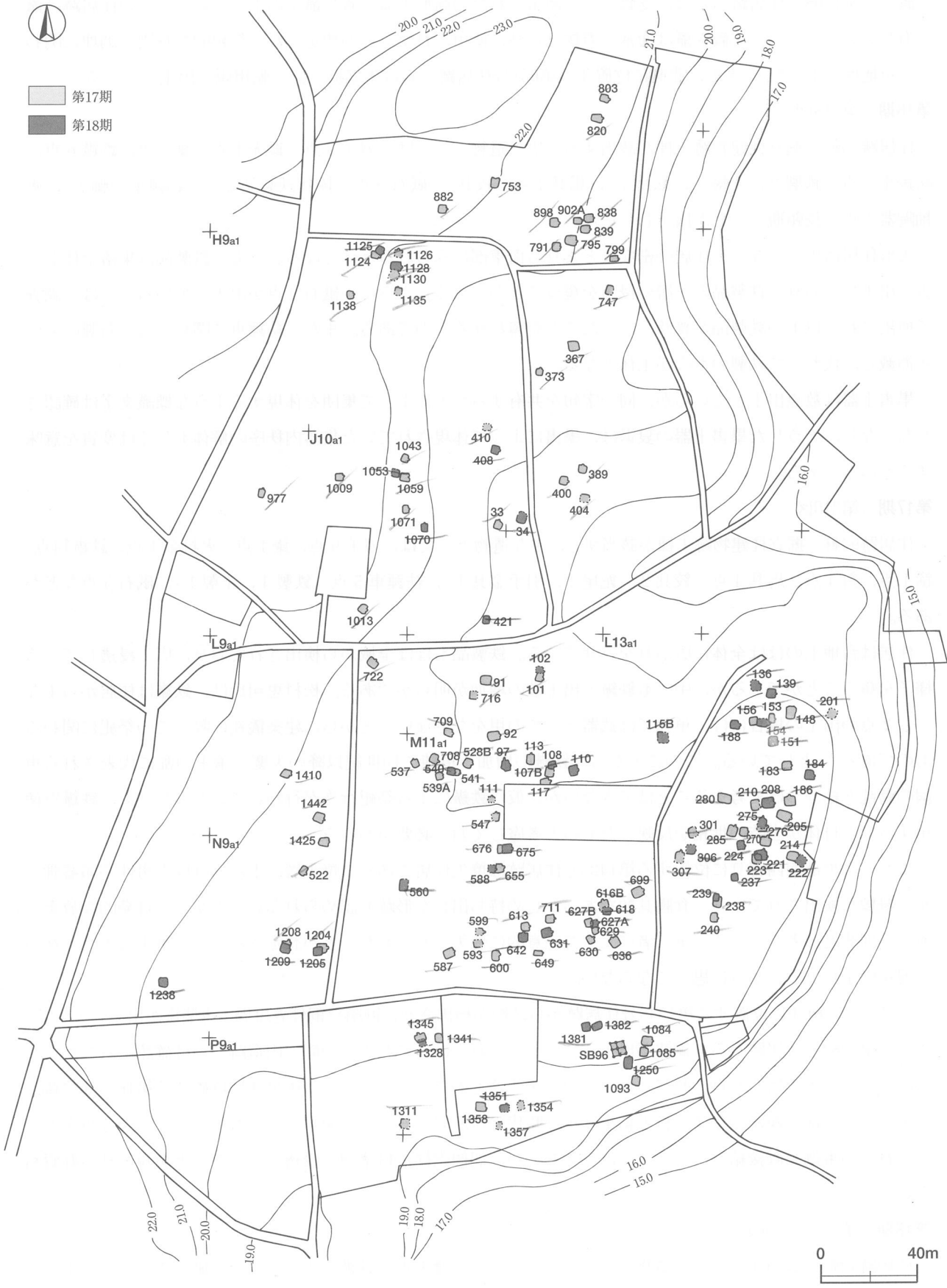
住居は台地上のほぼ全体に広がりを見せている。鉄製品もほぼ全域から検出されており、広く浸透している様子を窺うことができるが、中でも鉄鏝の出土数の増加が明らかである。松村恵司氏は、鉄鏝は住居から1ないし2点の出土の場合には、単独では武器としての用をなさないことから、建築儀礼に際しての祭祀に関わるものである⁹⁾としている。このことから、鉄鏝の増加を単純に10世紀以降の天慶・承平の乱に代表される東国の動乱と結びつけて考えることはできないが、仮に鉄鏝による祭祀行為が行われていたとしても、鉄鏝を使用すること自体が当時の世相を反映したものと考慮しておく必要がある。

また、中央部南西寄りに位置する第1425号住居跡は焼失住居であり、焼土層の下からは成人男性の頭蓋骨や布・紐類が検出されている。食膳具類をあらかじめ持ち出した形跡も認められないことから、自発的な放棄、或いは埋葬とは考えにくく、第三者によって恣意的に焼失させられたことが想定され、この事実は当時の社会状況を暗示しているように思えてならない。

ところで、南部に位置する第1345号住居跡からは炉が検出され、銅滴や銅付着坩堝、鋳型片が出土している。また、第1084号住居跡からも銅滓が出土している。これらは、これまでの熊の山遺跡からは確認されなかったものであり、銅の鋳造が行われていたことを示唆するものである。さらに、中央部に位置する第16号井戸跡から出土した天部立像は、化学分析の結果、平安時代の所産であることが明らかにされており、この分析をもってこれらの事例を直接結びつけることはできないが、偶像崇拜が村落内へ浸透していたことを窺わせる好資料といえる。

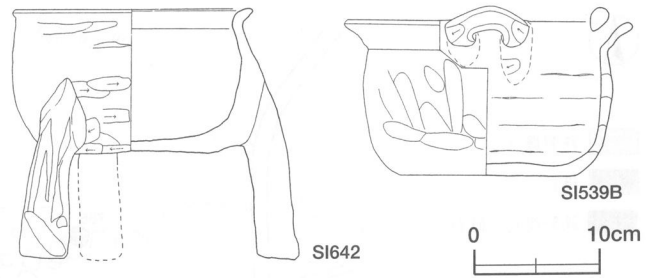
第18期 (第319・320図)

住居跡42軒が該当する。主な遺物としては、刀子8点、鎌1点、鉄鏝4点、釘1点、砥石1点などがある。単位集団は2ないし3軒で構成されており、全体的にみると住居は遺跡の南東部に集中している。一見すると散村的な様相を示しているが、当該期には耳付き鍋や三足鍋など竈での使用を前提としない煮炊き具が出土し



第319図 熊の山遺跡集落変遷図 (第17・18期)

ており、一般にいわれるように、平地式の建物などへの転換が徐々に進行していた可能性が高い。平安後期以降、当遺跡からは多数の墓壇や火葬施設が確認され、そこからは銅鏡や小刀などの副葬品が出土している。特に、銅鏡については同一遺跡から（今年度報告分1面を加えて）4面出土している事例は県内に例がなく¹⁰⁾、かかる有力者層の存在が窺われるところである。しかし、古代末から中世にかけての時期になると、人々の生活痕は認められなくなり、当遺跡においても古代から中世への不連続性を認めざるを得ない。



第320図 熊の山遺跡出土三足鍋、内耳土器

註

- 1) 高橋一夫・広瀬和雄「集落の形態」『古墳時代の研究』2 集落と豪族居館 有山閣 1994年6月
- 2) 野崎進「古代の鉄製U字形鍬・鋤先をめぐって」『古代集落の諸問題』玉口時雄先生古希記念事業会 1988年11月
- 3) 近藤義郎「前方後円墳の時代」岩波書店 1983年4月
- 4) 前掲文献3と同じ
- 5) 茨城県教育財団「一般道新川江戸崎線道路改良工事地内埋蔵文化財調査報告書 柏木古墳群」『茨城県教育財団文化財調査報告』第74集 1992年3月
- 6) 玉田芳英氏は、漆付着土器の出土については、漆製造に関わるものでなく、接着用に使用された器であるとする（『漆付着土器の研究』『文化財論叢Ⅱ』奈良国立文化財研究所創立40周年記念論文集刊行会 1995年9月）が、漆を都に貢納する側からすれば、当然漆は自給されていたものと思われる。
- 7) 「茨城県資料古代編」によれば、当遺跡の所在する常陸・下総の国境周辺は鹿島・香取の両神宮が広い社領と多くの神賤を有し、国司権力の介入を拒否してきたことにより、治安が乱れ、そのことが将門の乱に代表される東国の動乱に発展する遠因となったのではないかと推測している。（『茨城県資料』古代編 茨城県 1968年11月）
- 8) 稲田孝司氏は、置き竈は主に官衙から出土する特殊な土器で、一般の煮炊き用ではなく、祭祀的な性格を帯びたものであろうと推測している。（「忌のカマドと王権」『考古学研究』第25集第1号 1978年）
- 9) 松村恵司「古代集落と鉄器所有」『日本村落史講座』4政治Ⅰ 雄山閣 1991年
- 10) 瓦吹堅「茨城県鏡事情－出土和鏡を中心に－」『國學院大學考古学資料館紀要』第15輯 1999年3月

4 遺物からみた熊の山遺跡

(1) 古墳時代

・鉄製農具（第321～323図）

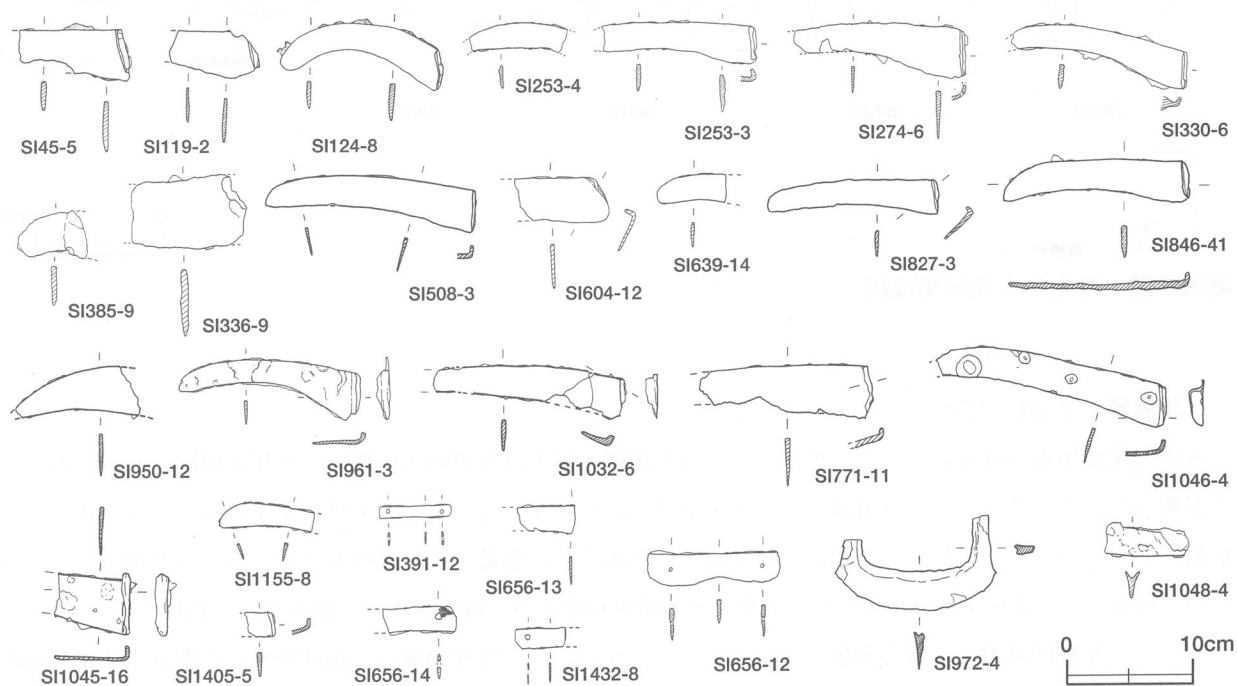
集落の変遷でみてきたように、当遺跡は6世紀後半から本格的な開拓が行われ、以降、継続して生活が営まれるようになる。この集団は、鉄器・鉄製品を携えて当地に移植してきた。この時期が農耕法の一つの画期であることは明らかで、鉄製農具の導入や畜力利用により、それ以前には人々の生活し得なかった台地上の全域に集落が展開するようになる。古墳時代における鉄製農具の内訳については、既に第174集で集成が試みられており、今回の報告と併せて、鉄鎌27点、鋤（鍬）先2点が確認されている。このうち鎌については、大きさにより使用法の分類を試みると、穂切り鎌5点、根切り鎌14点、雑草木除伐鎌3点、手鎌5点となる¹⁾。こ



第321図 古墳時代鉄製農具・砥石出土分布図

の事実、根切りが穂切りを上回っていることを物語っており、都出比呂志氏が6～7世紀に鉄器の耕作過程への投入とともに、根切り法が開始されたと述べている²⁾ ことと、時期的に合致する。しかし、このことをもって、穂切り法から根切り法への転換が図られたと解釈するには慎重を期すべきで、後続する律令期においても、摘鎌や手鎌が根切り鎌とともに出土することや、穎段階での収納を目的とした屋の盛行、脱穀における多大な労働力などを考えれば、穂切り法が依然として重用されていたと判断すべきであろう。

こうした鉄製農具の分布状況を見てみると、集落の広がりとも合致することが明らかである。これをさらに砥石の出土分布と重ね合わせると、その傾向はより顕著となり、北部、西部、東部、南東部の各集団に集中していることがわかる。このうち、北部、西部、南東部の3地点は、古墳時代後期に留まらず、律令期に時代がくだっても集落の中心となる場所である。これらの鉄製品は集団の中心となる大形住居跡からはもちろんのこと、その周辺の小形住居跡からも出土している。一方、先行する古墳時代前期や中期の遺構からは鉄製農具は確認されていない。その稀少性からみれば、それらは在地首長層によって集中管理されていたと考えるべきであり、後期になるとその集中管理が緩み、出土分布図にみられるように、有力単位集団、すなわち家父長制的世帯共同体ごとに管理されていたと考えるべきであろう。

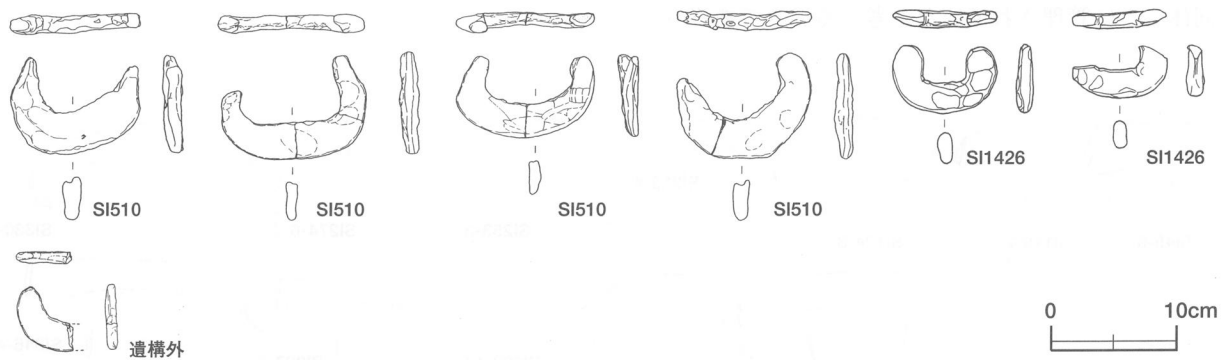


第322図 古墳時代鉄製農具構成図

また、西部に位置する集団からは、U字形鋤先が2点出土している。この器種は、全ての時代を通じて確認されたおよそ550点の鉄器・鉄製品のうち、わずかに4点しか確認されていない稀少性の高いものである。そのうちの2点が古墳時代後期の、しかも西部に位置する集団から出土している。この集団は、集落の変遷で確認したように、面積が100㎡を超える当遺跡最大規模の大形住居を中心とし、倉としての掘立柱建物を有した優位な立場にある集団であり、鋤先を保有していたことも首肯できるもので、占有していた可能性も示唆される。

ところで、鋤先を模したと思われる土製品が、南西部に位置する第510号住居跡から4点、第1426号住居跡

から2点出土している。この土製品の出土例は少なく³⁾、県内では桜川村尾島遺跡の祭祀跡から3点が出土している程度である。尾島遺跡の鋤先形土製品について報告者は、出土品が農耕具の模造品と考えられることから、「農耕祭祀に関わる五穀豊穡を祈る土製模造品」⁴⁾と推測している。また、住居跡から出土した例としては千葉県我孫子市の日秀西遺跡があり、堅穴住居跡から計10点が確認されている。特に、041B号住居跡から出土した8点はいずれも竈付近の覆土中から出土したものであり、その性格について報告者は、「これらのものが祭祀又は儀礼用の用具として使用されたものならば、屋内祭祀を考えなくてはならない」⁵⁾としている。当遺跡については、第510号住居跡出土の土製品は竈付近から出土しており、日秀西遺跡の例と類似しているが、第1426号住居跡出土の土製品は竈手前の貼り床部からの出土であり、相違がみられる。模倣対象である鉄製鋤先の稀少性や鋤先形土製品自体の出土の少なさ、あるいはそれらを保持する集団が群集墳の築造者と想定される⁶⁾ことから判断するなら、五穀豊穡祈願の可能性を否定するものではないが、自らの保持する立場のさらなる発展や子孫の繁栄を祈願した可能性も想定しておく必要がある⁷⁾。



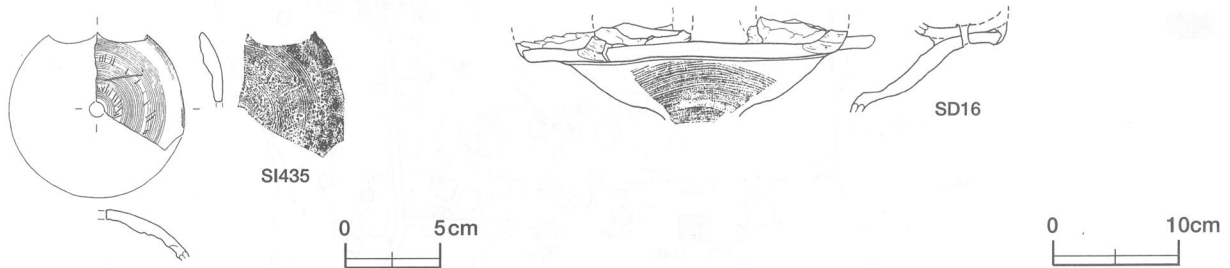
第323図 鋤先形土製品集成図

・須恵器 (第324・325図)

近年の発掘調査の進行によって、集落における須恵器の出土は古墳時代中期のより早い段階からみられることが明らかになってきたが、当遺跡からの出土が認められるようになるのは6世紀中葉以降である。出土した総数は55点にのぼる。それらの内訳は、坏身6点、坏蓋7点、壺蓋2点、高坏6点、フラスコ形瓶3点、平瓶6点、提瓶6点、横瓶1点、短頸壺6点、甕1点、特殊扁壺1点、脚付壺1点、甕8点、子持器台1点であり、一見して、葬祭供献用の土器が多数を占めていることがわかる。特殊扁壺は、扁球形をした器体の上部を山形に切り取り、体部中央に円孔を穿つもので、円孔を中心に凹線が同心円状に巡り、文様帯をなしている。用途については不明な点が多いが、類例があることから恣意的なものではなく、近江、美濃、伊勢の隣接した地域内に分布するものである⁸⁾。また、東日本においては、わずかに古墳からの出土例があるだけ⁹⁾で、住居跡からの出土は極めて少数であり、他地域との交流を窺うことのできる好資料といえる。子持器台は8世紀代の大溝から出土したものであるが、やはり古墳時代後期の所産である。器台の上部に載る坏は既に欠失して形状を把握できないが、器台自体の口径は30cmで、実用とは考えにくい。古墳の副葬品としての出土例が多いことから判断すれば、祭祀供献用であろう。

ところで、こうした土器が一般集落に普及していたとは考えにくい。出土数の少なさや器形の特殊さからみても、保有にあたっては有力者層の存在が窺え、遺物の分布状況も鉄製品類と全く同様の傾向を示していることから、ここでもまた、群集墳を造営する家父長層の存在を垣間見ることになる。また、少量ながらも安定し

て須恵器が供給されている事実は、東谷田川を媒介とした流通の発達、あるいはその流通に多少なりとも関わっていた階層の存在を視野に入れておく必要がある。



第325図 熊の山遺跡出土特殊扁壺、子持器台

・紡錘車 (第326図)

紡錘車については、第174集で集成が行われており、今回の報告と併せて総数19点が出土している。内訳は、土製10点、石製9点であり、石材は滑石が主体で、一部蛇紋岩や粘板岩もみられる。土製と石製を比べた場合、いずれも円錐台形を呈しており、形態的な差異はほとんど認められないが、幅や厚さの平均値は共に土製が上回っていることが分かる。このことは、材質の違いからくる重量の不足を、形状を大きくすることで補った結果と推測され、当時の紡績工程、あるいは技術が30~70g程度の重量を求めていることを示していると考えられる。出土分布は鉄製農具や須恵器と同じ様相を呈し、北部、西部、南東部、東部に集中しており、しかも大形住居跡からの出土が目立つ。従って、有力単位集団ごとに紡績用具を保有し、各集団がそれぞれに繊維生産の紡績工程を抱えていた可能性が高い。

(2) 奈良・平安時代

・文字資料 (第327図, 表11)

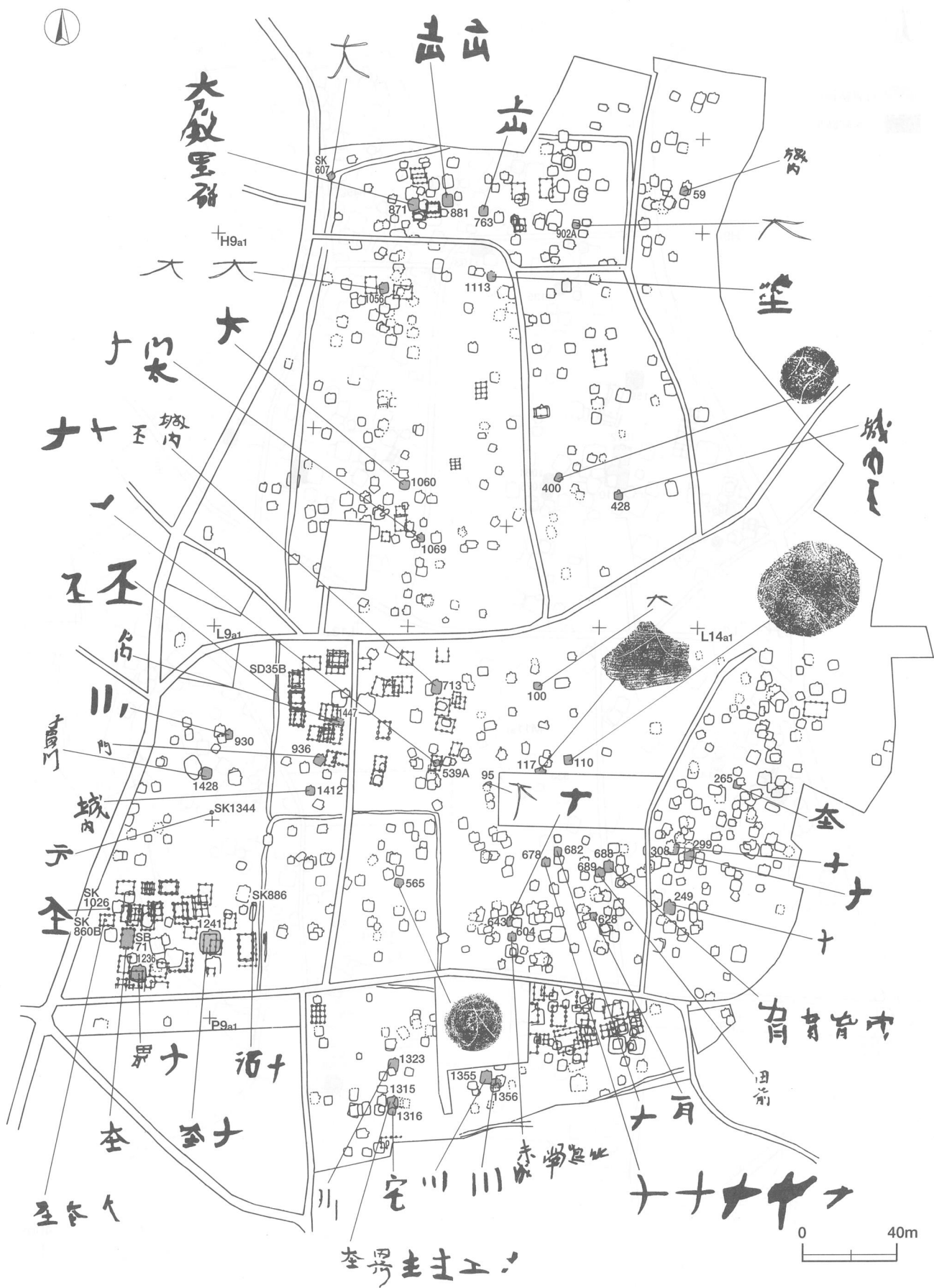
文字資料についても第174集で集成が行われており、ここでは詳細を省き、主な特徴だけを述べることにする。当遺跡から出土している文字資料は、今年度報告分を加えると総数166点になる。時期別にみると、8世紀代は18点と少なく、そのうち墨書は9点である。9世紀になると資料数が急激に増えて103点を数え、そのうち墨書は96点を占める。10世紀代は27点と減少するが、後葉まで確認されており、そのうち13点が墨書である。時期ごとの出土割合をみると、9世紀代、特に中葉から後葉にかけての資料数が全体の58%を占めており、この時期が当遺跡の文字資料記載の盛行期といえる。文字が記された器種は坏や碗類が圧倒的に多く、全体の96%を占めており、最も生活に密着し、かつ数量の多い土器に墨書がされていたことが明らかである。

記載された文字についてみると、「ナ」という文字は15例が確認され、いずれも9世紀後半の所産で、遺跡の南半部に分布している。「川」は4例確認され、8世紀後葉から9世紀後葉にかけてみられ、遺跡の南部に集中している。同様に、「育」は6例、「田前」は3例が、遺跡の南部に集中してみられる。また、「上山」は遺跡の北部に4例が集中してみられる。このように、これらの文字は、その意味するところはともかくとして、それぞれを共通の標識文字とする集団に分かれていたことが考えられる。

一方、「大」(12例)や「大土」(9例)、「城内」「城内丕」(5例)は遺跡全体から出土している。このうち「城内」「城内丕」という文字は、9世紀中葉から後葉にかけての所産である。「城」とは、本来、柵や土塁または堀などで仕切られた範囲を示すものであり、この言葉から連想される大溝は8世紀前半に掘削されたもの



第326図 古墳時代紡錘車出土分布図



第327図 主な文字資料出土位置図

で、文字が記された頃にはかなり埋没が進んでいたものと思われる。しかし、遺構の配置から分かるように、9世紀になっても溝を避けるように遺構は築かれており、後世の人々にとっても十分にその存在が意識されていたものと考えられる。この溝は台地縁辺部の崖状になっているところも巡っており、防御的な性格も兼ねていたのではないかと推測できるが、その一方で、整然と配された掘立柱建物群とともに、一般農民や周辺に点在する集落に対しての象徴的な視覚体として存在していたことも想定されるのである。さらに、「丕」という文字は「大きい」という意味を表しており、この文字だけが記載された墨書土器も大溝内から出土している。

「大土」もまた遺跡全域から出土しているが、とりわけ南西部の掘立柱建物跡集中地点（C群）からの出土が目立つ。この地点は、「集落の変遷」で触れたように、第80号掘立柱建物に居住する有力者層との関わりが強い場所である。なお、「大土」は文字同士が互いに密着し、「大」の右はらいと左はらいの中に「土」が入り込む字体で、合わせ文字として「丕」と判読が可能であるが、便宜上、ここでは「大土」として扱う。このような文字の記し方はいくつかの遺跡に類似例がみられ、同じ河内郡内に位置する中原遺跡では、「又上」と記された墨書土器8点が出土しており、当遺跡のものと同様に二つの文字が密着している。特に、第358号住居

表 11 調査 10 区出土文字資料一覧表

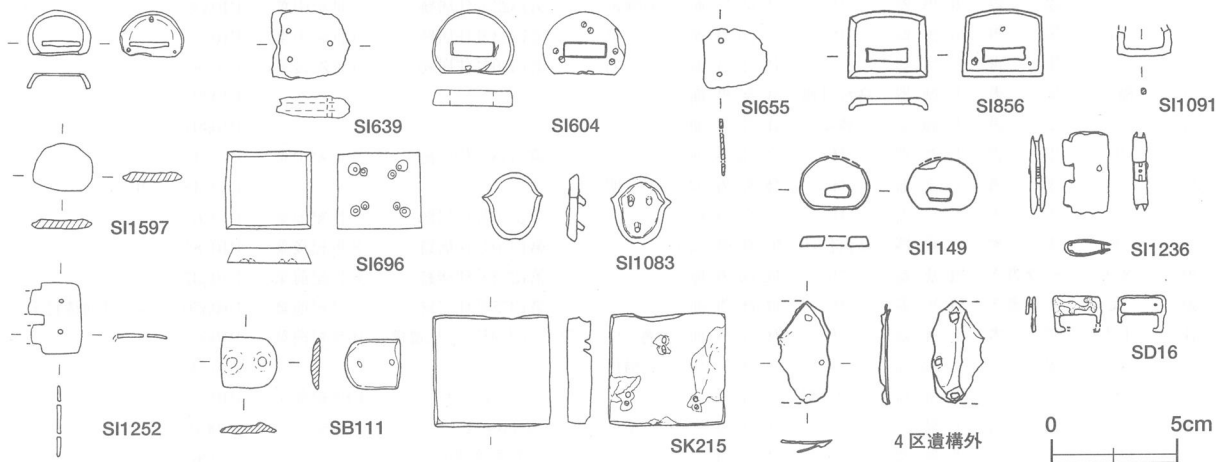
番号	積文	種別	材質	器種	部位	方向	遺構	所属時期	遺物番号	備考
1	井	墨書	土師器	坏	体部外面	正位	第1081号住居跡	10世紀前葉	P10003	
2	カ	ヘラ書き	須恵器	甕	口縁部内面	倒位	第1088号住居跡	9世紀後葉	P10051	
3	×	ヘラ書き	須恵器	坏	底部外面	-	第1091号住居跡	8世紀中葉	P10080	
4	大	ヘラ書き	須恵器	坏	底部外面	-	〃	〃	P10089	
5	×	ヘラ書き	須恵器	坏	底部外面	-	〃	〃	P10090	
6	×	ヘラ書き	須恵器	坏	底部内面	-	〃	〃	P10091	
7	×カ	ヘラ書き	須恵器	坏	底部外面	-	第1252号住居跡	8世紀前葉	P10152	
8	万	墨書	土師器	坏	体部外面	右横位	第1255号住居跡	10世紀前葉	P10185	
9	□	墨書	須恵器	坏	体部外面	右横位カ	第1304号住居跡	9世紀中葉	P10220	
10	片□	墨書	須恵器	坏	底部外面	-	〃	〃	〃	
11	万カ	墨書	須恵器	坏	体部外面	右横位	〃	〃	P10221	
12	主	墨書	土師器	坏	体部外面	左横位	第1315号住居跡	9世紀後葉	P10274	
13	工カ	墨書	土師器	坏	体部外面	右横位	〃	〃	P10280	
14	土カ	墨書	土師器	坏	体部外面	正位	〃	〃	P10281	
15	田前	墨書	須恵器	坏	底部外面	-	〃	〃	P10287	
16	大土	墨書	土師器	高台付坏	体部外面	正位	〃	〃	P10289	
17	主	墨書	土師器	高台付碗	底部外面	-	〃	〃	P10292	
18	得	墨書	土師器	皿	底部外面	-	〃	〃	P10293	
19	宅	墨書	須恵器	坏	底部外面	-	第1316号住居跡	8世紀後葉	P10305	
20	□	墨書	須恵器	坏	体部外面	右横位	第1322号住居跡	9世紀中葉	P10339	
21	川	墨書	須恵器	坏	体部外面	正位	第1223号住居跡	9世紀中葉	P10351	
22	□	墨書	土師器	坏	体部外面	不明	第1330号住居跡	9世紀後葉	P10392	
23	福□	墨書	土師器	高台付皿	底部外面	-	〃	〃	P10393	
24	□	墨書	土師器	鉢カ	体部外面	不明	〃	〃	P10394	
25	川	墨書	土師器	坏	底部外面	-	第1355号住居跡	9世紀中葉	P10446	
26	□	墨書	土師器	坏	体部外面	不明	〃	〃	P10445	「川カ」
27	川	墨書	須恵器	坏	底部外面	-	第1356号住居跡	9世紀前葉	P10464	
28	川	墨書	須恵器	高台付坏	底部外面	-	第1370号住居跡	8世紀後葉	P10785	
29	×カ	ヘラ書き	須恵器	坏	底部外面	-	第1372号住居跡	8世紀前葉	P10537	
30	大	ヘラ書き	須恵器	坏	底部外面	-	第1375号住居跡	8世紀前葉	P10556	内・外面漆付着
31	十大	刻書	土師器	坏	体部外面	倒位	第6号大形竪穴状遺構	10世紀前葉	P10699	
32	秋	墨書	土師器	坏	体部外面	右横位	〃	〃	P10700	
33	×	刻書	土師器	高台付碗	底部外面	-	第34号井戸跡	10世紀前半	P10755	
34	万	刻書	土師器	坏	体部外面	右横位	第1104号土坑	10世紀前半	P10670	
35	得カ	墨書	土師器	坏	体部外面	正位カ	遺構確認面	-	P10764	
36	□	墨書	土師器	高台付碗	体部外面	不明	遺構確認面	-	P10766	

跡から出土した墨書土器に記された「又上」は当遺跡の「大土」と全く同じ字体であり、両遺跡の関わりも想定できるものである。また、郷長に関わる集落遺跡である群馬県前橋市の荒砥洗橋遺跡からは「大上」と記載された墨書土器12点（文字数17点）が出土している¹⁰⁾。これらの文字もまた、「大」と「上」が密着している。この解釈について、報告者は「大」は地名、あるいは特定の人物に対する美称とし、「上」は地域を上下に区分した際の特定の地区を指すのではないかと推測している。翻って当遺跡の「大土」についてみると、残念ながらその意味するところについては不明と言わざるを得ない。しかしながら、いくつかの推測は可能で、例えば、この文字は前述したように有力者層の居住施設と考えられる掘立柱建物跡C群の敷地内から集中して出土し、かかる人物との関わりが想定できること、すなわち「大」は縁起の良い文字であることから特定の人物に対する美称であり、「土」は官人を表す意味があることから地方末端行政に関わる人物を指すのではないかと推測である。あるいは、「土」は男子に対する美称でもあることから、「大」とともにかかる有力者層を単に尊称したものかもしれない。

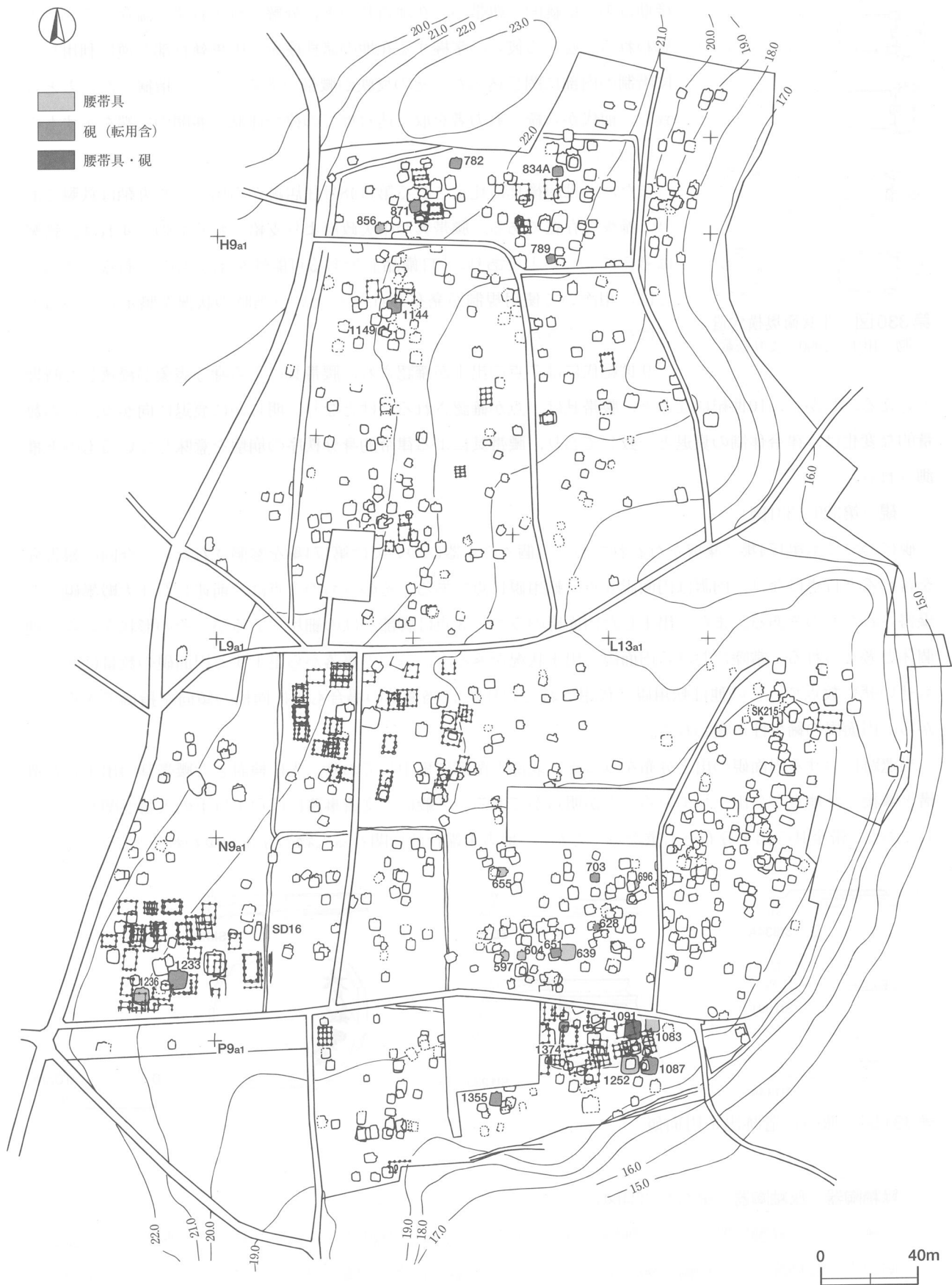
その他の特徴的な文字資料としては、「大殿墨硯」「酒」「宅」「門」「子鼻門」「嶋□」などがある。「大殿」はかかる有力者に対して敬意を込めたものと理解でき、平川南氏の言うように「多分に私的、身内的な意識と結びついた表記であり、ただちにその人物の公的位置に関連させて理解するのは問題」¹¹⁾ であると思われる。「酒」は内面に墨書されており、神への捧ものとして使用されたと考えられ¹²⁾、祭祀ないし饗宴を主催した有力者層の存在が窺われる。また、「宅」はかかる有力者の経営拠点を意味するものと考えられ、「嶋□」は古代河内郡嶋名郷を示す可能性がある。「門」については、「城内」にそのような施設が存在した可能性、あるいは「富豪之門」というように経済的に優位に立つ権門や人物を指す可能性がある。

・腰帯具（第328～330図）

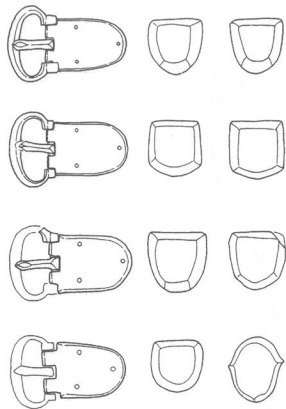
第174集で集成したように、当遺跡からは15点の腰帯具が出土している。内訳は、鉸具2点、巡方5点、丸柄（裏金具も含む）5点、鉈尾3点である。材質は、石製3点（巡方2、丸柄1）、鉄製1点（丸柄）で、その他はすべて銅製である。出土遺構の時期は8世紀代が5点、9世紀代が7点、10世紀代が1点で、分布は遺跡の北部と南部に限定される。こうした腰帯具が律令衣服規定の成立時期を押さえる資料として、上限をどこまで遡れるかは重要な課題であるが、当遺跡の場合、既に8世紀前葉の遺構から4点の出土が確認されている。特に、遺跡の南端部に位置する第1083号住居跡から出土した銅製丸柄は、静岡県半兵衛奥横穴から出土した遺物と酷似しており¹³⁾、古墳時代に系譜が求められるものである。このことは、田中氏が「いまだに古墳時代



第328図 熊の山遺跡出土腰帯具



第329図 奈良・平安時代腰帶具，硯出土分布図



第330図 半兵衛奥横穴遺物 (田中 (1990) より転載)

後期以来の伝統的な紐帯が、在地首長の下に分解されきれず、温存していたと思われる。むしろ彼らの掌握する在地の諸秩序を、中央執行部が逆に利用し、位階制の内部に閉じ込めた。その反映が腰帯である。」¹⁴⁾と指摘したことと合致し、前代から続く有力者を取り込む形での律令体制の展開の一端を示すものといえる。

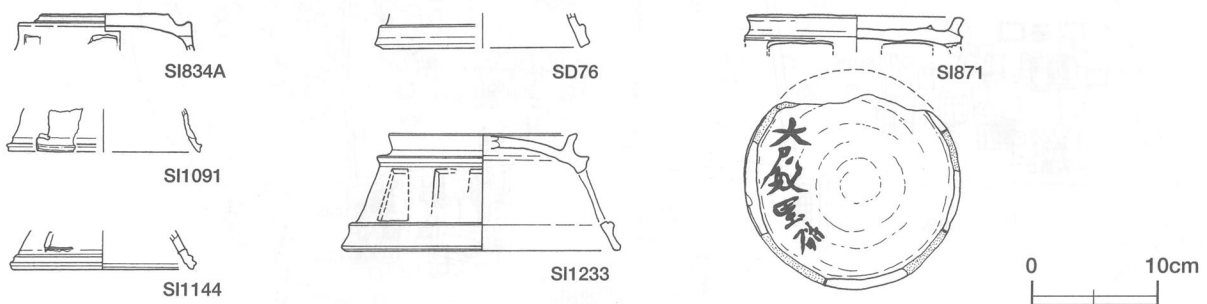
また、8世紀後葉に比定される第1148号住居跡から出土した丸柄は鉄製であり、稀少な存在である。腰帯具が中央政府より支給されるものとするれば、鉄製は考えにくいことであり、「自備品」である可能性を示すものである。このことは、相次いで使用規制が発布された¹⁵⁾という当時の状況を暗示しているのではないだろうか。

9世紀代には7点の出土が確認され、腰帯具による身分表象が浸透した時期といえる。しかし、10世紀になると、腰帯具は1点が確認されるだけとなり、明らかに衰退に向かう。この数量的な変化は、律令体制の衰退と一致しており、腰帯具による律令的身分秩序の崩壊を意味しているものと推測される。

・硯 (第329・331図)

硯についても第174集で集成が行われており、個々の土器については第174集を参照されたい。今回の報告分を含めると17点になり、内訳は円面硯6点、転用硯11点である。そのうちの1点は、前述した「大殿墨硯」と墨書されたものである。また、出土した円面硯のうち、3点は脚部だけの細片であるが、その形状からみて別個体と考えられる。常陸における円面硯の出土状況を見ると、一つの集落から出土する円面硯の数量は多くてもせいぜい数点で、その他は転用硯で代用されており¹⁶⁾、当遺跡の場合も正に同様の傾向を指摘できることから、円面硯の稀少性が窺われる。

当遺跡における円面硯の出土分布を見ると、北部と南部に集中しており、先に検討した腰帯具の出土した遺構と隣接した地点から出土していることが明らかである。一般に、文書事務には戸主以上の人物が関わりとされており、帯金具の出土分布とも重なることから、地方末端行政に関わる人物の存在が窺われるところである。



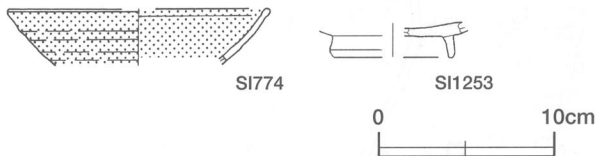
第331図 熊の山遺跡出土円面硯

・緑釉陶器・灰釉陶器 (第332～334図)

当遺跡からは、緑釉陶器3点、灰釉陶器79点が出土している。内訳は、長頸瓶31点、手付瓶1点、短頸壺2点、碗12点 (緑釉碗1, 緑釉輪花碗1を含む)、皿2点 (緑釉陰刻花文輪花皿1を含む)、蓋1点、不明33点である。産地について特定できるものはそのうちの一部で、鳴海32号窯式のもの1点、折戸10号窯式のもの1点、以下、井ヶ谷78号窯式5点、黒笹14号窯式6点、黒笹90号窯式15点、折戸53号窯式1点、東山72号窯式

1点，光ヶ丘1号窯式3点，二川産2点である。このうち，黒笹14・90号窯式の製品（猿投V期）が全体の60%を占めており，このことは当財団奈良・平安時代研究班の集成による県内の出土傾向¹⁷⁾と概ね一致する。また，古い段階では長頸瓶，新しい段階では椀が多い傾向がみられることも同様である。

出土分布をみると，南西部，南東部，北部に集中していることが分かる。出土した遺構は概して中形の竪穴住居跡であり，こうした嗜好品と遺構との直接的な相関関係は認められないが，集落の変遷で確認したように，集落内において優位な立場にある集団からの出土が多いことは明らかである。

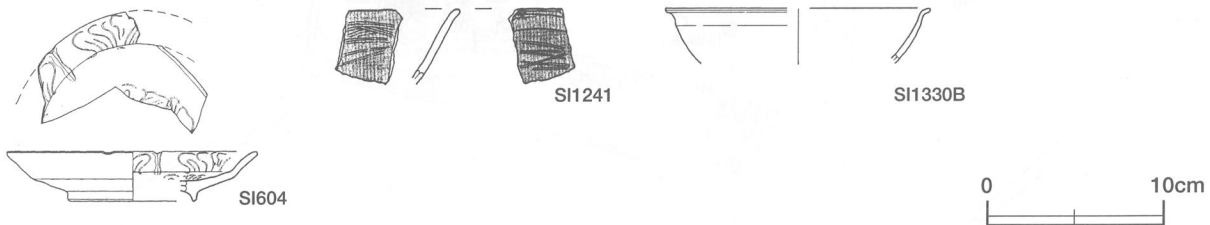


第333図 熊の山遺跡出土金付着灰釉陶器

出土した灰釉陶器の中では，金の付着した椀2点が注目される。1点は北端部に位置する第774号住居跡（9世紀後葉），もう1点は南端部に位置する第1253号住居跡（10世紀前葉）から出土したもので，器種はいずれも椀である。これらの灰釉陶器の内面にはいずれも金粉が散りばめられたように付着しており，金を細粒化した道具，あるいは細粒化された

金粉を入れておく容器と想定される。他遺跡の出土例やその用途については，同じく金付着灰釉陶器が出土した『中堀遺跡』の考察編¹⁸⁾に詳しく，ここでの詳細な考察は譲るが，その用途については，紺地金泥経などの写経に用いられた可能性が高い。この時期（9世紀中頃以降），常陸は長雨や早魃，地震などの災害が相次ぎ，農民は疲弊する。そんな状況を慮ってか，仁明天皇は常陸など辺境諸国の国司に一切経などの写経を度々行わせており¹⁹⁾，その背景には皇族や高僧の発願によっていた写経が民間の手に委ねられ，広く浸透していった状況があるものと思われる。従って，上述の想定に従うならば，金付着灰釉陶器が出土したことによって，僧侶に限らずに，かかる有力者層の社会的地位や教養の高さが窺われるのである。

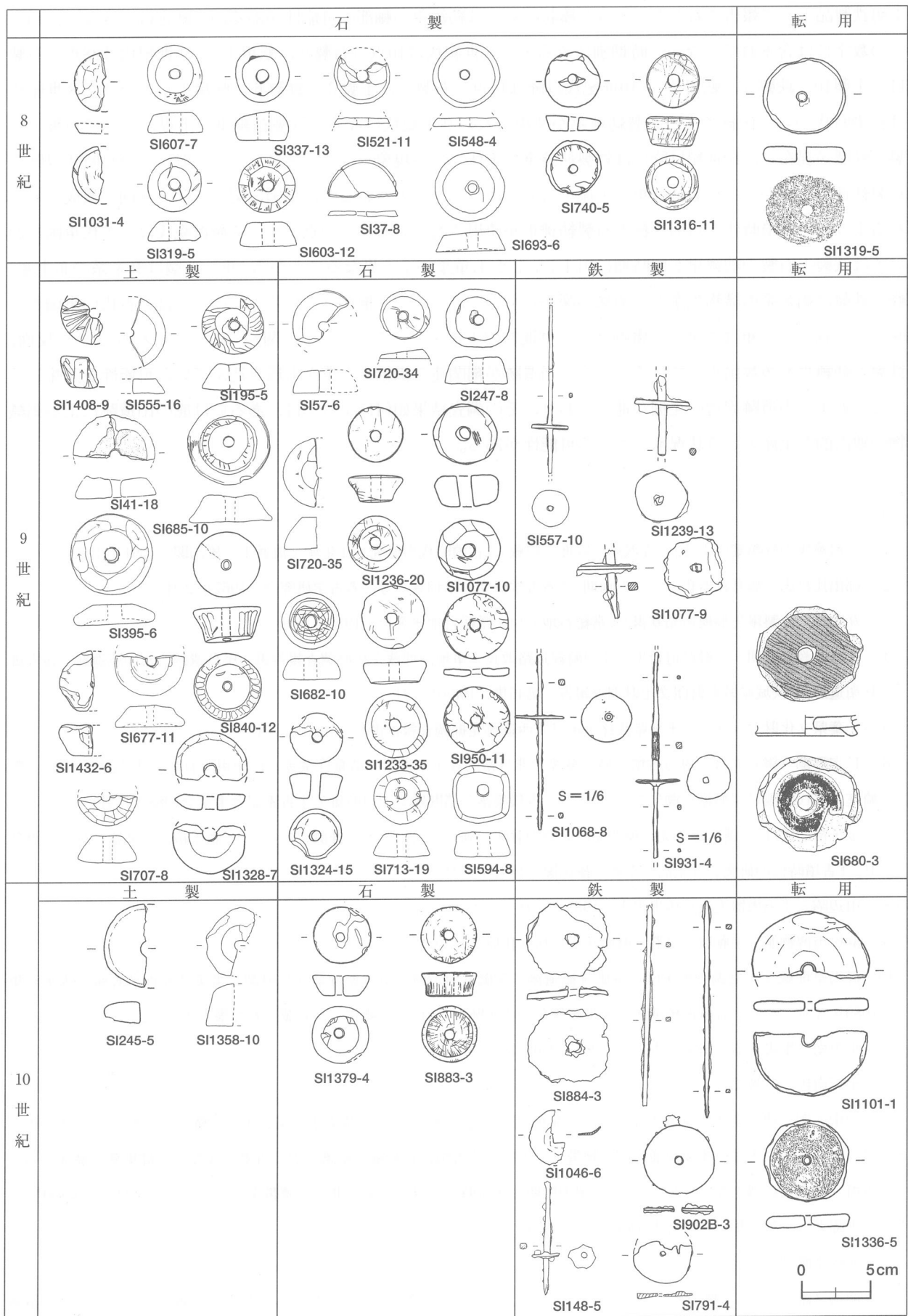
ところで，当遺跡からの緑釉陶器の出土はわずかに3点と極少数である。同じ河内郡内に位置し，ほぼ同規模の集落である中原遺跡からは緑釉陶器98点とともに舶載の青磁片16点や白磁片1点などが出土していることと比較しても，その差は明らかである。この点については，高橋照彦氏の指摘が興味深い。同氏によれば，郡家関連として知られる遺跡から出土する緑釉陶器は概して少量であり，一方，国府近接地域の集落からは比較的まとまって出土するとされる²⁰⁾。この図式を中原遺跡と熊の山遺跡に当てはめると，河内郡衙に近接する集落と，下総との国境近くに位置し，多分に土着的な意味合いの強い集落の相違が鮮明となる。すなわち，熊の山遺跡では緑釉陶器は入手しにくい状況にあり，保有できた人物は動産の蓄積を行い，経済的に優位に立つごく一部の限られた人物であったと推測できる。



第334図 熊の山遺跡出土緑釉陶器

・紡錘車（第335図）

当遺跡からは，33点の紡錘車が出土している。内訳は，石製11点，土製8点，鉄製9点，転用3点である。



第335図 奈良・平安時代紡錘車集成図

不明鉄製品として報告されたもののうち棒状のものは紡錘車の軸部の可能性があるが、断定はできないため、この数字には含まれていない。時期別にみると、8世紀代は10点（石製9，転用1），9世紀代は28点（石製11，土製10，鉄製5，転用2），10世紀代以降は11点（石製1，土製3，鉄製6，転用1）となり、8世紀代は古墳時代からの伝統である石製紡錘車が使用され、9世紀代になると鉄製紡錘車の出現によって石製・土製・鉄製が混在し、10世紀以降には鉄製紡錘車が主体となる現象をみることになる。一般に、奈良時代以降、石製紡錘車に代わって鉄製紡錘車が主流を占めるようになるとされるが、東国に関しては、今回の集成にみられるように、古墳時代から引き続き石製紡錘車が使用されている。この点について滝沢亮氏は、古代東国においては鉄製と石製の紡錘車が同時期に出土し、しかも重量が全く異なることから、重い石製は麻糸系の布生産、軽い鉄製は絹糸系の織物生産との関係が深かったのではないかと推測している。このことは、古代の東国が、麻を広く栽培し、布は中央への庸調として貢進物の主体をなしていたことと関わるものと思われる²¹⁾。反面、鉄製の紡錘車も多数出土していることは、当遺跡が絹関連の繊維手工業をも取り込んでいた可能性を意味している。近年、当遺跡周辺の発掘が進んでおり、その調査結果如何によっては、あるいは熊の山遺跡による絹織物の独占的な生産という状況もでてくる可能性がある。

註

- 1) 寺沢薫氏の分類案による。(寺沢薫「収穫と貯蔵」『古墳時代の研究』4生産と流通I 雄山閣 1991年1月)
- 2) 都出比呂志「農具鉄器化の二つの画期」『考古学研究』第13巻3号 考古学研究会 1967年2月
- 3) 瓦吹堅「土製鋤先形模造品覚書」『常総台地』14 常総台地研究会 1998年5月
- 4) 茨城県教育財団「一般県道新川・江戸崎線道路改良工事地内埋蔵文化財調査報告書 尾島遺跡 宮の脇遺跡 後九郎兵衛遺跡」『茨城県教育財団文化財調査報告』第46集 1988年3月
- 5) 千葉県文化財センター『千葉県我孫子市日秀西遺跡発掘調査報告書』 1980年2月
- 6) U字形鋤（鋤）先は、専ら古墳や横穴墓等の非日常的な土木作業（造墓作業等）に使用されたとする説がある。（野崎進「古代鉄製U字形鋤・鋤先をめぐって」『古代集落の諸問題』玉口時雄先生古希記念事業会1988年11月）
- 7) 金子裕之氏は、「鋤（鋤）先の模造品は財貨の意味が強いのだろう」と推測している。（金子裕之「武器・武具・農耕具」『古墳時代の研究』3生活と祭祀 雄山閣 1991年3月）
- 8) 田辺昭三『須恵器大成』角川書店 1981年7月
- 9) 浜松市博物館『宇藤坂古墳群』財団法人浜松文化協会 1998年3月
- 10) 群馬県埋蔵文化財調査事業団『荒砥洗橋遺跡 荒砥宮西遺跡』群馬県埋蔵文化財調査事業団発掘調査報告書第85集 1989年3月 なお、荒砥洗橋遺跡の8世紀後葉の住居跡からは、「大郷長」と記載された墨書土器が出土している。
- 11) 平川南『墨書土器の研究』吉川弘文館 2000年11月
- 12) 平川南氏のご教授による。
- 13) 田中広明「律令時代の身分表象（I）-帯飾具の生産と変遷-」『土曜考古』第15集 土曜考古学研究会 1990年5月 なお、田中氏は、集成を通して、腰帯具を出土する古墳は首長墓の系譜を引く古墳ではなく、群集墓を構成する一古墳・横穴墓に過ぎないとしている。（田中広明「律令時代の身分表象（II）-腰帯をめぐる人々の奈良・平安時代-」『土曜考古』第16集 土曜考古学研究会 1991年9月）
- 14) 前掲文献13と同じ。
- 15) 前掲文献13では、「腰帯と衣服（飾）規定」として制限令の集成が行われている。なお、佐藤佳子氏は、熊の山遺跡出土の腰帯具について、第597号住居跡出土の丸鞆と第576A号土坑出土の鉈尾は従八位相当と推定している（佐藤佳子

「腰帯具から見た熊の山遺跡」『関俊彦先生還暦記念論集「考古学へのアクセス」』学習院考古学会 2000年3月)が、腰帯具の大きさは官位を示さないとする田中氏(前掲文献13)の論説もある。

- 16) 川井正一「内原町蔵田千軒遺跡出土の陶硯について-茨城県内出土陶硯集成-」『内原町史研究』創刊号 1992年3月
- 17) 当財団の奈良・平安時代研究班の集成活動により、猿投窯第Ⅴ期の黒笹第14・90号窯式の製品が全体の70%を占めることが明らかにされている。(奈良・平安時代研究班「茨城県域における施釉陶器の検討(5)」『研究ノート』第8号 茨城県教育財団 1999年6月)
- 18) 埼玉県埋蔵文化財調査事業団「中堀遺跡 御陣馬川堤調整池関係埋蔵文化財調査報告」『埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書』第190集 1997年12月
- 19) 『茨城県史料』古代編 茨城県 1968年11月
- 20) 高橋照彦「地方官衙出土の平安時代の緑釉陶器」『考古学ジャーナル7』No.475 ニューサイエンス社 2001年7月
- 21) 前掲文献11と同じ。

5 熊の山遺跡の性格

遺跡の性格を考察するに当たって、熊の山遺跡の立地条件を再確認しておきたい。当遺跡は東谷田川沿いの平坦な台地上に立地している。この川は河内郡衙と密接に関わる桜川と並流し、牛久沼にそそぎ込むもので、古代にあっても重要な位置を占めていたことが想定され、多数の遺跡がこの川沿いに点在している。中山信名は『新編常陸国誌』¹⁾で、嶋名という地名は字のごとく島のような様相を呈していたことに由来すると述べており、眼下に島名前野遺跡や島名前野東遺跡を見下ろす標高20mの高台にあることと相まって、当初から交通や物流の拠点となり得る条件を備えていたと考えられる。

集落は、「集落の変遷」でみてきたように、4世紀にその形成をみる。その後も、集落は形成されるが、6世紀前半までの集落は各期毎に時間的な空白が想定されており、それぞれの集落は連続していない。従って、比較的短期間のうちに廃絶と小移動を繰り返した集落であったと想定される。

ところが、6世紀後半になると、当遺跡は台地上を覆い尽くすように集落が形成される。この集落内には複数の有力な単位集団、すなわち世帯共同体が看取できる。これらの単位集団内からは須恵器や鉄製農具が出土し、また、少数ながら掘立柱建物跡も検出されている。こういった点から、周辺集落に対して優位な立場にある集落と想定されるが、収奪の象徴となる掘立柱建物群の展開は認められず、支配的共同体としての地位はそれほど高くないと考えられる。また、これらの集団と密接な関わりが想定されるのが、当遺跡の北側に隣接する関ノ台古墳群や島名熊の山古墳群である。関ノ台古墳群は、『つくば市遺跡地図』(2001年7月)によれば、前方後円墳1基、円墳28基からなり、東谷田川沿いでは最大規模の古墳群である。しかも、関ノ台古墳群の北側の地域は遺跡が極端に少なくなり、包蔵地さえほとんど確認されていない。また、島名熊の山古墳群は、『谷田部の歴史』によれば、円墳11基からなるとされているが、『つくば市遺跡地図』には確認遺構数が記載されておらず、詳細は不明である。しかし、いずれにしても、これらの古墳群は小形の円墳を主体としており、時間的に異なった多くの墳墓の密集とは考えにくい。このことから、ある一定期間に造られた共同墓地と考えられ、被葬者は有力単位集団(世帯共同体)の家父長層とするのが妥当であり、基盤となる集落としては熊の山遺跡が想定される。言い換えれば、これら群集墳の形成そのものが、この台地上を占拠し、低地を生産基盤とした伝統的な当集落の経済的優位性を反映しているといえる。

奈良・平安時代になっても集落は継続して営まれており、中でも、奈良時代初頭における集落の様相の変化

は劇的である。各住居は規模や形状が等質化し、住居の主軸方向はいずれも真北を指すようになる。さらには、1辺70m（2 / 3町）の方形区画が巡らされるなど、集落の再編ともいえる現象がみられる。しかし、先行の古墳文化が存在する以上、この繁栄は在地豪族の世襲という地盤の上に立ったものとするのが妥当と思われ、前代の単位集団の配置を踏襲した形で集落の展開がみられることや古墳時代に系譜が求められる腰帯具の出土などがその間の事情を物語っていると見える。換言すれば、律令国家の地方支配は在地の豪族をいかに体制内に取り込んでいくか、いわゆる人民支配の二重構造をいかに矛盾なく遂行するかにあったといえ、このようにして、熊の山遺跡に在する有力者層は、律令体制に取り込まれていくことになる。

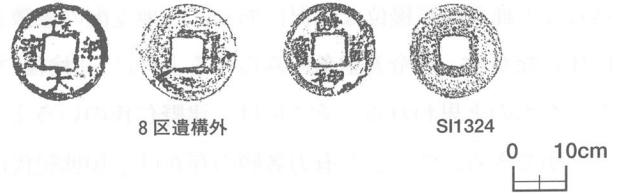
8世紀中頃になると、遺跡のほぼ中央に官衙風の配置をもった規格性の高い掘立柱建物群が形成される。また、大溝は集落を取り囲むように延長され、総延長は1,000mを超えるようになる。それは、あたかも国衙や郡衙を投射したような景観であったと想定でき、一般農民、あるいは周辺に点在する集落にとっては象徴的な存在として映っていたに違いない。

9世紀になると、整然と配された掘立柱建物群は姿を消し、大形の掘立柱建物や竪穴住居を囲むように小形の掘立柱建物群が林立し、時期毎に建てる位置を替えるなど、随時建て替えや建て増しが行われたものと想定される。そして、10世紀以降になると、掘立柱建物そのものが減少するのである。

ここで、もう一度、奈良・平安時代における熊の山遺跡の特徴を確認しておきたい。

- ・東谷田川を眼下に望む平坦な台地上に立地している。
- ・6世紀後半から11世紀にかけて、継続して営まれた集落である。律令体制の衰退期にあっても、安定した形で集落は展開する。
- ・集落を取り囲むように大溝が巡っている。この大溝の南側と東側では台地の縁辺部を巡っているが、北側では縁辺部を巡らず、島名熊の山古墳群の手前を巡っている。
- ・8世紀中頃に、竪穴住居を取り囲まない、規格性の強い掘立柱建物群が形成される。
- ・その他の掘立柱建物群は大形の竪穴住居を取り囲むように配されているが、配置が不安定で、随時建て増しされた様相を呈している。また、これらの掘立柱建物群は、1辺が70mの方形区画を囲むように、区画の東側、西側、北側に配されている。
- ・掘立柱建物跡は概して小形で、側柱式のものが多く、規模は大形の竪穴住居跡とほぼ同等である。
- ・大形の廃棄土坑や水室の可能性のある大形竪穴状遺構が存在する。
- ・鍛冶関連や銅鑄造関連の工房跡が存在し、鉄・銅・漆・繊維生産を取り込んでいる。
- ・緑釉陶器や灰釉陶器、金付着土器、青銅鈴などが出土している。
- ・鉄鉢形土器や油煙付着土器などが出土し、仏教の浸透が窺える。また、仏堂と思われる三面庇付きの掘立柱建物跡も検出されている。
- ・円面硯、転用硯、腰帯具、刀子、朱墨書などが出土し、文書事務に関わる人物の存在が想定される。
- ・腰帯具は8世紀前葉には既に存在し、9世紀に出土量が増加し、10世紀には激減する。
- ・農耕、戦闘、献納などに重宝される馬の飼育を裏付ける馬骨や馬具が出土している。
- ・中央との交流を示す皇朝十二銭（長年大寶・饒益神寶）が出土している。（第336図）
- ・饗宴に関わる須恵器大甕が大量の供膳具とともに出土している。
- ・「大殿墨硯」「宅」「城内」「城内丕」「丕」「大土」「酒」といった墨書が出土している。しかし、官衙的、寺院的な字句は出土していない。
- ・収納施設の存在を裏付ける門や鍵が出土している。

以上のような点から、当遺跡には、律令体制に組み込まれつつも独自の経営基盤を有していた地方豪族、ないし富豪層といった階層の人々が住していたことが推測される。須恵器大甕や大量の供膳具の出土、「酒」と書かれた墨書土器、及び氷室の存在は、有力者層の主催する饗宴との関わりを示唆するもの



第336図 熊の山遺跡出土古銭

である。また、大甕の保有は饗宴の主催者であり、かつ労働用具や給付品を準備できる有力者層に限られていることから、「郷飲酒礼」など郷における儀礼を裏付けるものと考えられる。

ところで、前述したように、奈良時代以降は、古墳時代後期の居住域を踏襲する形で集落が展開し、11世紀まで継続して営まれていることが明らかとなっている。このことは、同じ河内郡内に位置し、ほぼ同規模の集落である中原遺跡が郡衙と消長を共にし、8世紀前葉に出現し、10世紀前半には消滅していることと好対照である。中原遺跡の盛衰には、天慶・承平の乱に代表される東国の動乱との密接な関係が示唆されるが、熊の山遺跡はそれすらも直接的な影響を看取することはできない。しかも、10世紀前半には仏堂的建物が出現し、後半には銅の鋳造も行われているのである。さらに、古代末から中世初めにかけて、墓壇群からは和鏡4面や短刀などが出土しており、かかる有力者層の居住施設は検出されなかったものの、遺物の面からその存在が推定されるのである。

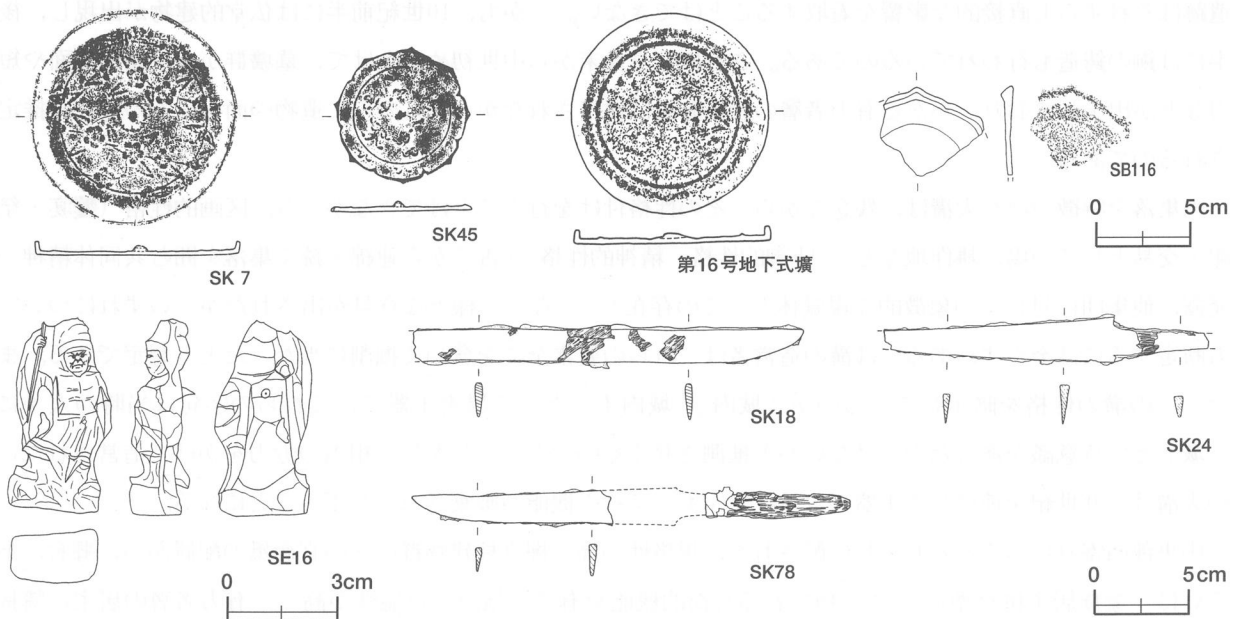
当集落を特徴づけた大溝は、残念ながら、その性格付けを行うことはできなかった。区画的性格（饗宴・祭祀・交易としての場、耕作地など）、防御的性格、精神的性格（「古くから連綿と続く集落を囲む共同体精神の発露、他集団に対しての象徴的な視覚体としての存在」²⁾）など、様々な意見が出されたが、いずれについても断定するには至らず、あるいは溝の造営者はこれらの要素全てを含めて掘削に当たったとも想定できる。また、この溝の性格を暗示しているのが「城内」「城内内」という墨書土器で、これらの字句は当時の人々に「城」という意識があったのではないかと推測させるものである。しかし、相当の労力をかけて造営されたこの大溝は、9世紀を前にして土器の大量投棄をもってその機能が破棄されてしまうことになる。

中央部西寄りにみられるL字状に配された、規格性の高い掘立柱建物群はその官衙風の配置から、郷倉、あるいは「豪族居宅併存型」³⁾に分類される官衙的機能を有する施設の可能性が高く、有力者層の居宅に隣接して付置され、郡衙の徴税機能を分掌する郷物資の集積や管理を行っていたことが想定される。しかし、この建物群は長続きせず、9世紀には姿を消してしまう。このことは、「律令国家成立当初から永続的な施設として造営・維持された郡衙とは異なるものであったことを示している」⁴⁾ものと思われる。代わりに台頭してくるのが、大形の竪穴住居や庇付の掘立柱建物の周囲を取り囲むように展開される掘立柱建物群である。これらの建物群は配置が不安定であり、時期毎に位置を若干ずらしながら建てられる様相は、正に地方豪族居宅そのものである。硯や腰帯具の出土から、豪族の居住施設に内包される形で官衙的機能を有していた可能性は十分に想定できるが、その一方で、これらの建物群は私出挙の運用を通じた富の収奪の象徴とも考えられる。備蓄よりも運用を目的としていたならば、巨大な倉は必要なく、一般に言われるように、屋舎で充分対応できたと考えられるからである。さらに、こうした小形の掘立柱建物群が同時期に複数存在することは、集落内に複数の有力者層、あるいは有力な戸が存在していたことを意味するものといえる。

こうした有力者層の歴史的な評価については、明確な文字史料等が出土していないため、憶測の範囲を超えるものではないが、上述の理由や腰帯具・硯など文書事務に関わる出土遺物から、村を実質的に支配する在地富豪層という性格の他に、在地官人というもう一つの性格を見いだすことができる。かの人物は手工業を取り

込むなど経済的に優位な状況にあり、在地支配の象徴といえる屋舎とそれに付随する厨から成り立つ館的施設に住しながら、戸令為里条にみられるように、「檢校戸口」「課殖農桑」「禁察非違」「催駟賦役」などの任にあたったものと思われる。そこには、津野仁氏のような「実力の郷長」⁵⁾、あるいはそれに近い存在を窺うことができる。こうした有力者層の存在は、10世紀代になると不明瞭になる。しかし、集落は継続しており、仏堂的建物の存在や銅鑄造との関わりなどから、かかる有力者層の存在が窺われるのである。

また、上述のような有力者層・富豪層は、文献上の検討から在地領主層への過渡的存在と推定されている。本跡の場合も、中世に入ると西側に隣接して土塁と堀を周囲に巡らした妙徳寺が開山されることや、遺跡内の墓壇や地下式壇から和鏡4面や短刀などが出土していることなどから、かかる在地領主層ないし地方武士団の台頭や埋葬儀礼の在り方⁶⁾が検討される場所である。さらには、遺跡内に鹿島・香取の二神社が鎮座することや南に隣接して神宮寺や八幡神社が位置していること、島名地区の開拓集団の伝承⁷⁾などから、中世以降も島名地区住民の精神的結合の場として存在し続けたものと思われる。



第337図 熊の山遺跡出土鏡，短刀，天部立像

註

- 1) 中山信名『新編常陸国誌』崙書房 1964年復刻
- 2) 工藤清泰「「館」発生の考察」『帝京大学山梨文化財研究所研究報告』第9集 帝京大学山梨文化財研究所 1999年12月
- 3) 山中敏史「律令国家の地方末端支配機構－研究の現状と課題－」『律令国家の地方末端支配機構をめぐって－研究集会の記録－』奈良国立文化財研究所 1998年3月
- 4) 前掲文献2と同じ。山中氏は、これらの「官衙関連遺跡は、行政単位ごとに必要不可欠の官衙として設置された国郡衙のような役所とは異質な存在であり、郷ごとに必ず置かれた官衙ではなく、(中略)分掌する郡衙機能の職務内容や在地の政治経済的状况・地形条件に応じ、適宜、設置・移転・廃止された補完的な性格の強い官衙施設であり、必要に応じて郡衙の諸機能の一部を補う役割を担うべく設置された施設であった」と述べている。

- 5) 津野仁氏は、「実力的郷長は、倉を持ち動産所有を経済的な基盤としてもち、郷長の職掌である徴税や治安機能をこえて、鉄などの手工業にも関与し、地域開発にまで預かり、動産を蓄えるような存在であった。また、腰帯なども出土しており、制度的な支配機構の中に編成されていた」と述べている。一方、大塚新地遺跡（水戸市）にみられるように、遺構は一般集落と変わらないが、遺物の面からその存在が推定できるものを、権限が行政的枠内に限られていた「行政的郷長」として区別している。（津野仁「郷長とその性格」『律令国家の地方末端支配機構をめぐって－研究集会の記録－』奈良国立文化財研究所 1998年3月
- 6) 瓦吹堅「茨城県鏡事情－出土和鏡を中心に－」『國學院大學考古学資料館紀要』第15輯 1999年3月
- 7) 島名地区には「六軒党」の伝承があり、その伝承とは、いずれの場所からか、利根川から牛久沼、東谷田川を経て当遺跡に入植した「六軒党」が鹿島・香取両神社を産土神として奉りながら、この地を開拓し、やがてそれぞれが島名地区の各部落に分かれて住していったというものである。（谷田部の歴史編纂委員会『谷田部の歴史』谷田部町教育委員会 1975年）

6 おわりに

以上、熊の山遺跡の性格について若干の考察を行ってきたが、一部の論説にみられるような、官衙的集落か一般集落かという二者択一的な論議は、こと熊の山遺跡では用をなさない。そこには律令体制が施行される以前から連綿と営まれた集落があり、律令体制に組み込まれてからは在地官人としての側面を担いつつも独自の経営基盤に立って繁栄を続けてきた集落が歴然としてあるからである。そうした意味で、熊の山遺跡は歴史の大きな変動の中を生き抜いた証人であり、集落の変遷がすなわち一つの地方史である。そして、このささやかな調査成果が『常陸国風土記』に欠落している「河内郡条」の一部を補い、つくば市谷田部地区を中心とする県南地域の歴史解明の一助となってくれば幸いである。加えて、熊の山遺跡周辺の発掘調査は今後も行われるものと思われるが、それらの調査結果も含めて周辺の史料が出揃った段階で、改めて熊の山遺跡の歴史的な評価が行われるべきであろう。今回の報告は、それまでの一時的なものとしておきたい。

最後になるが、5年間に及ぶ発掘調査、6年間に及ぶ整理作業に際してご協力をいただいた関係諸機関、ご助言・ご指導をいただいた多くの方々に、紙面を借りて感謝申し上げたい。

参考文献

- ・井上 尚明 「郷家に関する一私論」『埼玉考古学論集』（財）埼玉県埋蔵文化財調査事業団 1991年
- ・鬼頭 清明 『律令国家と農民』塙書房 1979年
- ・鬼頭 清明 「郷・村・集落」『国立歴史民俗博物館研究報告』第22集 1989年
- ・阿部 義平 「律令期集落の復元－村上遺跡の復元模型をめぐって－」『同上』
- ・田中 広明 『古代官衙の終末をめぐる諸問題』東日本文化財研究会 1994年
- ・山中 敏史・佐藤 興治 『古代の役所』古代日本を発掘する5 岩波書店 1985年
- ・山中 敏史 『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房 1994年
- ・茨城県考古学協会 「日本考古学会協会1995年度茨城大会記念講演及びシンポジウム基調報告記録」『茨城県考古学協会誌』第12号 2000年
- ・白石 真理 「常陸における土器群の隔期と交流」『庄内式土器研究』XVII（－庄内式並行期の土器生産とその動き－「北関東を中心とした庄内式並行期の土器の移動」庄内式土器研究会 1998年
- ・藤井 一二 「開拓と村落－8世紀の村落形成を中心にして－」『日本村落史講座』第2巻 景観1（原始・古代・中

世) 雄山閣出版 1990年

- ・茂木 雅博編 『風土記の考古学』1 常陸風土記の巻き 同成社 1994年
- ・石毛 彩子 「古代豪族居宅の構造－官衙・集落の比較から－」『古代豪族居宅の構造と類型』発表要旨・資料集奈良国立文化財研究所 1998年
- ・天野 努 「古代東国村落と集落遺跡－下総国印旛郡村上郷の様相－」『研究紀要』16 (財)千葉県文化財センター 1995年
- ・「常陽藝文」編集部 『常陸国風土記』 1992年
- ・中山 晋 「古代日本の氷室の研究」『食文化助成研究の報告』9 味の素食の文化センター 1999年
- ・中山 晋 「古代日本の「氷室」の実体－栃木県下の例を中心として－」『立正史学』第79号 1997年

付 章

8

掲載不可

掲載不可

掲載不可

掲載不可

掲載不可

掲載不可

写真図版



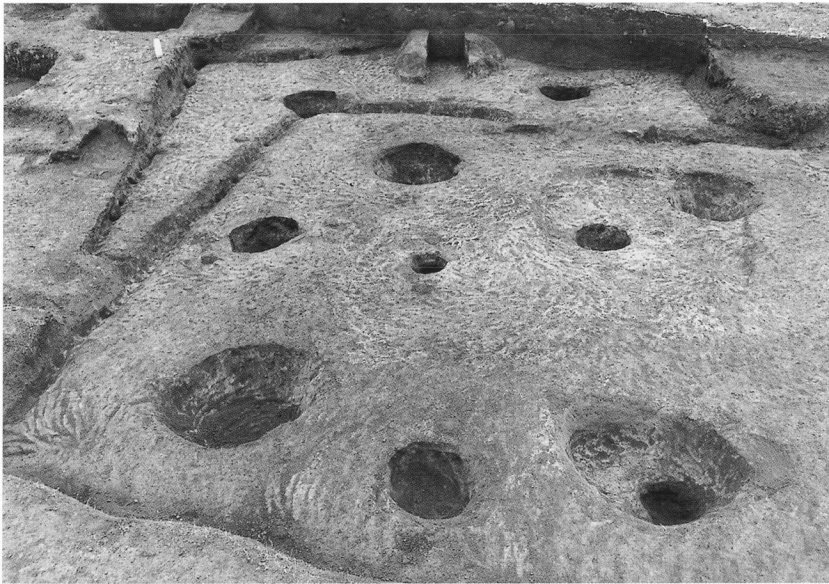
掘立柱建物跡群



調査10区東側全景



調査10区西側全景



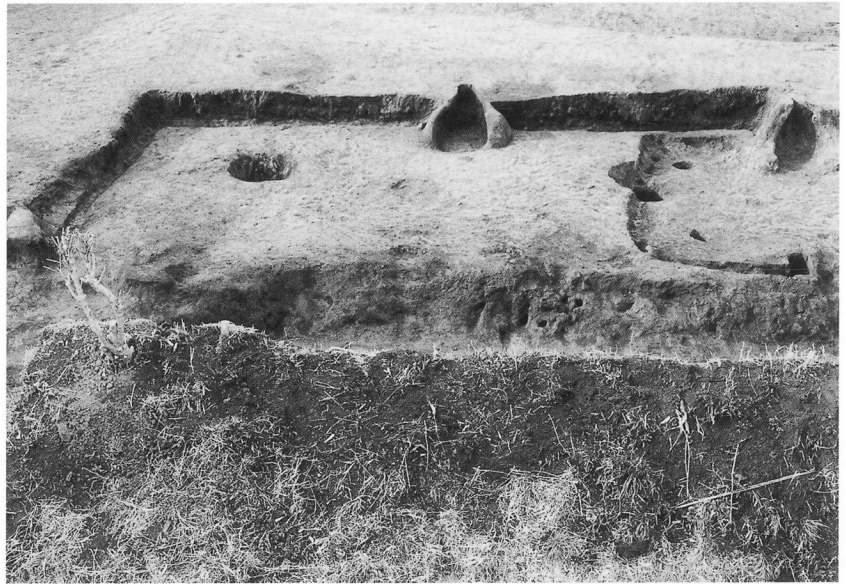
第1089号住居跡完掘状況



第1089号住居跡遺物出土状況（1）



第1089号住居跡遺物出土状況（2）



第1098号住居跡完掘状況



第1098号住居跡竈完掘状況

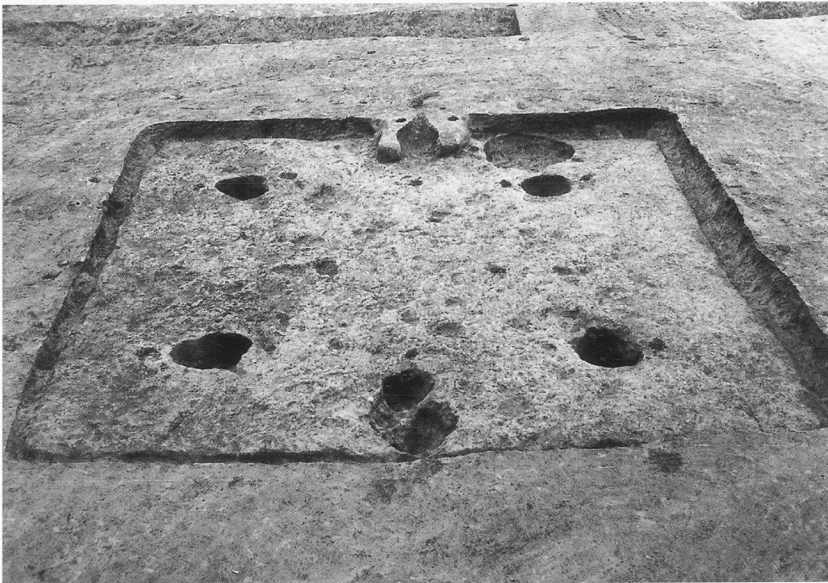


第1303号住居跡完掘状況

PL 4



第1303号住居跡遺物出土状況

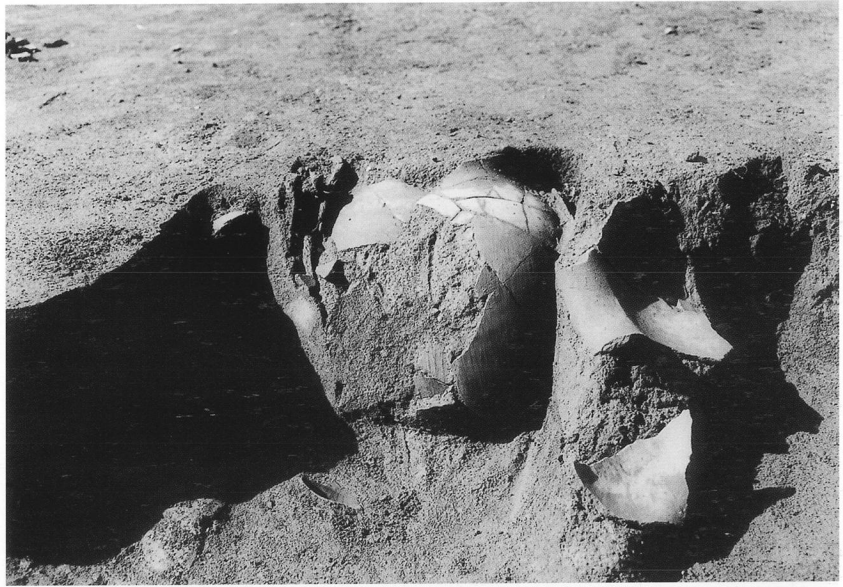


第1305号住居跡完掘状況

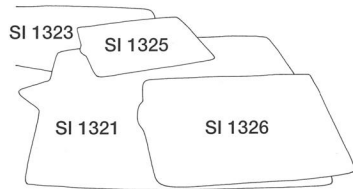


第1305号住居跡遺物出土状況（1）

第1305号住居跡遺物出土状況(2)



第1320号住居跡完掘状況



第1321号住居跡完掘状況





第1337号住居跡完掘状況



第1380号住居跡完掘状況



第1380号住居跡遺物出土状況



第1081号住居跡完掘状況



第1082号住居跡完掘状況



第1087号住居跡完掘状況



第1087号住居跡遺物出土状況



第1088号住居跡完掘状況



第1088号住居跡竈遺物出土状況



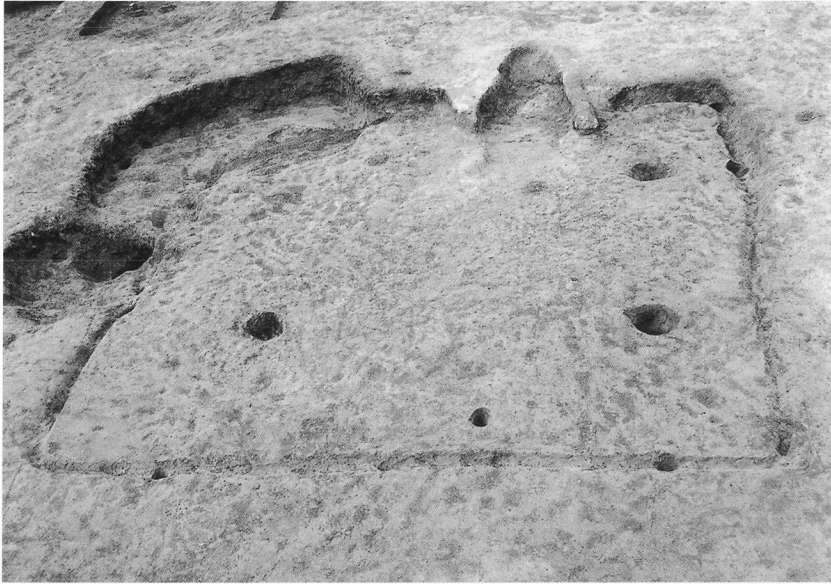
第1091号住居跡完掘状況



第1091号住居跡遺物出土状況（1）



第1091号住居跡遺物出土状況（2）



第1093号住居跡完掘状況



第1093号住居跡竈完掘状況



第1094号住居跡完掘状況

第1094号住居跡遺物出土状況



第1096号住居跡完掘状況



第1096号住居跡遺物出土状況(1)





第1096号住居跡遺物出土状況（2）



第1097号住居跡完掘状況



第1097号住居跡竈完掘状況



第1252号住居跡完掘状況



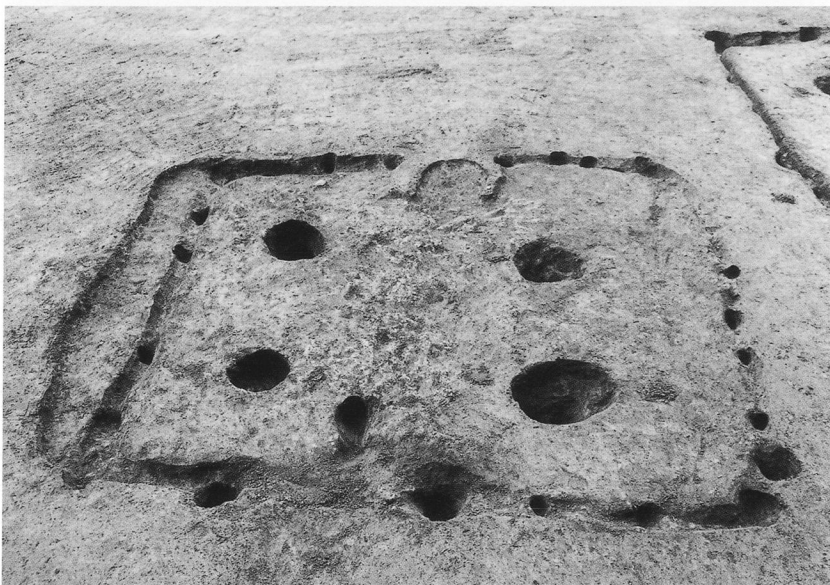
第1250・1252号住居跡遺物出土状況



第1300号住居跡完掘状況



第1300号住居跡竈完掘状況



第1301号住居跡完掘状況



第1304号住居跡完掘状況



第1304号住居跡竈遺物出土状況



第1307号住居跡完掘状況



第1307号住居跡遺物出土状況



第1307号住居跡遺物出土状況



第1308号住居跡完掘状況



第1308号住居跡竈完掘状況



第1314号住居跡完掘状況



第1314号住居跡遺物出土状況



第1314号住居跡竈遺物出土状況



第1315号住居跡完掘状況



第1315号住居跡遺物出土状況（1）



第1315号住居跡遺物出土状況（2）

第1315号住居跡竈遺物出土状況



第1316号住居跡完掘状況



第1319号住居跡完掘状況





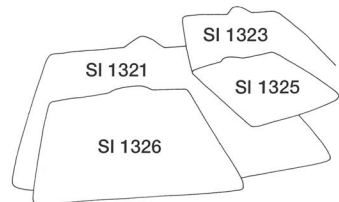
第1319号住居跡竈遺物出土状況



第1323号住居跡竈遺物出土状況



第1325・1326号住居跡完掘状況





第1325・1326号住居跡遺物出土状況



第1326号住居跡遺物出土状況



第1330A・B号住居跡完掘状況



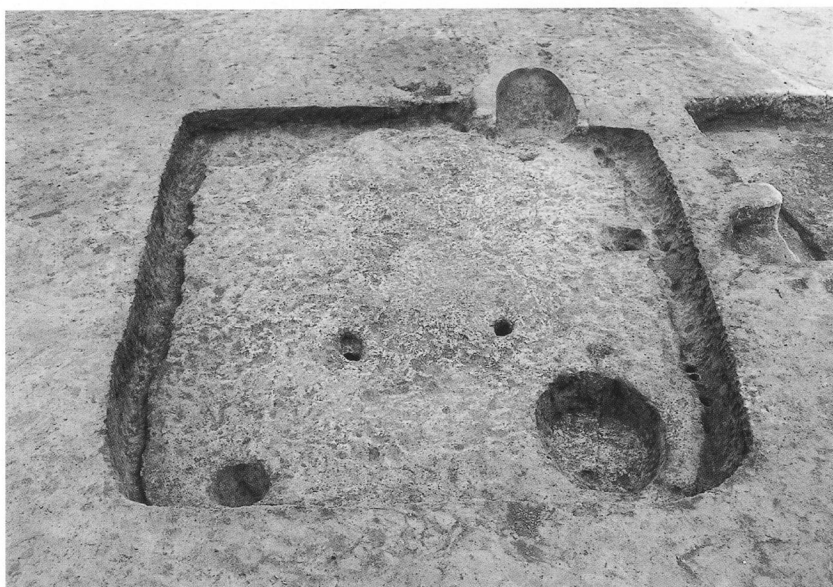
第1330B号住居跡遺物出土状況



第1335号住居跡完掘状況



第1335号住居跡竈遺物出土状況



第1336号住居跡完掘状況



第1336号住居跡竈遺物出土状況



第1345号住居跡完掘状況



第1345号住居跡遺物出土状況



第1345号住居跡竈遺物出土状況



第1352号住居跡完掘状況



第1355号住居跡完掘状況



第1355号住居跡遺物出土状況（1）



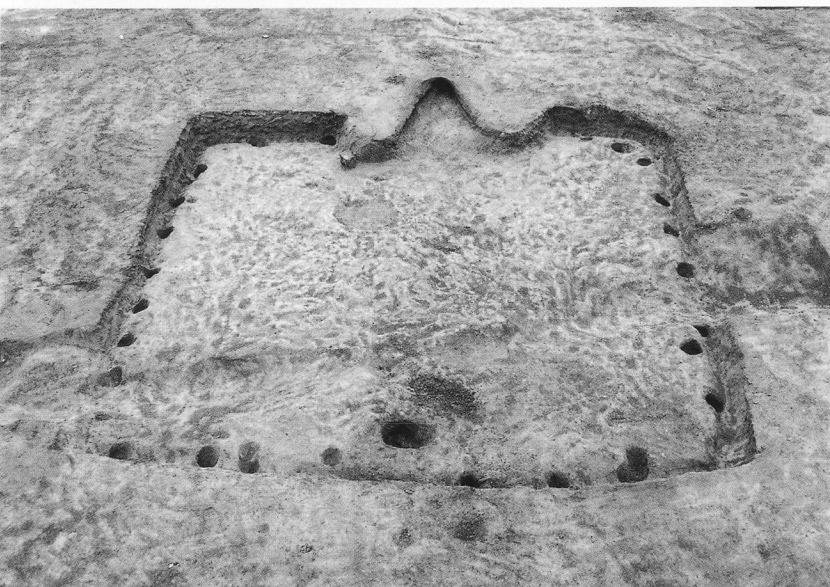
第1355号住居跡遺物出土状況（2）



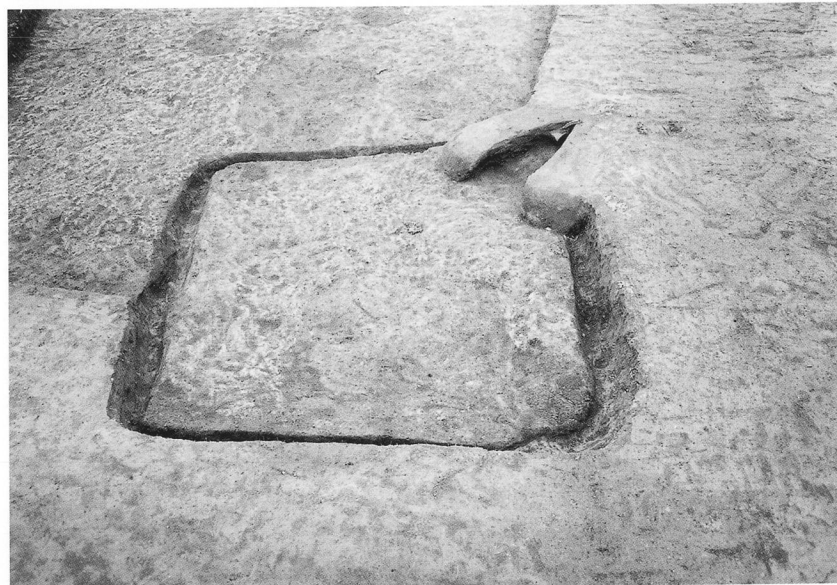
第1356号住居跡遺物出土状況（1）



第1356号住居跡遺物出土状況（2）



第1364号住居跡完掘状況



第1365号住居跡完掘状況



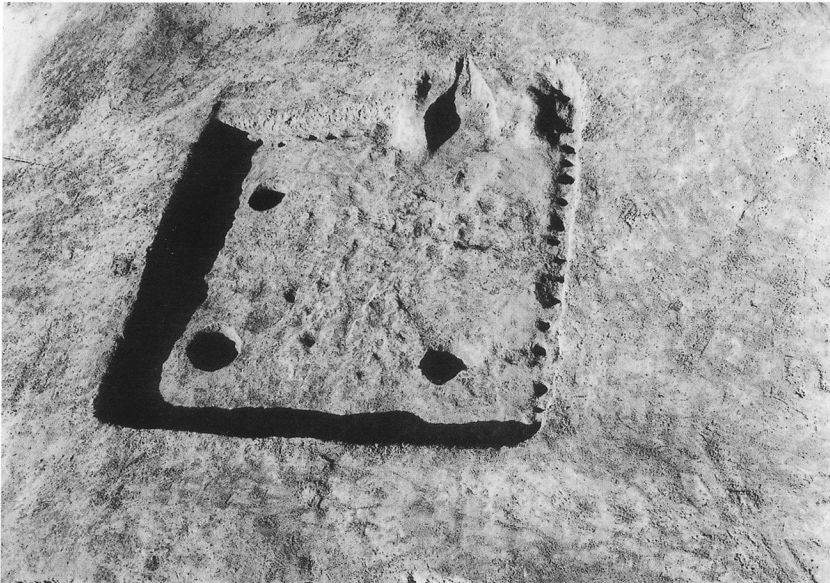
第1369号住居跡遺物出土状況



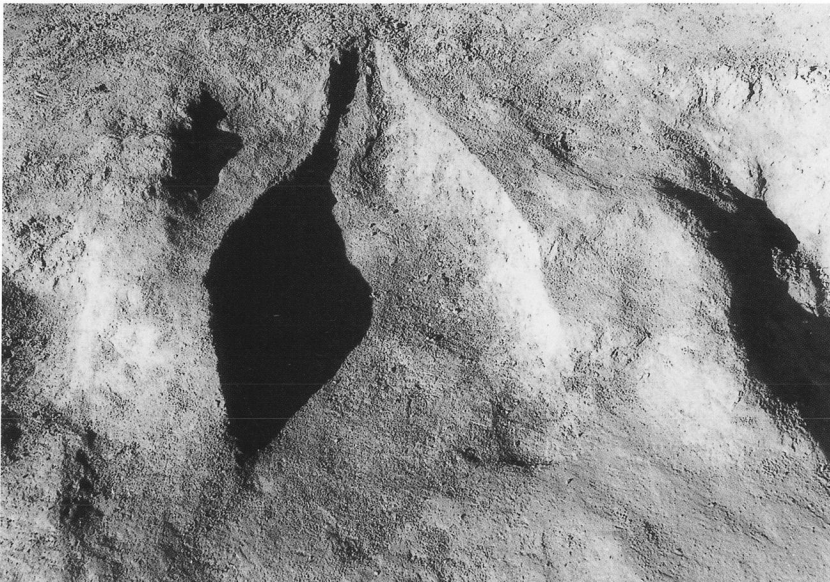
第1370号住居跡完掘状況



第1370号住居跡竈完掘状況



第1373号住居跡完掘状況



第1373号住居跡竈完掘状況



第1374号住居跡完掘状況



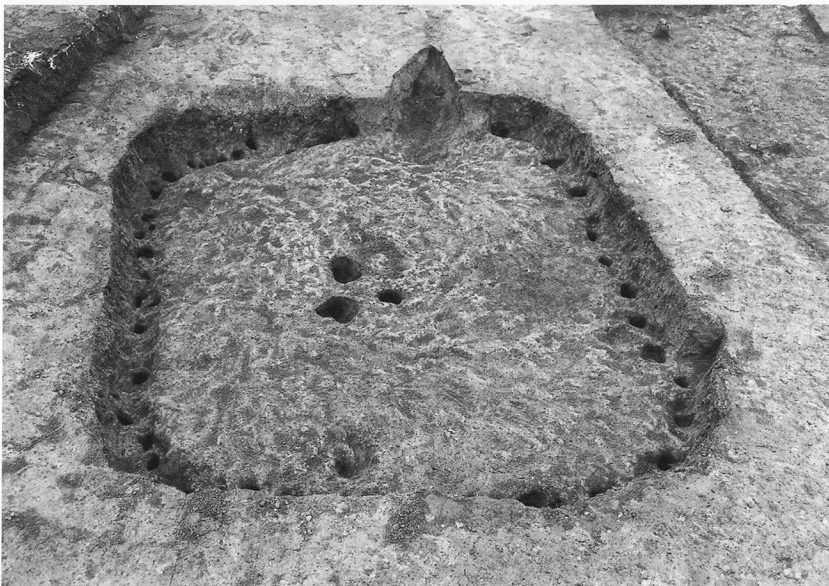
第1374号住居跡遺物出土状況



1375号住居跡完掘状況



第1375号住居跡竈遺物出土状況



第1377号住居跡完掘状況



第1377号住居跡竈完掘状況



第1377号住居跡遺物出土状況



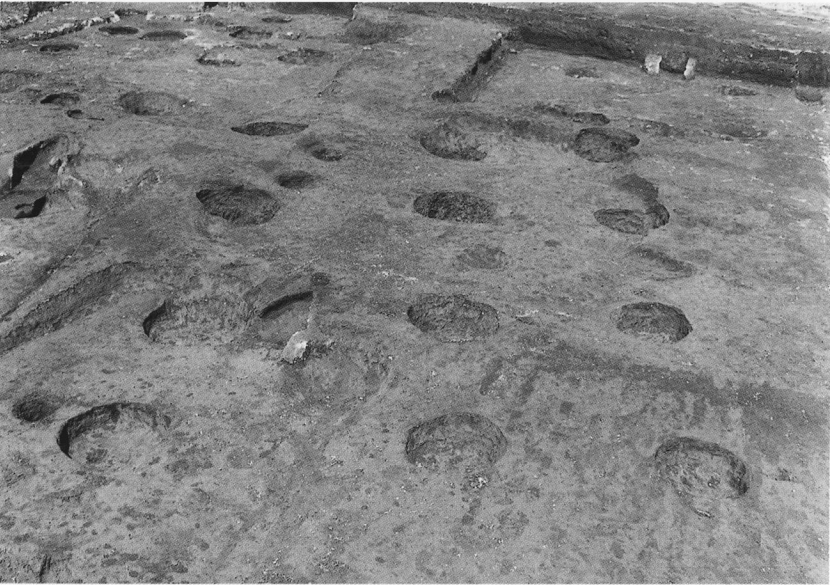
第90号掘立柱建物跡完掘状況



第93号掘立柱建物跡完掘状況



第94号掘立柱建物跡完掘状況



第95号掘立柱建物跡完掘状況



第98号掘立柱建物跡完掘状況



第99号掘立柱建物跡完掘状況



第112号掘立柱建物跡完掘状況



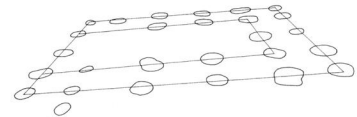
第115号掘立柱建物跡完掘状況



第117号掘立柱建物跡完掘状況



第131号掘立柱建物跡完掘状況



第4号大形竖穴状遺構完掘状況



第4号大形竖穴状遺構
遺物出土状況（1）



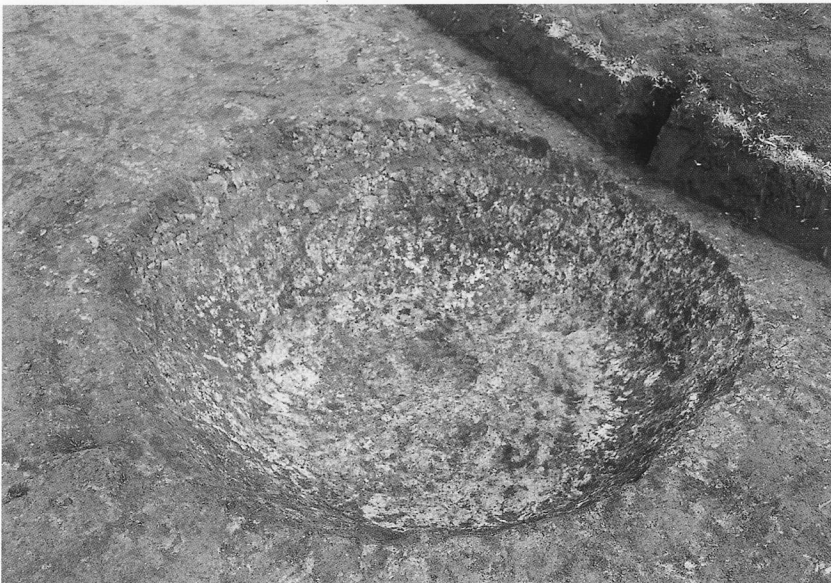
第4号大形竖穴状遺構
遺物出土状況（2）



第6号大形竖穴状遺構完掘状況



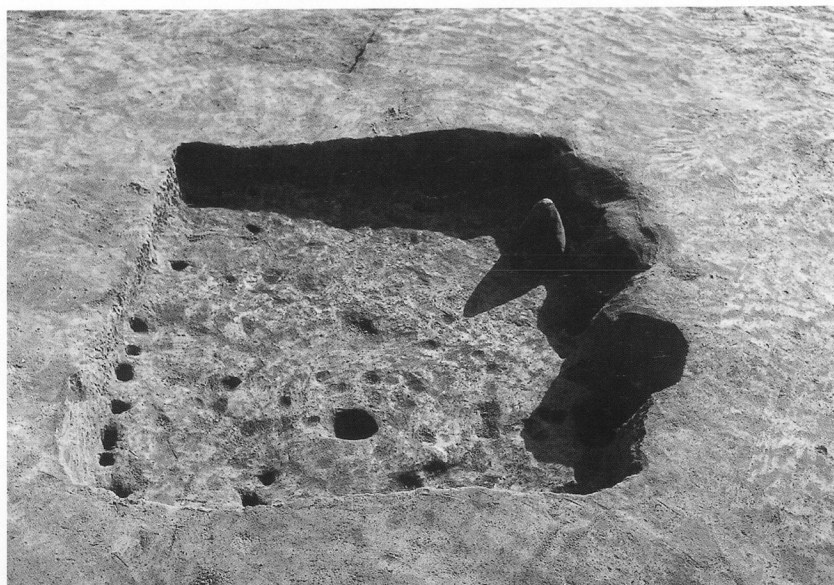
第6号大形竖穴状遺構遺物出土状況



第7号大形竖穴状遺構完掘状況



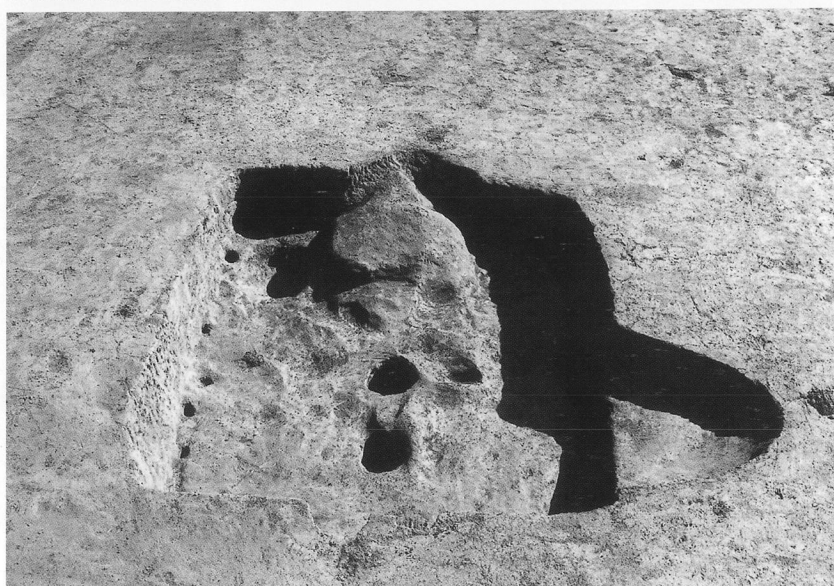
第7号大形竖穴状遺構遺物出土状況



第22号方形竖穴状遺構完掘状況



第23号方形竖穴状遺構完掘状況



第24号方形竖穴状遺構完掘状況



第76号溝跡完掘状況



第2号道路跡完掘状況



第5号大形堅穴状遺構完掘状況



第36号井戸跡完掘状況



第1104号土坑遺物出土状況



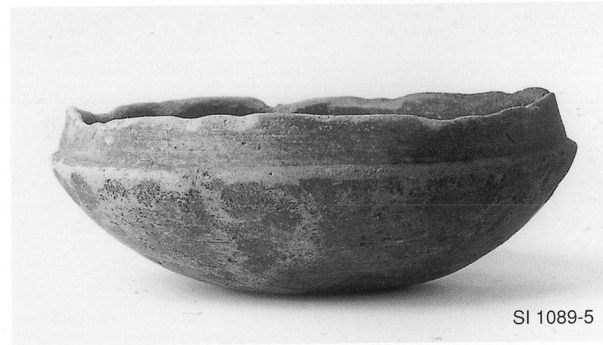
第1105号土坑遺物出土状況



第1178号土坑遺物出土状況

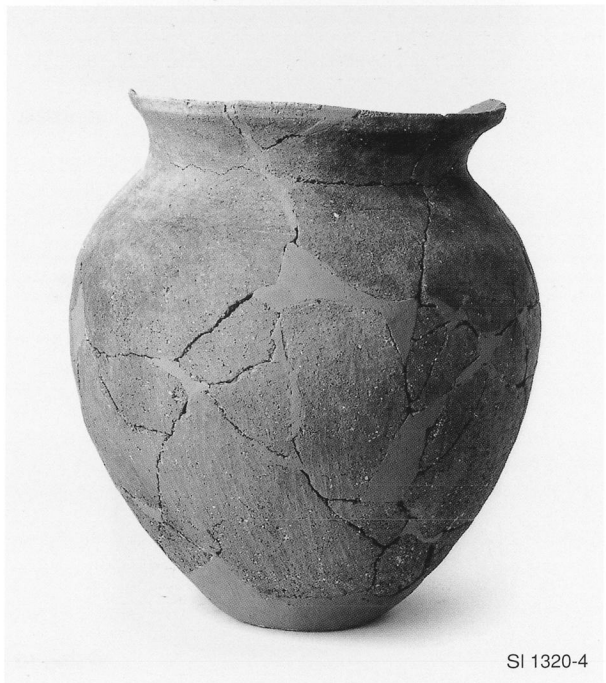
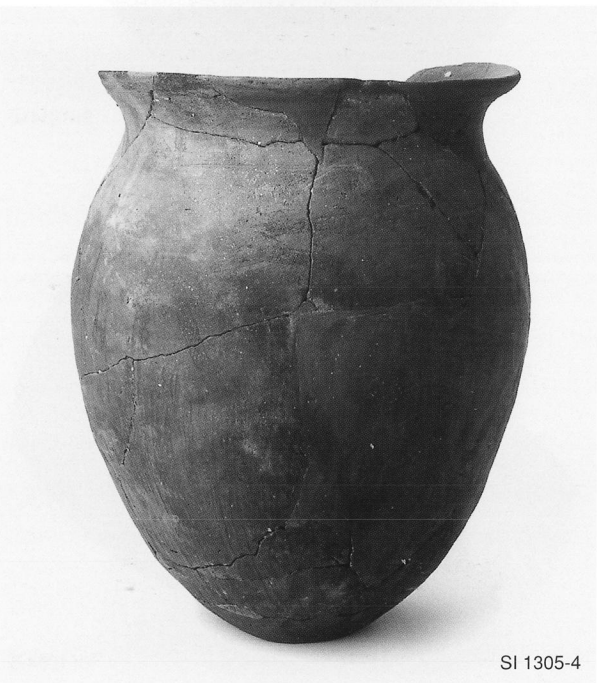


第11号不明遺構完掘状況











SI 1321-1



SI 1380-1



SI 1380-2



SI 1380-4



SI 1380-11



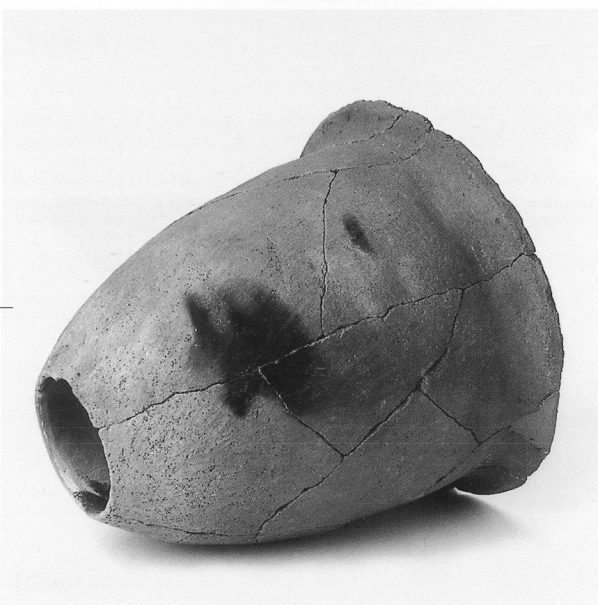
SI 1380-12

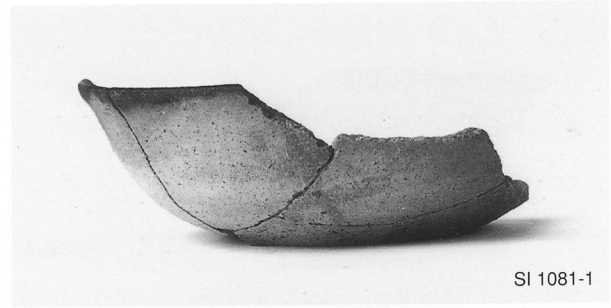


SI 1380-13



SI 1380-14











SI 1093-1



SI 1094-1



SI 1094-2



SI 1094-5



SI 1093-2



SI 1097-1



SI 1252-6



SI 1096-5

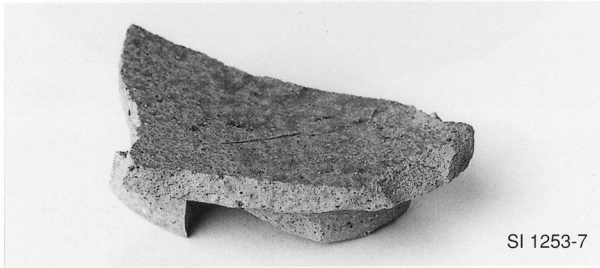


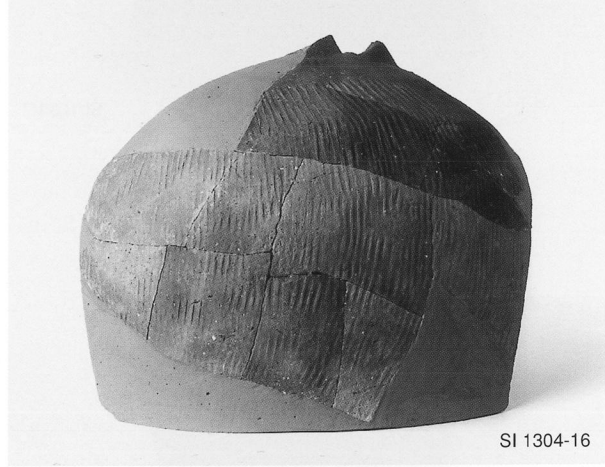
SI 1096-4



SI 1091-22

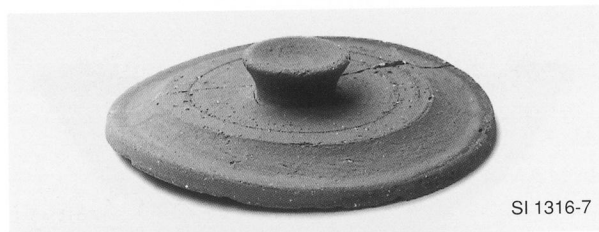












SI 1316-7



SI 1319-1



SI 1319-2



SI 1322-1



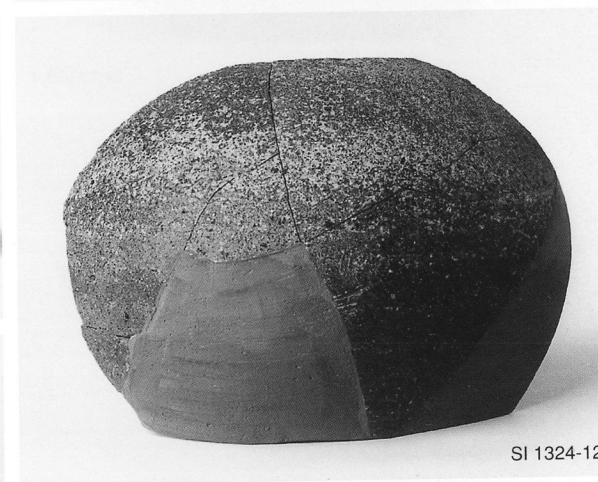
SI 1322-2



SI 1323-5



SI 1324-1



SI 1324-12



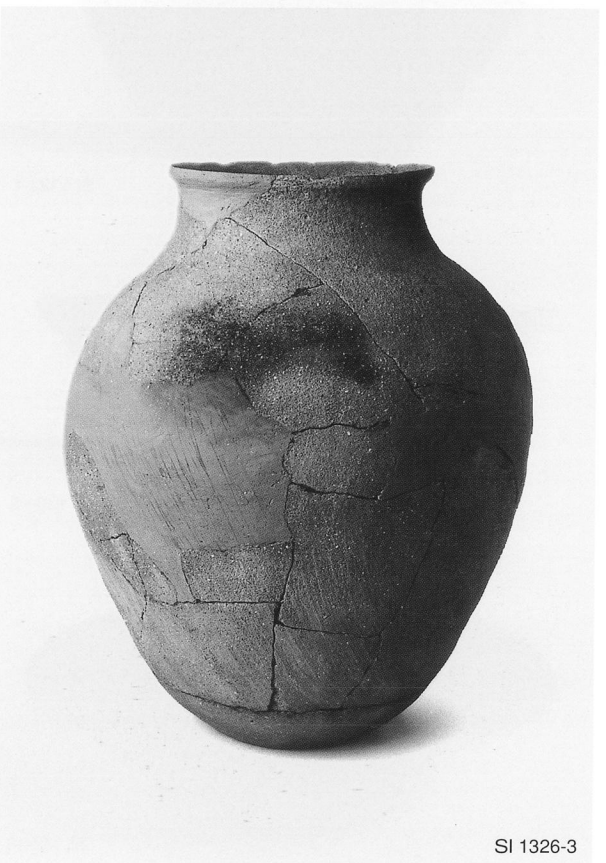
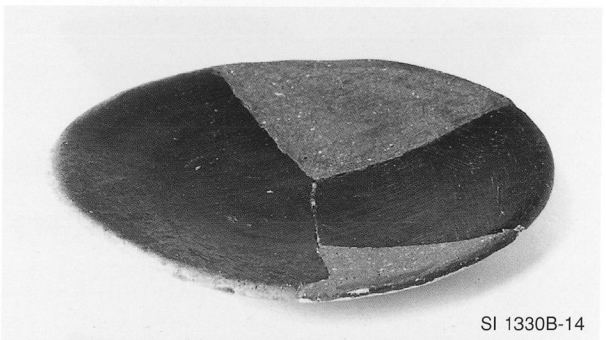
SI 1324-2

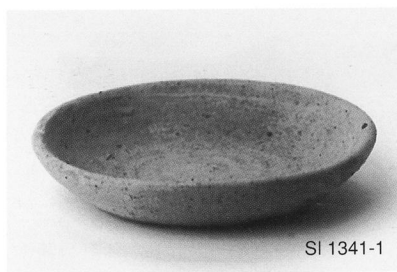


SI 1325-3



SI 1324-8





SI 1341-1



SI 1345-2



SI 1351-2



SI 1345-8



SI 1345-9



SI 1345-1



SI 1351-1



SI 1345-3



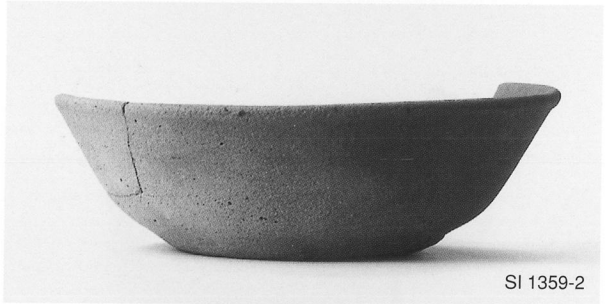
SI 1345-5



SI 1345-4



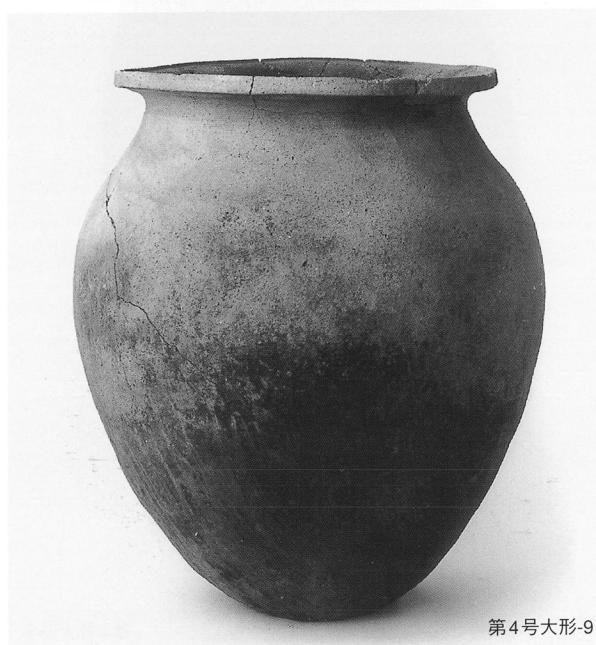
SI 1355-16







第1370・1374・1375号住居跡，第4号大形竖穴状遺構出土遺物



第4・6・7号大形竖穴状遺構出土遺物



SK 1178-4



SK 1178-5



SK 1178-3



SK 1104-2



SK 1104-5



SK 1104-4



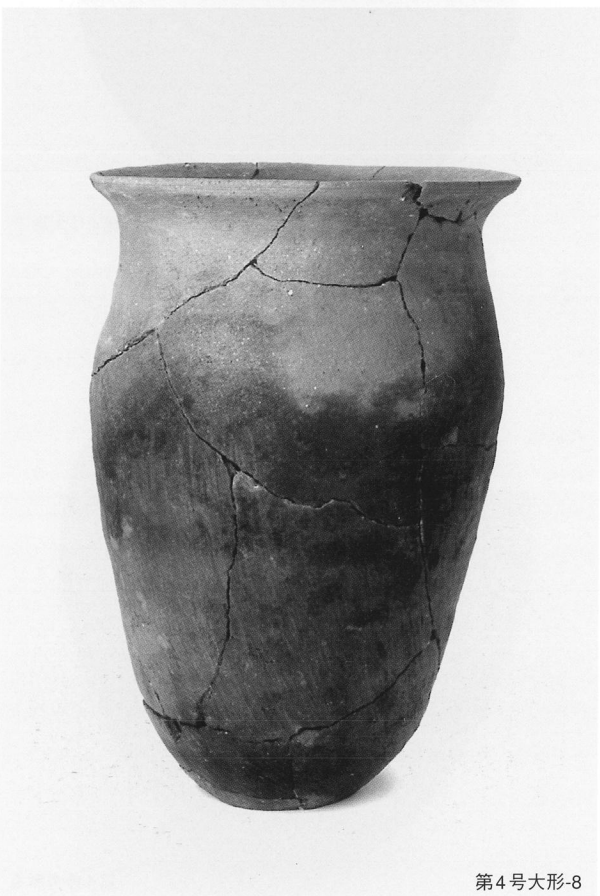
SK 1105-1



第4号大形-5



第4号大形-6



第4号大形-8



SK 1203-2



SK 1206-2



SK 1206-1



SK 1246-1



SK 1288-1



SK 1206-3



SK 1208-2



SK 1159-1



SK 1104-3



第6号大形-6



第4号大形-12

第1104・1159・1203・1206・1208・1246・1288号土坑，第4・6号大形竖穴状遺構出土遺物



第91号掘立柱建物跡，第1101・1105・1178号土坑，第11号不明遺構，第79号溝跡，第10号道路跡，遺構外出土遺物



遺構外-12



SX 11-9



SX 11-8



SI 1380-9 [X]



SI 1091-14 [X]



SI 1088-6 [カ]



SI 1091-11 [X]

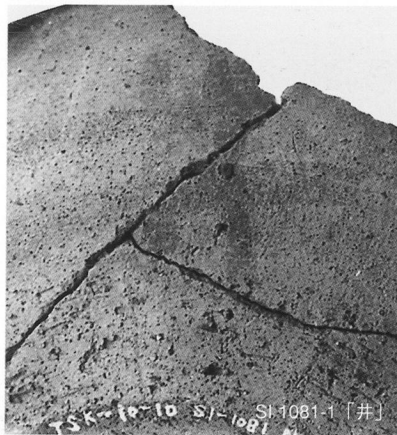


SI 1091-12 [大]

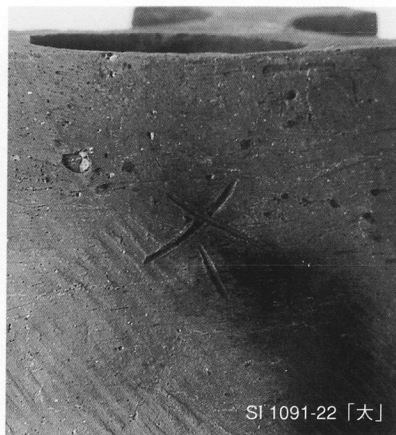


SI 1091-13 [X]

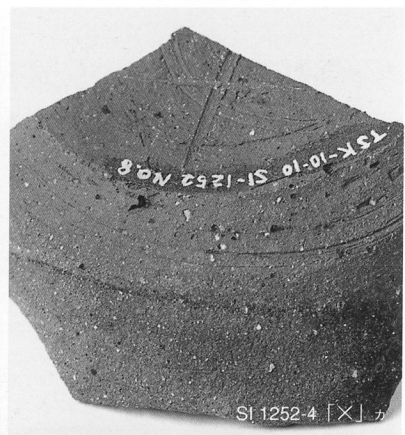
第11号不明遺構，遺構外出土遺物，ヘラ書き土器



SI 1081-1 [井]



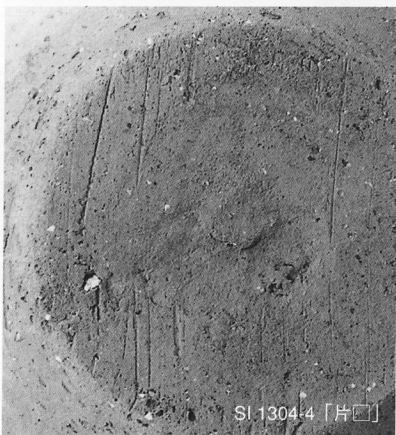
SI 1091-22 [大]



SI 1252-4 [X]カ



SI 1255-1 [万]



SI 1304-4 [片□]



SI 1304-5 [万]



SI 1315-2 [主]



SI 1315-8 [主]カ



SI 1315-9 [主]カ



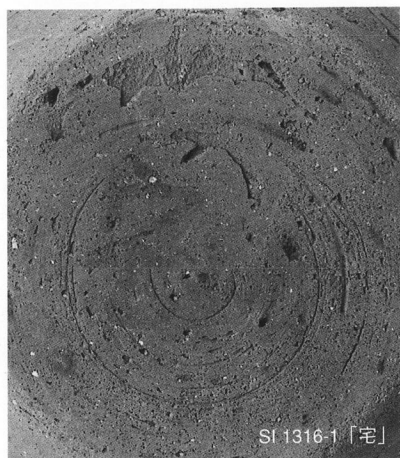
SI 1315-15 [田前]



SI 1315-17 [大土]



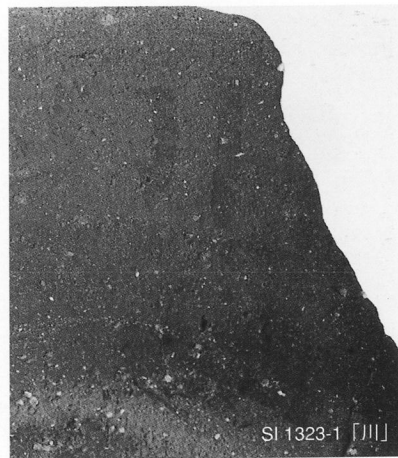
SI 1315-20 [主]



SI 1316-1 「宅」



SI 1355-1 「川」



SI 1323-1 「川」



SI 1330B-14 「福」



SK 1104-2 「万」



第6号大形-2 「秋」



SI 1356-4 「川」



SI 1370-4 「川」



SI 1084-4



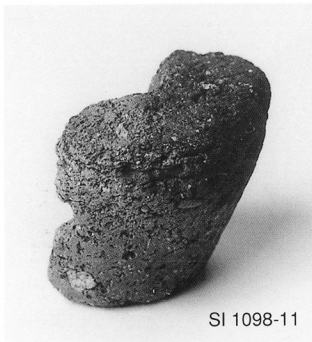
SI 1085-7



SI 1086-6

墨書土器，刻書土器，土製品





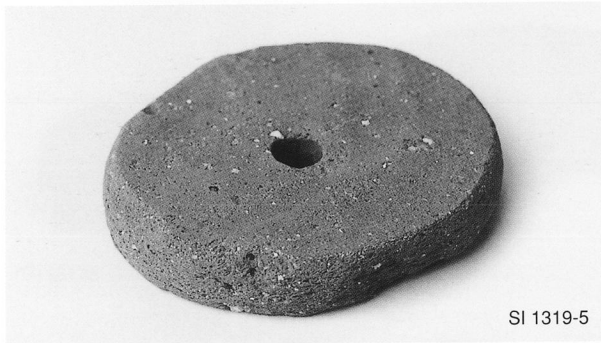
SI 1098-11



SI 1358-10



SI 1328-7



SI 1319-5



SI 1336-5



SI 1316-11



SI 1324-15



SI 1379-4



遺構外-28



遺構外-29



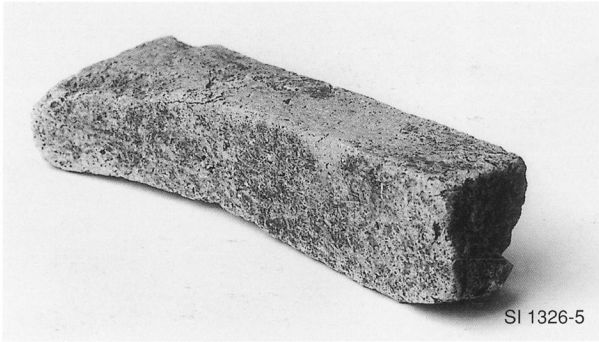
SI 1081-4



SI 1088-7



SI 1319-6



SI 1326-5



SI 1352-5



SI 1094-8



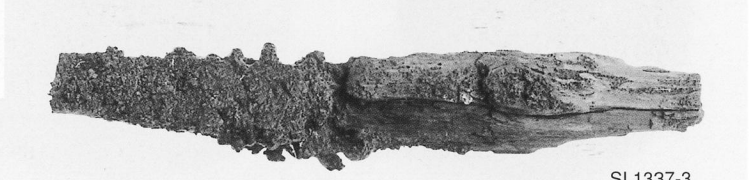
SI 1359-5



SI 1321-7



SI 1255-10



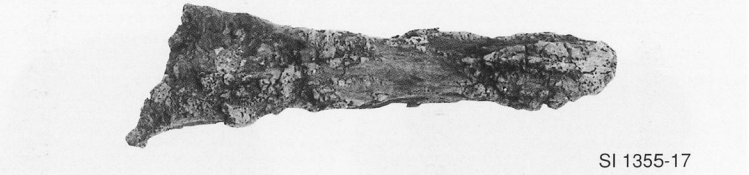
SI 1337-3



SI 1087-18



SI 1319-7



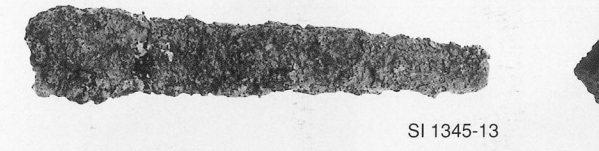
SI 1355-17



SI 1317-5



SK 1220-1



SI 1345-13



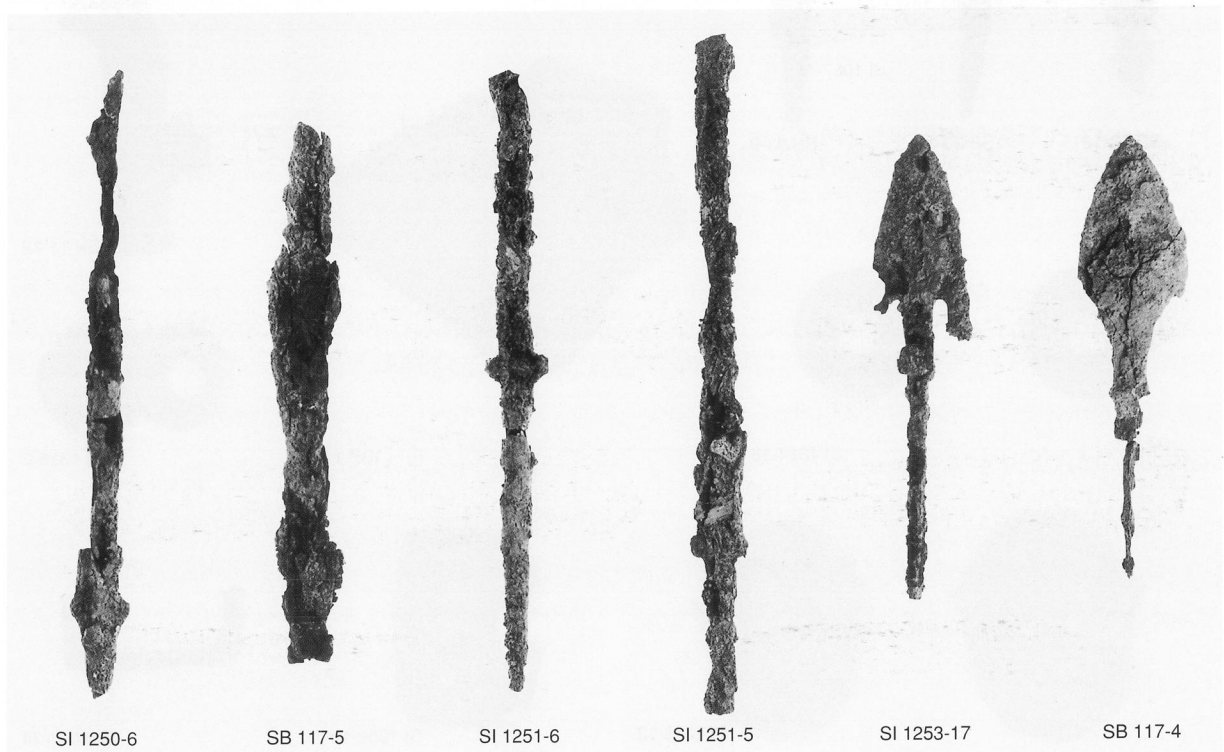
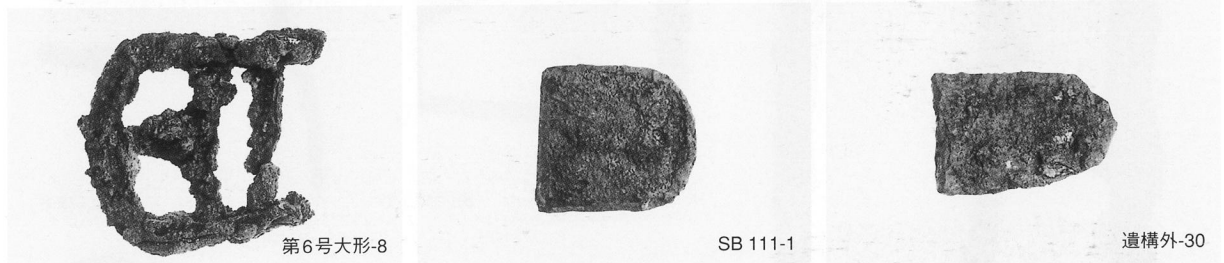
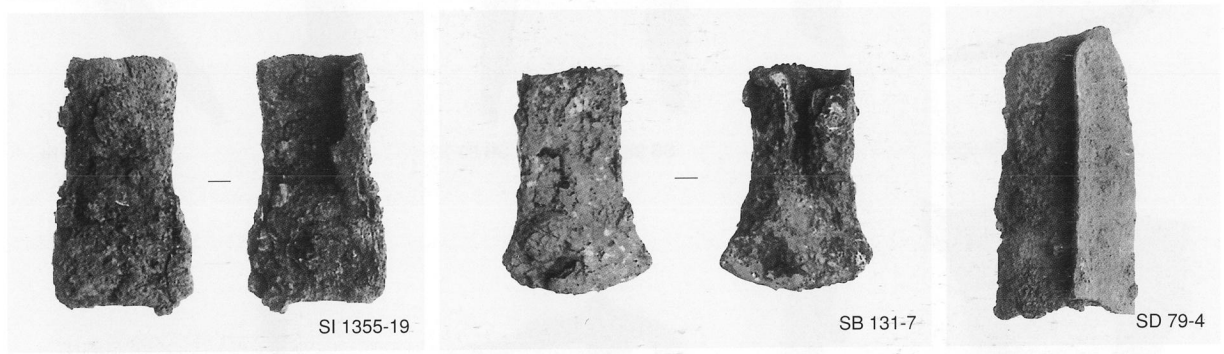
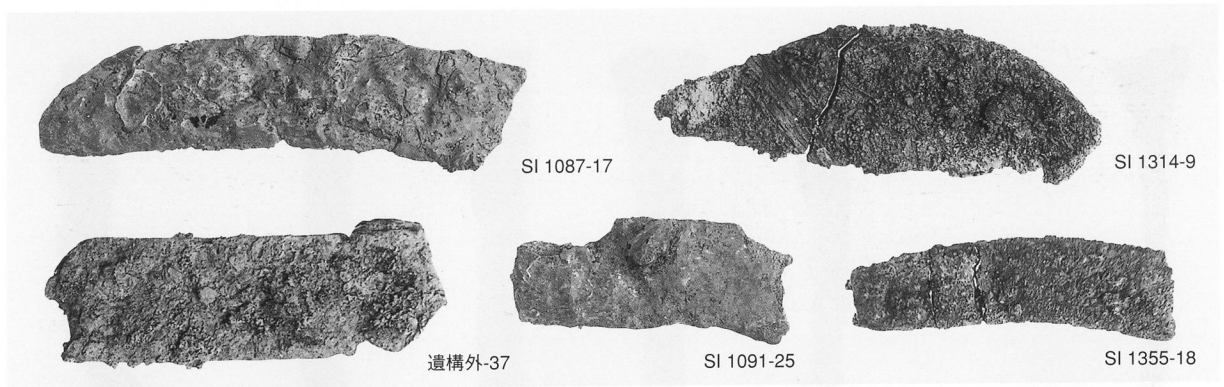
SI 1351-4

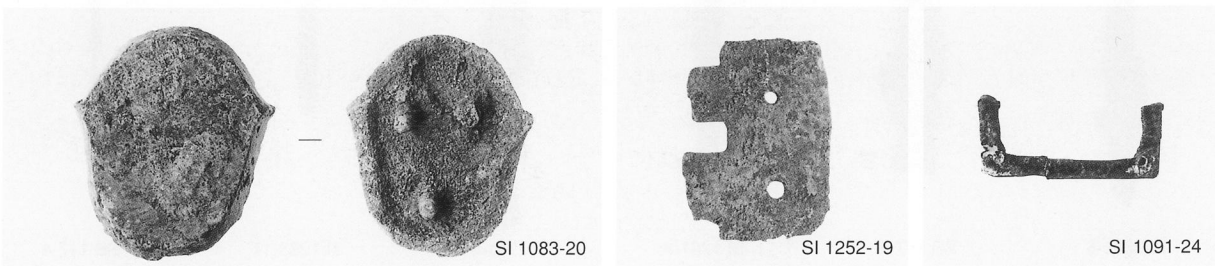
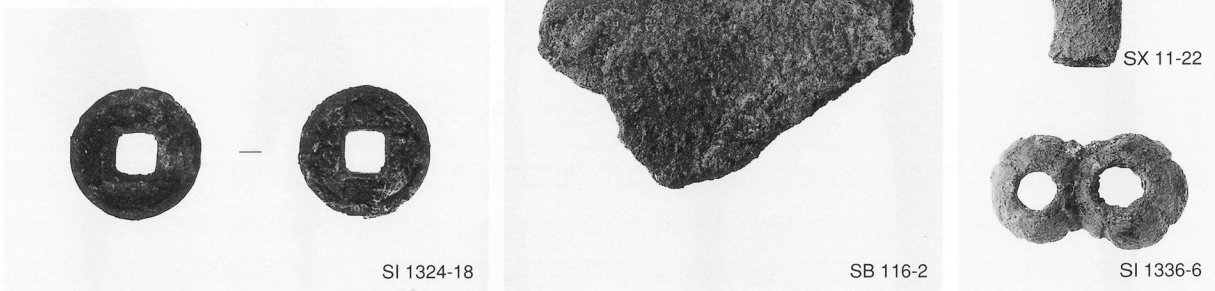
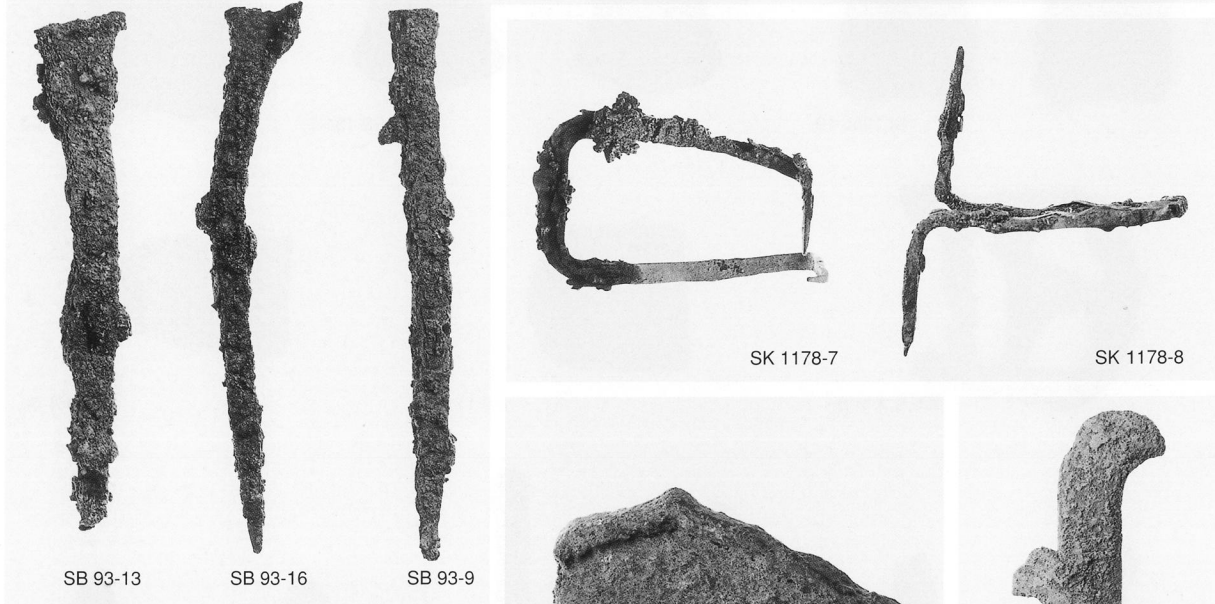
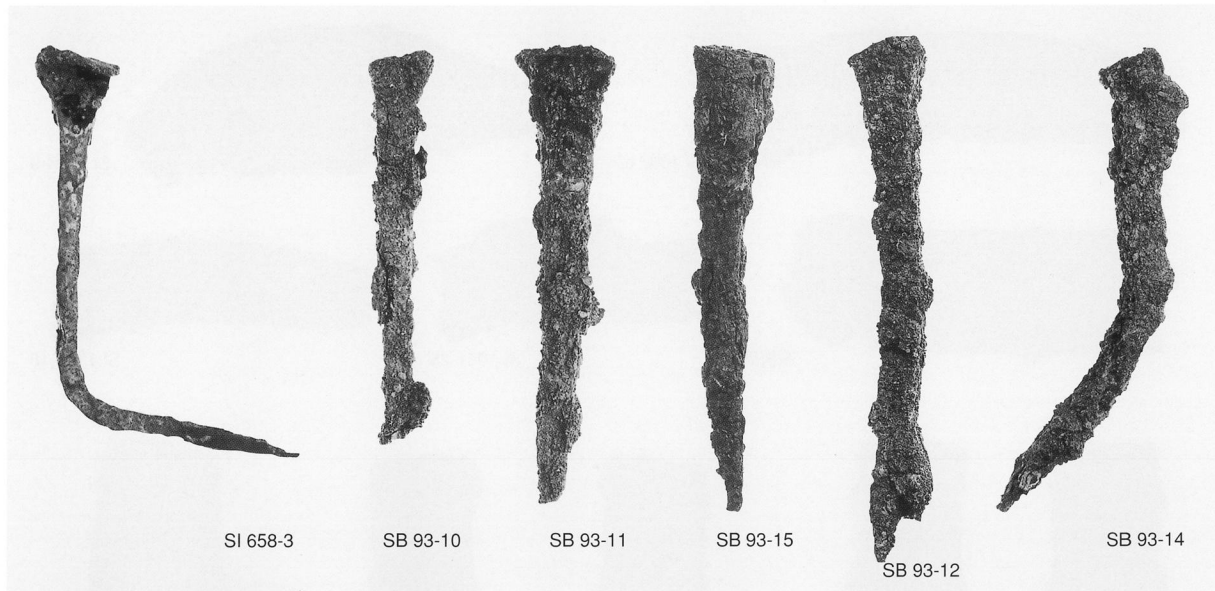


SI 1316-13



第7号大形-5





茨城県教育財団文化財調査報告第190集

熊の山遺跡

平成14(2002)年3月20日印刷

平成14(2002)年3月25日発行

発行 財団法人 茨城県教育財団
〒310-0911 水戸市見和1丁目356番2号
茨城県水戸生涯学習センター分館内
TEL 029-225-6587

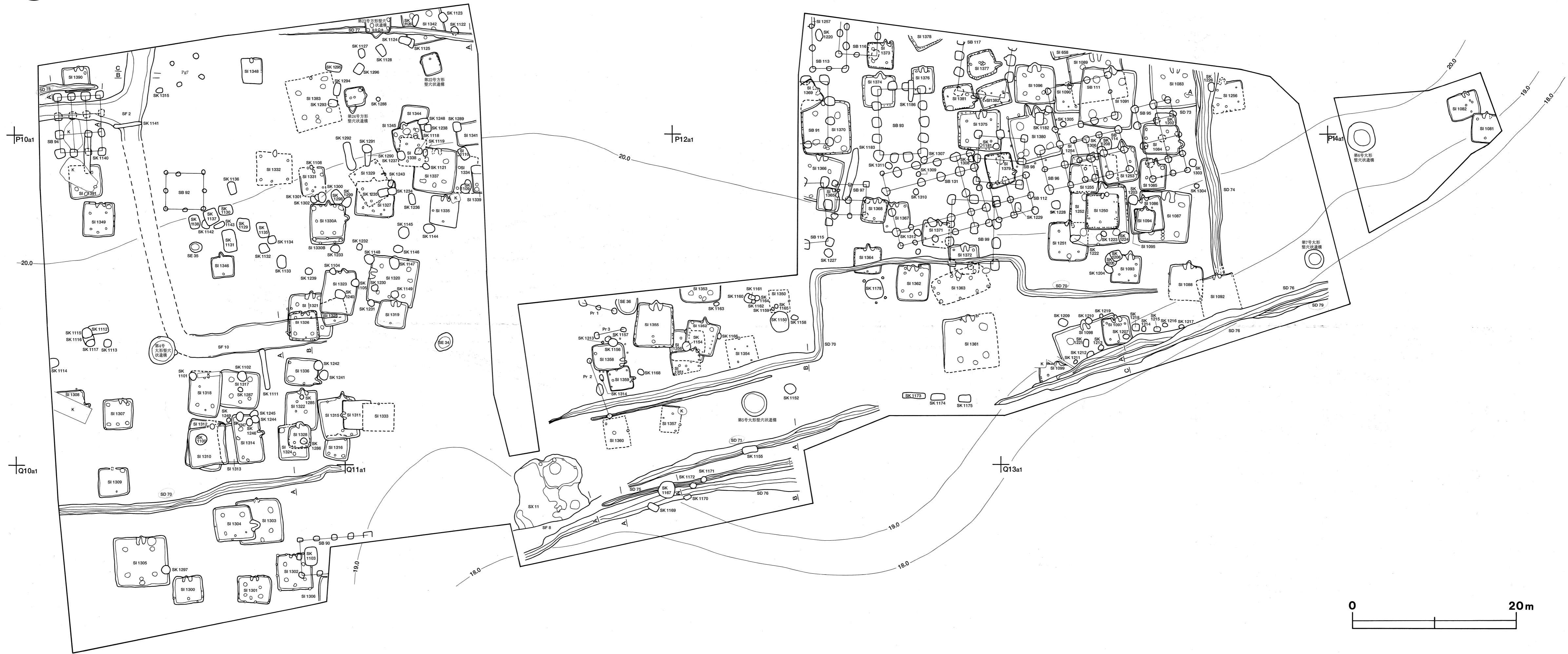
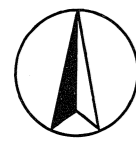
印刷 (有)平電子印刷所
〒970-8024 いわき市平北白土字西ノ内13
TEL 0246-23-9051

付 図

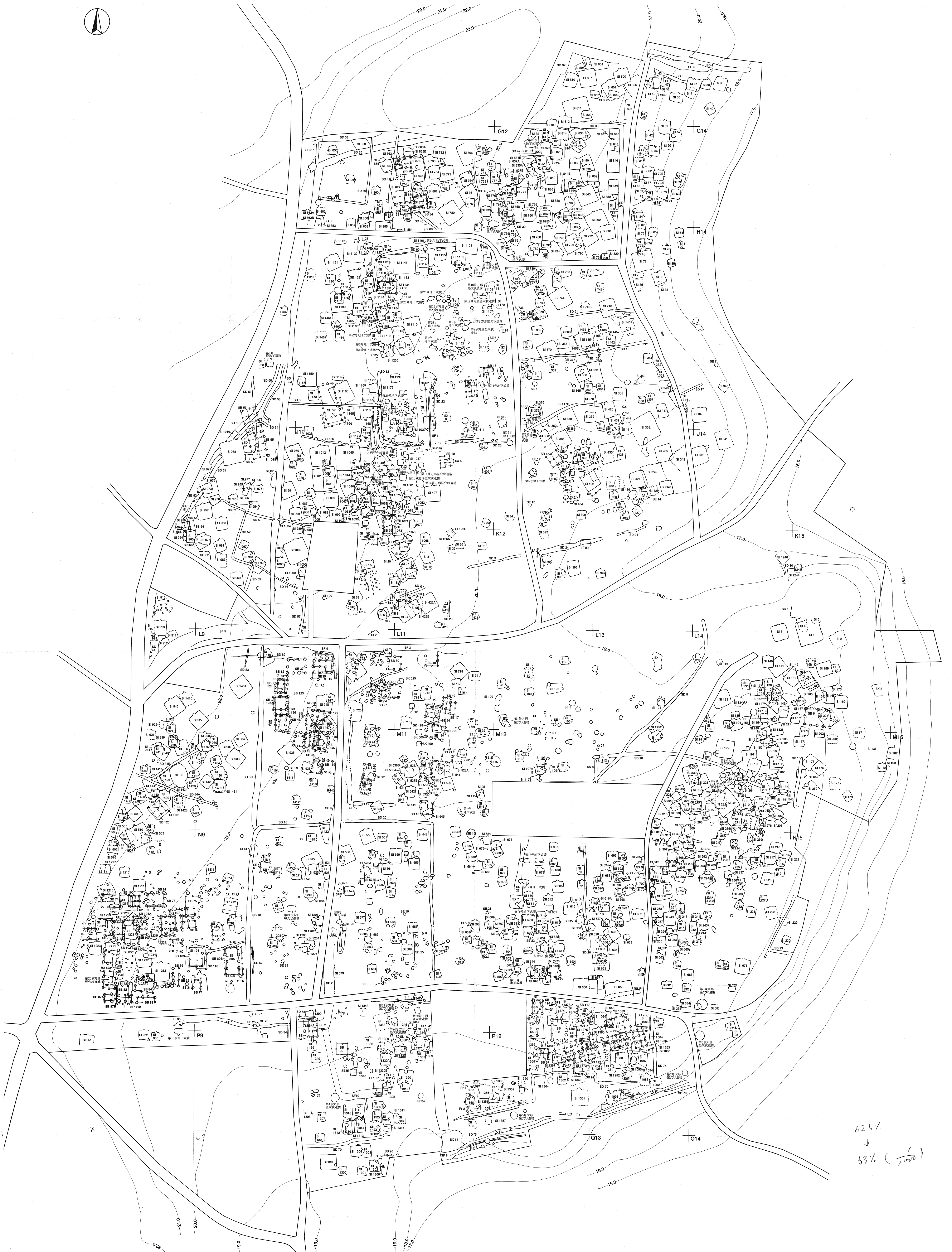
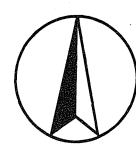
茨城県教育財団文化財調査報告第190集

付図1 熊の山遺跡10区遺構全体図

付図2 熊の山遺跡遺構全体図



付図1 熊の山遺跡10区遺構全体図



付図2 熊の山遺跡遺構全体図

637

